

## 平成27年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成27年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第1号 (3月3日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	7
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○市長の所信表明	8
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○議員定数等調査特別委員会調査事項報告、質疑、採決	10
○施政方針説明並びに報告第1号及び議案第1号～議案第44号の一括上程、説明	12
○散会の宣告	30

### 第2号 (3月5日)

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	31
○議会事務局職員	32
○開議の宣告	33
○諸般の報告	33
○一般質問	33

#### 1番 筒井 かよ子 君

那珂市観光PRについて	34
ふるさと納税について	36

少子化対策について……………	3 7
総合健診について……………	3 9
常磐線特急電車の料金改定について……………	4 0
1 5 番 遠 藤 実 君	
市長の公約について……………	4 2
2 0 番 木 村 静 枝 君	
平成 2 7 年度施政方針について……………	6 1
2 番 寺 門 厚 君	
水道事業給水について……………	7 2
高度化する専門業務対応人材確保について……………	8 0
7 番 古 川 洋 一 君	
市長 2 期目の市政方針（公約）等について……………	8 5
○散会の宣告……………	1 0 1

### 第 3 号 （3月6日）

○議事日程……………	1 0 3
○本日の会議に付した事件……………	1 0 4
○出席議員……………	1 0 5
○欠席議員……………	1 0 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 0 5
○議会事務局職員……………	1 0 5
○開議の宣告……………	1 0 6
○諸般の報告……………	1 0 6
○一般質問……………	1 0 6
1 9 番 石 川 利 秋 君	
道路行政について……………	1 0 6
法定外公共物の有効活用について……………	1 1 2
3 番 小 宅 清 史 君	
那珂市保育計画について……………	1 1 3
協働のまちづくりについて……………	1 1 9
瓜連駅前「日本サーボ跡地」について……………	1 2 7
○議案等の質疑……………	1 3 1
○議案等の委員会付託……………	1 3 1
○選挙第 1 号の選挙……………	1 3 2
○散会の宣告……………	1 3 2

第 4 号 (3月20日)

○議事日程	1 3 3
○本日の会議に付した事件	1 3 5
○出席議員	1 3 5
○欠席議員	1 3 5
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	1 3 5
○議会事務局職員	1 3 5
○開議の宣告	1 3 7
○諸般の報告	1 3 7
○報告第1号及び議案第1号～議案第44号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○同意第1号の上程、説明、採決	1 4 9
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○委員会の閉会中の継続(調査・審査)申出について	1 5 9
○閉会の宣告	1 5 9
○署名議員	1 6 1

那珂市告示第10号

平成27年第1回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年2月24日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成27年3月3日(火)

2. 場 所 那珂市役所

平成27年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	3月3日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	3月4日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	3月5日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
			午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	3月6日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
			本 会 議 終 了 後	委員会	1. 議会運営委員会
第5日	3月7日	土		休 会	
第6日	3月8日	日		休 会	
第7日	3月9日	月		休 会	(議事整理)
第8日	3月10日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	3月11日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	3月12日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	3月13日	金		休 会	(議事整理)
第12日	3月14日	土		休 会	
第13日	3月15日	日		休 会	
第14日	3月16日	月		休 会	(議事整理)
第15日	3月17日	火		休 会	(議事整理)
第16日	3月18日	水		休 会	(議事整理)
第17日	3月19日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (質疑・討論通告締切、午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	3 月 2 0 日	金	午 前 1 0 時	本 会 議	1. 委 員 長 報 告 及 び 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）

平成27年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第1号（3月3日）

## 平成27年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成27年3月3日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議員定数等調査特別委員会調査事項
- 日程第 4 施政方針・議案等説明
- 報告第 1号 専決処分について(那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 議案第 1号 那珂市行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 那珂市総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市保育所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 那珂市保育所保育所医設置条例を廃止する条例
- 議案第18号 那珂市保育所の保育に関する条例を廃止する条例
- 議案第19号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に

関する条例を廃止する条例

- 議案第20号 市長の給料月額の特例に関する条例
- 議案第21号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例
- 議案第22号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例
- 議案第23号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 議案第24号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例
- 議案第25号 那珂市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例
- 議案第26号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例
- 議案第27号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第28号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第29号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第32号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 平成27年度那珂市一般会計予算
- 議案第34号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第35号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第38号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第39号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第40号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 平成27年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第43号 指定管理者の指定について
- 議案第44号 市道路線の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	檜村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	檜村武君
総務部次長	川崎薫君		

---

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	次長補佐	渡辺荘一君
書記	萩谷将司君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長、危機管理監、農業委員会事務局長、総務部次長の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局長、書記が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を、別紙のとおりお手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成26年12月分、平成27年1月、2月分の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

---

◎市長の所信表明

○議長（助川則夫君） 会議に先立ちまして、市長の所信表明についてこれを許します。  
市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） おはようございます。

平成27年第1回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。本定例会の開会にあたりまして、市長就任のご挨拶と、私の市政運営に対する所信を申し述べさせていただきます。

私はこのたびの那珂市長選挙におきまして、多くの有権者の皆様のご支持をいただき2回目の当選を果たすことができました。

これもひとえに市民の皆様並びに市議会議員の皆様からのご理解、ご支援のたまものと、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

私は、今回の市長選挙におきまして、「一人ひとりが輝くまち」、「未来に夢がもてるまち」の実現に向け、市政改革の継続を訴えてまいりました。このたびの結果は、その訴えに対する有権者の皆様からのご理解を示すものであり、また同時に、私が1期4年の間に、公約の9割を実現しましたことを、市民の皆様にご認めていただいたあかしであると認識しております。

今改めて、市長としての責任の重さを痛感しておりますとともに、今回の選挙において、有権者の皆様からいただいたご意見・ご提言を真摯に受けとめ、今後、さらなる市政発展のため、虚心坦懐、誠心誠意、取り組んでいく決意であります。

私はこの選挙期間中、市民の皆様にご7つの公約をしてまいりました。

1つ目は「地方創生のため、総合戦略本部をスタートさせ、地域再生に取り組むこと」。

2つ目は「福祉と教育、子育て、生活道路整備などの生活の利便性向上を優先して市政を行うこと」。

3つ目は「那珂市地域振興公社をつくり、特産物の開発、6次産業化など特色のある企業展開ができる仕組みをつくること」。

4つ目は「小中一貫教育を導入し、生きる力を伸ばし英語教育も推進すること」。

5つ目は「瓜連駅のサーボ跡地（旧瓜連小跡地）の利活用を実現すること」。

6つ目は「JA本部事務所を那珂市に早急に誘致できるよう全力を尽くすこと」。

7つ目は「大規模商業施設実現を支援すること」。

以上7つであります。

私が目指す政治は、「人間を大事にする政治」「市民が主役の政治」ー福祉と教育が充実する政治ーです。市民生活の安心を保障し、市民が相互に支え合い、個人がその責任を果たす。そのような地域社会をつくることです。また、未来を担う子供たちが希望に満ちた夢を持てるように、そして那珂市を支えて頂ける市民となるように育てていくことです。市民一人一人の生活を支援し、夢がかなうように手助けすることが政治であると考えております。

一方、那珂市は合併して10年が過ぎ、来年度から年次的に地方交付税が減額となります。厳しい財政状況ではありますが不用意に借財を増やすわけにはいきません。将来、那珂市が県北地区の雄としてイニシアチブを発揮するためには、さらなる行財政改革を推進し、財政健全化を図りながら、重要施策に予算を重点配分し、効率的で効果的な市政運営を行ってまいります。

私が初めて市長に就任して間もない平成23年3月11日、東日本大震災が発生しました。これまで復旧・復興のため、市民の皆様や議会、職員と力を合せてやっとここまで回復できました。長い時間がかかりました。今後、那珂市は復興から飛躍へ向かわなければなりません。

そのためにも、第1次那珂市総合計画に掲げた施策を着実に実践し、安心・安全で住んでよかったと幸せが実感できるまちを創造することが私に課せられた使命であります。

市民の皆様と手を携え、未来に夢が持てる地域づくりを進めるとともに、職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げ、私の市長就任にあたりましての所信表明といたします。

ご清聴ありがとうございました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（助川則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、20番、木村静枝議員、21番、海野進議員、22番、木内良平議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（助川則夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月20日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、遠藤 実委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

---

#### ◎議員定数等調査特別委員会調査事項報告、質疑、採決

○議長（助川則夫君） 日程第3、議員定数等調査特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議員定数等調査特別委員会、加藤直行委員長、登壇願います。

〔議員定数等調査特別委員会委員長 加藤直行君 登壇〕

○議員定数等調査特別委員会委員長（加藤直行君） おはようございます。

議員定数等調査特別委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告をいたします。

記。

付託事件。調査事件、1. 議員定数に関する事項。2. 議員報酬等に関する事項。

2、結果。議員定数に関する事項。定数は22人から4人削減して18人とする。2、議員報酬等に関する事項。報酬は議長、副議長、議員それぞれ5万円増額する。政務活動費は月額2万円を1万円に減額する。

3、経過。特別委員会を8回開催し、全国や県内の市議会の議員定数や報酬等の現状を調査するとともに、議会基本条例に基づき公聴会を開催して、市民の意見の聴取を行い、当特別委員会において意見を集約いたしました。

市民が議会や議員に対して求めている姿としては、全国や近隣の議員数削減の状況を考慮し、少数精鋭で市民のために一生懸命働く議会を目指し、議会活動に専念できる安定した生活を保障し、若年層や女性など多様な人が議会人として活躍できる環境を整えることなどがありました。

当特別委員会としては、これらの市民意見を参考にしながら、委員会で意見を集約し、定数を18人、報酬5万円増、政務活動費月額1万円という結論とした。これによる市の財政への影響は、年間約1,000万円以上の議会費の削減となりました。

また、当特別委員会では、財政的な効果も含めて改正するため、議員定数、議員報酬、政務活動費の条例改正にあたっては、3つを一括して改正すべきであるとの結論となりました。

なお、結論に至るまでの意見は以下のとおりであります。

議員定数については、民意を反映するために議員は必要であるから22人の現状維持、近隣市議会の削減数を考慮して20人、少数精鋭といっても必ずしも精鋭な人ばかりが選出されるわけではない、少数では市のチェックが十分でない、多数だと議員一人の責任が希薄する、定数を減らして財政負担を軽減する、全国的な議員定数削減の実態を反映すべきなどの意見がありました。

議員報酬については、増額することは実質賃金も下がっている中で市民の理解を得られない、近隣の市議会に倣って定数を2人削減し、その削減分で報酬を3万円増額、議員を目指すには今の報酬では家族に反対される、将来の議会人をつくり上げていくには10万円ぐらい上げてもいい、議員は健康保険も年金もない不安定な職業である、議員の専門化が進んでいる、いろいろな方が議員になるには報酬アップが必要、県内市議会の報酬平均より低いなどの意見がありました。

政務活動費は、報酬を上げるのであれば廃止または減額すべき、活動に必要な費用であるので現状維持、会派活動などを考慮して再検討すべきではないかとの意見もありました。

また、最終的な結論を提出するにあたり、特別委員会としては、以下の意見もあわせて報

告する。

議会として、定数削減、報酬増額、政務活動費減額を選択し、決定することについては、今後の議会のあり方についても、十分に考慮する必要がある。

定数を削減するには、一般的には多様な市民の意見を反映させるという面ではマイナスになると懸念される。今後は、今まで以上に議会報告会などにおいて市民の意見を議会に反映させていくなど創意工夫が必要である。

報酬の増額は、議員活動に専念し、一生懸命に市民のために働くために増額するものである。今後は今まで以上に議員に対する市民の目が厳しくなり、議員個人の自覚と責任ある行動や、積極的な議員活動が求められる。

政務活動費は減額となるが、用途を明確にし、有効に活用していくことが求められます。

これらのことから、那珂市議会は今後も議会基本条例に基づき、開かれた議会を目指し、市民の意見を議会に反映させる努力を重ねることや、議員個人も自覚と責任を持ち、議員活動に専念することが必要である。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

議員定数等調査特別委員会は調査終了とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

議員定数等調査特別委員会は、調査終了とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎施政方針説明並びに報告第1号及び議案第1号～議案第44号の一括

##### 上程、説明

○議長（助川則夫君） 日程第4、平成27年度施政方針説明並びに今期定例会に上程された報告第1号及び議案第1号から議案第44号までの以上45件の議案等について一括して説明を願います。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） このたびの定例会におきましては、平成27年度当初予算についてご審議いただくことになっておりますので、まずはこの場で私の市政運営に臨む所信の一端を明

らかにし、新年度に取り組む主要施策の概要等について述べさせていただきたいと存じます。  
お手元の平成27年度施政方針をごらん願います。

平成27年度施政方針。

平成27年度那珂市一般会計をはじめ、各種特別会計及び水道事業会計の当初予算のご審議をお願いするにあたり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、現在の我が国の状況を見ると、政府による一連の経済政策により、株価の上昇や円安が誘導され、企業の業績や人々の消費動向が上向くなど、景気の回復に期待を抱かせる要素が出てきたところでもあります。しかしながら、労働賃金への反映の速度はいまだ鈍く、特に地方におきましては、本格的な景気回復の恩恵を実感するには至ってはならず、依然として厳しい状況が続いております。

そのような中、直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組み、日本の将来を持続可能なものとするため、国においては「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これにより、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための今後5カ年の目標や施策、基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が取りまとめられました。

これを受け、地方自治体においては、地域の特性や実情を踏まえた「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服を確実に実現するための施策を、国とともに一体となって展開していくこととされたところでもあります。

一方、本市においては、第1次那珂市総合計画後期基本計画により、今後のまちづくりの指針として掲げた各種施策を推進しているところでもあります。今後は、庁内に「まち・ひと・しごと創生推進本部（仮称）」を組織し、策定する「地方版総合戦略」に基づき、総合計画と整合を図りながら、「まちの創生」、「ひとの創生」、「しごとの創生」を実現する施策に取り組んでまいります。今回の総合戦略では、一過性の対症療法としてではなく、根本的な原因の改善に取り組み、那珂市が飛躍できる施策を実施してまいります。

また、このたびの選挙において、私は「復興から飛躍へ」「那珂らしく新しく」の実現を訴え、市民の皆様のご支持を頂戴し、この場に立たせていただきました。そして、その実現のために、市民の皆様とお約束をしてまいりました。先ほどの所信表明で述べさせていただきました、7つの重点政策をはじめさまざまな分野において斬新な政策を約束しております。全て、元気で住みよい、住みたくなるまちづくりを進める上で大切なことだと考えておりますので、直ちに取り組みを開始したいと考えております。

私は、市民の皆様のご負託に応え、元気がみなぎる那珂市をつくるべく、いかなる困難な課題にも挑戦してまいり所存であります。そのためにも、私と職員がともに一丸となり、迅速に課題解決に取り組み、より高品質の行政サービスを市民の皆様にご提供してまいります。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成27年度当初予算の概要について申し上げます。

平成27年度の那珂市予算は、歳入では税率改正により地方消費税交付金の増額が見込まれる一方、収入の根幹となる市税が固定資産税の評価替え等に伴い減収が見込まれることに加え、国の地方財政対策により普通地方交付税及び財源対策の地方債についても減額が見込まれることから、財政調整基金等からの繰入金により必要な財源の確保を図りました。

また、歳出では、国の子ども・子育て支援新制度に係る費用に加え、市道の改良・補修、市街化区域の整備などの社会基盤整備や、東日本大震災からの復興に向け必要な事業への重点的な予算配分を行っています。しかしながら、その一方で、行財政改革への取り組み効果により公債費が大幅減となったものの、扶助費や各種特別会計への繰出金が増加している中、平成27年度から普通交付税における合併算定替の縮減が始まるなど、将来的にも厳しい財政状況が予想されます。それらを見据えた中で、歳入に見合った歳出の原則に立ち、事務事業の見直しを進めた中で、財源の効率的な配分に努めた予算編成を行いました。

その結果、一般会計については前年度比3.8%増の188億4,000万円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比19.0%増の68億2,400万円、下水道事業特別会計は前年度比8.1%増の25億1,900万円、公園墓地事業特別会計が前年度比8.3%増の1,300万円、農業集落排水整備事業特別会計が前年度比25.2%増の10億1,500万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比2.2%増の44億500万円、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計が前年度比33.0%減の1億2,400万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比1.0%増の5億1,900万円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比0.9%増の11億9,820万2,000円、収益的支出が前年度比5.1%減の10億7,815万2,000円、資本的収入が前年度比250.2%増の4億507万7,000円、資本的支出が前年度比110.3%増の8億8,729万4,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、第1次那珂市総合計画に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

まず、第1章、市民との協働のまちづくりについてであります。

協働のまちづくりの推進につきましては、市民との協働体制の確立に向け、引き続き地区まちづくり委員会、自治会及び市民活動団体の活動を支援するとともに、市民一人一人がまちづくりの主体であることを認識し、進んでまちづくりに参加できるよう、まちづくりリーダー養成講座や協働のまちづくり推進フォーラム等を通して、学習機会の提供や啓発を行ってまいります。

広報事業につきましては、「広報なか」の表紙を本年新年号から一新したこともあり、今後さらに市民の皆様が親しまれる広報紙を目指して、読みやすくわかりやすい紙面づくりに努めてまいります。また、ホームページのほか、フェイスブックやツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を活用し、市の魅力度向上を図るため積極的に情報を発信してまいります。

広聴事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口での対応や市民ボックス、提案メールに加え、郵便により直接市長へ意見が届けられる「市長への手紙」を導入したところです。引き続き、広く市民の意見・要望の聴取に努めてまいります。また、市の計画等の立案にあたりましては、引き続きパブリックコメントを実施するほか、「市長と話そうふれあい座談会」を継続して実施し、市民の皆様との対話や意見交換を通して市民のニーズを把握し、市政運営に反映してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、那珂市男女共同参画プラン後期実施計画に基づき、女性活動団体等と連携を図りながら、さまざまな取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人一人の人権が尊重される社会をつくるため、人権問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。また、本年は戦後70年の節目の年であることから、例年の戦争パネル展の開催に加え、広報紙の特集記事や歴史民俗資料館の企画展などを通して、広く市民に対して平和について学び、考える機会を提供し、平和を守る意識の醸成に努めてまいります。

続きまして、第2章、安全で快適な住みよいまちづくりについてであります。

防災対策につきましては、自主防災組織が結成されている自治会に対し、防災訓練の実施を呼びかけ、防災意識の醸成を図り組織の強化を推進するとともに、未結成の自治会に対しては、その必要性を十分に説明し、結成促進を図ります。また、那珂市地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりを推進するため、食料や飲料水等非常用食糧の備蓄を進めるとともに、情報伝達手段の適切な管理を図るなど、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。さらに、防災訓練につきましては、引き続き地域ごとの訓練の実施に重点を置いてまいります。

原子力の防災対策につきましては、那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災体制の整備・充実に努めるとともに、広域避難計画の今年度内の策定を目指して作業に取り組んでまいります。また、東海第二原子力発電所の再稼働問題につきましては、国、県及び近隣市町村の動向を注視しながら、議会及び市民の意見を尊重し判断してまいります。

木造住宅耐震化促進事業につきましては、那珂市耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着工の木造住宅）に対して、補強設計及び耐震改修工事に要する費用の補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

消防行政につきましては、複雑多様化する各種災害に対応するため、西消防署の資材運搬車を更新し消防力の充実強化を図ります。

また、救急業務につきましては、救急需要に対応するために救急隊員や指導的役割を担う救急救命士を養成し、救命率の向上を図るほか、救急救命講習会等の開催を推進し、応急手当の普及啓発に努めてまいります。

防犯対策につきましては、防犯灯設置の補助や空き家の実態調査を行うことにより、地域

の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安全・安心のまちづくりへの取り組みとして、警察や防犯協会等と連携した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

消費者行政につきましては、情報技術の多様化や高齢化の進行により、消費者に対するトラブルも悪質かつ巧妙化しております。消費者問題に適切に対応できるよう、「消費生活センター」における相談・あっせん処理の機能を強化するとともに、消費者が安全・安心な消費生活を営むことができるよう、今後も出前講座等により広報啓発を推進し、消費者被害の未然防止を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察等関係機関との協力により季節ごとに交通事故防止運動を展開し、高齢者や子供の事故や自転車事故等の防止に努めてまいります。また、飲酒運転や夜間の交通事故防止等の広報啓発活動を実施し、交通マナーの向上を図るとともに、高齢者や児童・生徒に重点を置いて交通安全教育を実施してまいります。

環境行政につきましては、第2次那珂市環境基本計画に基づき、自然と調和した豊かな環境を確保してまいります。省エネルギーや環境保全、ごみの減量化やリサイクルの推進を図るため、講演会の開催や広報等を通じた啓発を行うとともに、市民との協働による環境にやさしいまちづくりを目指し体制づくりに努めてまいります。

市道整備につきましては、生活道路としての利便性の向上と安全な交通環境の確保を図るため、緊急性と必要性を考慮しながら地域の要望を総合的に勘案し、継続的に道路の新設や改良、維持補修を実施し、舗装率の向上に努めてまいります。

橋りょうの維持管理につきましては、できる限り長く使い続けるといった予防保全型の維持管理へと転換するため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき最適な維持管理を計画的に実施してまいります。

排水路整備事業につきましては、両宮排水路の全体整備計画区間の約7割が完成しましたが、引き続き未整備となっている中間部につきましても年次計画に基づいて整備を実施し、大雨等による冠水被害を防止するため早期完成を目指し推進してまいります。

都市計画道路につきましては、菅谷市毛線（第3期、延長1,400メートル）及び上宿大木内線（延長440メートル）について、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

公共交通の推進につきましては、日常生活の移動手段に不便を来している地域住民の交通手段を確保するため、県・沿線市・事業者等と連携を図り、公共交通の維持に努めてまいります。また、市が運行する「ひまわりバス」及び「ひまわりタクシー」につきましては、利用者のニーズを把握しながら利便性の向上に努めてまいります。

地籍調査事業につきましては、南酒出（Ⅰ）地区の成果の閲覧と認証の作業を行うとともに、南酒出（Ⅱ）地区の長狭物・一筆地の調査を実施してまいります。

市街地の整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、菅谷地区まちづくり事業を引き続き実施してまいります。また、下菅谷地区まちづくり事業においても、同交付金

により、第1期分の都市計画道路下菅谷停車場線及び街区道路等の整備を継続して進めてまいります。

上菅谷駅前地区まちづくり事業につきましては、課題でありました駅前公衆トイレ改修工事がまもなく完成し、本年度は区域界の市道大木内線の道路改修工事を進めてまいります。また、上菅谷駅前地区土地区画整理事業についても、関係権利者全員から事業への合意が得られたことにより、事業完了に向け諸手続を進めてまいります。

上水道事業につきましては、安全でより安定した水の供給を図るため、既存の施設の適正な維持管理に努めてまいります。また、配水管網整備計画に基づき配水管の整備及び老朽管の更新を引き続き行ってまいります。平成27年度から木崎浄水場のⅠ期更新事業（改修）の配水池の築造工事に着手し、平成34年度の完成に向けて計画的に進めてまいります。また、厚生労働省が策定した新水道ビジョンを受けて、平成27年3月に策定された「那珂市水道事業ビジョン」に基づき、「安全」・「強靱」・「持続」を達成するため、確実に進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、第1次整備優先地区のⅠ期地区である額田、後台及び門部地区は引き続き汚水管布設工事を進めます。また、Ⅱ期地区である額田、後台、菅谷東、戸多及び中里につきましては、早期の供用開始に向け汚水管布設工事に着手し、快適で衛生的な生活環境の整備に努めてまいります。

農業集落排水整備事業につきましては、鴻巣地区Ⅱ期地区について、本年度中の事業完了を目指し、管路布設工事を進めてまいります。酒出地区につきましても、平成26年度中に全体実施設計及び処理場用地の取得等が完了し、本年度より管路布設工事に着手し農村環境の早期改善を図ってまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業の認可区域以外の区域において、引き続き補助を行ってまいります。

続きまして、第3章、健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくりについてであります。

地域福祉につきましては、那珂市地域福祉計画に基づき、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関と引き続き連携を図り、要援護者の支援体制を強化し、お互いを認め支え合う地域社会の構築を目指してまいります。

生活保護につきましては、生活保護制度に基づく保護費の適正化を進めるとともに、受給者の自立を促すため就労支援等に努めてまいります。

また、新たに施行されました生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の自立支援策の強化に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、那珂市高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、健康づくりや介護予防事業の効果的な実施、介護保険事業の円滑な運営等、高齢者の保健・福祉・介護施策について、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。市内3圏域にある地域包括支援センターや市社会福祉協議会等の関係機関と緊密に連携を図

り、高齢者が可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、那珂市障がい者プランに基づき、障がいの有無にかかわらず地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、自立と自己決定により社会に参加・参画することができ、地域で安心して暮らしていけるよう支援を必要とする方に対して適切な障がい福祉サービス等の提供に努めてまいります。

母子保健につきましては、乳児訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診断等により育児不安の解消に努めるほか、定期予防接種の勧奨、任意予防接種の助成により感染症のまん延と重篤化を防止するなど、安心して出産・子育てができる体制を進めてまいります。また、不妊治療費につきましても、県補助金の上乗せ助成を引き続き継続してまいります。

子育て支援につきましては、新たに策定いたしました平成27年度から平成31年度までを計画期間とする子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における子育て支援事業の充実に努めてまいります。

子供や子育て家庭を社会全体で支援する仕組みを構築するため、在宅の乳幼児に対する子育て支援として、子育て支援センター「つぼみ」や民間保育所等での支援事業を充実します。また、ファミリーサポートセンターの利用や地域との交流事業を進めるほか、子供の発達に悩みを抱える保護者の相談窓口として、こども発達相談センターの相談支援体制を充実するなど、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。

民営化を進めてきました額田保育所につきましては、本年4月から学校法人大成学園に事業を移管し、「大成学園額田保育園」として新たにスタートいたします。

家庭児童相談室では、引き続き児童虐待や母子家庭の自立等に関する相談の充実を図ります。

成人保健につきましては、健康寿命の延伸とともに平均寿命と健康寿命の差を短縮することを目標に、疾病の早期発見のため定期健診・がん検診等を進めてまいります。また、保健指導を実施し、生活習慣の改善に取り組むなど、健康づくりを進めてまいります。

続きまして、第4章、豊かな心と文化を育む教育のまちづくりについてであります。

学校教育につきましては、個性と創造性を育む学校教育の充実を図ることを目標に、児童生徒の基礎的・基本的な知識と技能の習得に努めるとともに、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図ってまいります。そのため、引き続き小・中学校へ非常勤講師やALT（外国語指導助手）、障害児学習指導員等を配置するほか、中学校2年生及び3年生については市独自に35人学級を実施するとともに、小学校教育の6年間と中学校教育の3年間の9年間を見通し、個々に応じた一貫したきめ細やかな指導を行い、教育効果の向上を目指し小中一貫教育を実施してまいります。また、教職員を対象とした教科・領域研修や特別支援教育研修、生徒指導研修等を実施し、教員の小中一貫教育に対する意識改革や指導力の向上に努めてまいります。

さらに、学校生活への悩みを持つ児童生徒及び保護者並びに教員の多様な教育相談に応じるため、教育支援センター機能を充実するとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラー等による指導・支援を行ってまいります。

また、いじめ問題につきましては、那珂市いじめ防止基本方針に基づき「いじめは絶対に許さない」との意識を全ての人が持ち、地域社会全体で児童生徒を見守るとともに、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ調査委員会を設置し、いじめの問題の克服に取り組んでまいります。

幼児教育につきましては、新たにスタートする子ども・子育て支援制度及び那珂市立幼稚園教育振興計画に基づき、特別支援教育の充実や預かり保育等を継続し、幼稚園教育の一層の充実に努めてまいります。また、市立幼稚園の再編を計画的に進めてまいります。

学校施設につきましては、安全・安心で快適な教育環境づくりを推進してまいります。地域住民の災害時の緊急避難場所としても活用される屋内運動場や校舎について、耐震補強・大規模改修工事を計画的に進めており、本年度は、第一中学校及び瓜連中学校の校舎の耐震補強工事を実施します。

中央公民館につきましては、市民の意向を反映した講座の充実や自主事業の積極的な展開など、多様化する市民ニーズに対応するとともに、各地区まちづくり委員会と連携を深め、地域における生涯学習活動を推進してまいります。

市立図書館につきましては、生涯学習の身近な拠点として、多くの市民が読書を生活の一部として取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう読書環境の充実に努めてまいります。また、学校との連携を図り、子供たちの読書活動を支援してまいります。

スポーツの推進につきましては、那珂市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯にわたるスポーツの推進・振興を図るとともに、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に親しめるよう総合型地域スポーツクラブ「ひまわりスポーツクラブ」を支援してまいります。また、那珂総合公園を活用して、水泳教室をはじめとする各種スポーツ教室の充実を図り、市民の健康の維持・増進に努めてまいります。

青少年健全育成につきましては、家庭教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域の連携をより一層深め、子供たちが健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。また、ふるさと教室における体験事業の充実により、小学生のふるさとを愛する心と社会性の涵養を図ってまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、歴史民俗資料館を拠点として季節展や企画展を充実するとともに、市史編さん事業を進めてまいります。また、市民との協働により、額田城跡の保存管理をはじめ各種の歴史遺産の保存活動を進めてまいります。

国際交流につきましては、市国際交流協会と連携し異なる文化や生活習慣を互いに理解し合える多文化共生の推進に努めるとともに、国際親善姉妹都市であるアメリカ合衆国オークリッジ市との交流を通して、国際的感覚を持ち、グローバル社会に対応できる人材を育成し

てまいります。

市民交流事業につきましては、友好都市である秋田県横手市との交流を通して、異なる風土や文化、生活習慣等に触れ、市民及び市民団体の友好関係が継続・発展できるよう交流活動を支援してまいります。

続きまして、第5章、活力があり賑わいのあるまちづくりについてであります。

農業農村整備事業につきましては、引き続き有ヶ池地区及び芳野地区において県営事業を実施してまいります。また、基幹水利施設ストックマネジメント事業による既存施設の長寿命化や県単かんがい排水事業において施設の更新を進めるとともに、農地中間管理事業を活用した担い手等への集積を進めながら、国営・県営での計画地区ほ場再整備の推進に取り組んでまいります。

農業振興につきましては、米の消費拡大や農畜産物の生産とあわせて、食品加工、流通、販売にも農業者が積極的にかかわるいわゆる6次産業化の構築・支援に取り組んでまいります。また、畑地の利用状況について、現状を把握し作付面積の拡大や新たな作物の導入を進めるため、県県央農林事務所経営・普及部門やJA常陸等の関係機関と連携して普及促進を図るとともに、営農指導員による営農相談や営農指導の強化をしながら、認定農業者、新規就農者等の担い手の確保・育成を実施してまいります。

JA本部事務所の移転につきましては、那珂市へ誘致できるよう積極的に働きかけを行ってまいります。

遊休農地の対策につきましては、遊休農地解消対策事業や耕作放棄地再生利用事業、農地利用集積事業、農地中間管理事業等を活用して農地の集積を進めるとともに、農業委員会その他関係機関と協力して解消に向け取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、那珂市商工業振興計画に基づき商工業の活性化に向けた取り組みを進めるとともに、自治・振興金融制度による事業資金の融資支援及び雇用対策として就職活動の支援を行ってまいります。

また、第1回那珂市産業祭の開催に向けて取り組むとともに、地域産業の振興と地域経済の活性化に資する特産品ブランド化推進事業についても、引き続き取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、製造業に限らず多様な業種について誘致の可能性を探るとともに、県や関係機関等との連携や情報収集に努めてまいります。また、引き続き固定資産税の優遇や緑地面積率の緩和措置等を生かし積極的な誘致活動に取り組むとともに、既存企業の支援を行ってまいります。

観光振興につきましては、那珂市観光振興計画に基づき、市の歴史、文化、自然、人などの地域資源を生かし、観光客の誘致を図ります。また、観光と商業・農業などの地域産業が連携する仕組みをつくることにより地域経済の活性化を図るほか、市観光協会はじめ関係機関と連携し市の魅力や情報を積極的に発信して市のイメージアップに努めてまいります。

最後になります。第6章、行財政運営の効率化による自立したまちづくりについてであり

ます。

行財政改革につきましては、第3次那珂市行財政改革大綱に基づき、引き続き計画的かつ積極的に取り組んでまいります。

社会保障・税番号制度への対応につきましては、運用開始まで適切に対応できるよう各種システムを改修してまいります。

戸籍情報システムにつきましては、共同運用に移行することにより経費削減を図るとともに、堅牢なデータセンターを利用することで災害時の業務継続を確保するなど、行政サービスの一層の向上と効率的な運営に努めてまいります。

職員研修につきましては、那珂市人材育成基本方針に基づき、それぞれの役職階層において求められる知識や能力をはじめ、政策形成能力や行政経営能力、危機管理能力等の専門的能力の育成に努めるとともに、信頼される職員、自立する職員、創造性あふれる職員の育成に向け、職員一人一人の意識改革や資質・能力の向上を図ってまいります。

人事評価制度につきましては、平成26年度からこれまでの管理職に加えて一般職にまで対象を拡大し試行してまいりました。本年度は引き続き本施行に向けて研修を実施しながら、さらなる制度構築を進めてまいります。

職員数につきましては、職員の適材適所への配置を進めるとともに、定年退職者の再任用の状況等を勘案しながら、将来的に各年齢層の偏りが生じないよう新規採用者の計画的採用を進め、適正な定員管理を行ってまいります。

市税等の納付につきましては、平成24年度からコンビニ収納を導入したところであり、引き続き納税機会の拡充により市民サービスと収納率の向上を図ってまいります。

公有財産の適正管理と有効活用につきましては、未利用地となっている瓜連駅北側の市有地等につきまして利活用を図ります。

窓口業務の日曜開庁につきましては、市民生活の利便性の確保と市民顧客主義の観点に基づき、平成23年9月から実施しております。3年半が経過し、市民にも浸透しつつある中、今後もさらなる利便性の向上に向け、検討・改善を加えながら継続してまいります。

事務権限の移譲につきましては、平成26年6月に第4次地方分権一括法が公布され、今後一層国・県からの権限移譲が進められることが予想されますので、こうした流れに対応するための組織体制を整備するとともに地域の自主性及び自立性を高め、住民等へのサービスや利便性の向上に取り組んでまいります。

以上、平成27年度の市政運営にあたっての基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、那珂市の発展をさらに確実なものとし、輝ける未来を創造するため、さきに申し述べました各種施策を一つ一つ確実に推進しながら、市民生活において真の豊かさが実感できるよう全力を挙げて取り組んでまいりたい決意であります。

ここに、議員各位並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

施政方針といたします。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

市長、登壇を願います。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成27年第1回那珂市議会定例会に提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出いたしました事案のうち、「報告」が1件、議案として「条例の一部改正」が16件、「条例の廃止」が3件、「新規条例の制定」が7件、「平成26年度各種会計補正予算」が6件、「平成27年度各種会計予算」が9件、「その他」が3件の、計44件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明をいたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号 専決処分について（那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、那珂市国民健康保険条例の一部を改正し、平成27年1月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、出産育児一時金の金額を見直すものでございます。

続いて、議案のうち条例の一部改正についてご説明をいたします。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 那珂市行政手続条例の一部を改正する条例。

行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、那珂市行政手続条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、行政指導を受けた相手方が、当該行政指導が要件に適合しないと思料する場合には、行政指導をした市の機関に対し、行政指導の中止を求めることができるようにするものです。また、何人も法令または条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、処分または行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、処分または行政指導をすることを求めることができるようにするものでございます。

これからご説明いたします議案第2号から議案第7号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴う条例の一部改正になります。

18ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 那珂市総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例。

主な改正内容は、審議会構成委員のうち教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものでございます。

続きまして、22ページになります。

議案第3号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例。

主な改正内容は、教育委員会事務局職員の定数を条例で定めることを規定した根拠条文の条番号の変更に合わせて改正するものでございます。

続きまして、26ページになります。

議案第4号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び那珂市いじめ問題対策連絡協議会等条例が公布されたことに伴い、那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、教育長の重複給与の禁止を定め、特別職の職員で非常勤のものの報酬の対象から委員長を削除したほか、いじめ調査委員会及びいじめ再調査委員会の委員を追加し、あわせて、学校薬剤師、保育所医、保育所歯科医、幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の報酬を見直すものでございます。

続きまして、33ページになります。

議案第5号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

主な改正内容は、総合教育会議で意見を聞くことのできる関係者または学識経験者を実費弁償の支給対象とするものでございます。

続きまして、37ページになります。

議案第6号 那珂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、那珂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、審議会の所掌事項に関し、教育長を追加するものでございます。

続きまして、41ページになります。

議案第7号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

主な改正内容は、特別職に属する職員に教育長を加え、給与月額及び旅費をそれぞれ規定し、あわせて期末手当の額を改正するものでございます。

続きまして、48ページになります。

議案第8号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告に伴う俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを行うため、那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、69ページになります。

議案第9号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

給与実態調査における指摘事項を踏まえ、月額特殊勤務手当について日額化するため、那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、73ページ及び77ページになります。

議案第10号 那珂市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例。

議案第11号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。

この2件につきましては、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、母子及び寡婦福祉法の法律名が変更になったことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、81ページになります。

議案第12号 那珂市保育所設置条例の一部を改正する条例。

額田保育所が、平成27年4月1日から学校法人大成学園に移管となり、民営化されるため、保育所設置条例から額田保育所を削除する改正を行うためのものでございます。

続きまして、85ページになります。

議案第13号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例。

本米崎小学校の統合に伴い、本米崎学童保育所が横堀学童保育所に平成27年4月1日から統合されることと、児童福祉法の改正に伴い学童保育所の入所対象者が小学生となるため本条例に所要の改正を行うものでございます。

続きまして、89ページになります。

議案第14号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

平成27年度から平成29年度（第6期）までの介護保険料を定めるとともに、介護保険法の改正に伴い、地域密着型サービス事業者に加え、介護予防支援事業者の指定要件を新たに規定するものです。また、介護保険法附則に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置について規定するほか、文言の改正を行うものでございます。

続きまして、99ページになります。

議案第15号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

本条例中の条項に文言を追加し、見出しの名称（指定複合型サービス）を改正するものでございます。

続きまして、104ページになります。

議案第16号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正が、平成26年6月25日付で公布、施行されたことに伴い、那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

本条例中の引用条項について、所要の改正（2項繰り上げ）を行うものでございます。

続いて、条例の廃止についてご説明をいたします。

108ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号 那珂市保育所保育所医設置条例を廃止する条例。

現在の条例では、保育所医の設置及び報酬の規定のみのため、保育所歯科医を加え、あわせて保育所医及び保育所歯科医の職務についての条項を整備するため、新たに保育所医及び保育所歯科医の任用等に関する規則を制定することから条例を廃止するものでございます。

続きまして、112ページになります。

議案第18号 那珂市保育所の保育に関する条例を廃止する条例。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、現在の那珂市保育所の保育に関する条例の内容が、新たに制定される那珂市保育の必要性の認定の基準を定める規則に包含されるため条例を廃止するものでございます。

続きまして、117ページになります。

議案第19号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止するものでございます。

続きまして、新規条例の制定についてご説明をいたします。

120ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 市長の給料月額の特例に関する条例。

市長の月額給料を10%削減する措置を平成27年4月1日から平成31年2月12日の間行うため、市長の給料月額の特例に関する条例を制定するものでございます。

続きまして、123ページになります。

議案第21号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例。

平成26年度末までに後台駅駐輪場の整備が完了することを受け、市内6駅7カ所の市営自

転車等駐車場（駐輪場）について、行政財産として明確に位置づけることとしたため条例を制定するものでございます。

126ページになります。

議案第22号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例。

額田地区交流センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正し、平成27年4月にオープンする木崎地区交流センターを追加した条例を制定するものでございます。

続きまして、130ページになります。

議案第23号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律が平成25年6月14日に公布され、介護保険法が改正されたことに伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準が、市の条例に委任されることになったため、国の基準を踏まえ新たに条例を制定するものでございます。

主な内容は、制定の趣旨、定義、基本方針、地域包括支援センター職員に係る基準及び人数等について規定するものでございます。

続きまして、135ページになります。

議案第24号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月14日に公布され、介護保険法が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準が、市の条例に委任されることになったため、国の基準を踏まえ新たに条例を制定するものでございます。

主な内容は、制定の趣旨、定義、指定介護予防支援等の事業の基本方針等について条例で規定し、その他基準の詳細については規則に委任するものでございます。

続きまして、140ページになります。

議案第25号 那珂市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は常勤の特別職となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなる。よって同法の規定により制定された、那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件等に関する条例は廃止とし、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定するものでございます。

続きまして、142ページになります。

議案第26号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例。

子ども・子育て支援法の規定により、幼稚園の保育料が利用者世帯の応能負担による額の

決定とされたため、那珂市立幼稚園保育料等徴収条例の全文を改正するものでございます。

主な内容は、利用者負担額（保育料）を応能区分とし、公立幼稚園と私立幼稚園の利用者負担額（保育料）を4年間の経過措置を設けて統一させるものでございます。また、保育料の軽減措置、預かり保育の保育料の設定を行います。

続きまして、平成26年度各種会計補正予算についてご説明をいたします。補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第27号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第7号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ1億1,991万8,000円を減額し、184億8,109万円とするものでございます。

歳出としては、各事業における契約額、所要額の確定等により事業費を減額するものでございます。

また、増額補正をする主な事業につきましては、総務費においては、基金積立事業について財政調整基金等に積立金を、民生費において、生活保護扶助費について、医療扶助費をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、市税、地方交付税、県支出金、寄附金及び諸収入をそれぞれ増額し、地方譲与税、地方消費税交付金、国庫支出金、繰入金及び市債をそれぞれ減額するものでございます。

さらに、繰越明許費として、両宮排水路整備事業ほか8事業において、各事業諸般の理由により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、議案第28号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ6,331万9,000円を増額し、59億3,454万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、保険給付費において、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費等についての給付費、基金積立金において、支払準備基金への積立金をそれぞれ増額し、また、共同事業拠出金において、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金について、額の確定により国保連合会等へ拠出する負担金をそれぞれ減額するものでございます。

また、歳入については、療養給付費等交付金、共同事業交付金、繰入金及び繰越金をそれぞれ増額する一方、歳出補正予算との関連において、国庫支出金及び県支出金をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、議案第29号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ1億451万4,000円を減額し、22億9,985万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費において、下水道事業基金に積み立てをする基金積立事

業を増額し、また、総務費において、消費税と流域下水道維持管理負担金を、下水道建設費において、公共下水道整備事業における工事費等を、公債費において、流域下水道事業債における起債償還元金をそれぞれ減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金及び諸収入をそれぞれ増額し、また、県支出金、繰入金、市債をそれぞれ減額するものでございます。

繰越明許費としては、那珂久慈流域下水道整備事業において、事業費の一部を繰り越したことから、負担金の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ3,117万円を減額し、7億8,192万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費において、農業集落排水整備事業基金に積み立てをする基金積立事業を、農業集落排水整備事業費において、公有財産購入費を、単独災害復旧費において、工事費等をそれぞれ減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、繰越金をそれぞれ増額し、県支出金、繰入金、市債をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ5,476万1,000円を減額し、42億8,392万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、保険給付費において、居宅介護・予防サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の負担金を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額し、繰越金を増額するものでございます。

続きまして、議案第32号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ2,550万円を減額し、1億6,051万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、区画整理事業費において、事業の進捗により、工事費等を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、一般会計からの繰入金、市債をそれぞれ減額するものでございます。

繰越明許費として、区画整理事業費において、電柱移設に不測の日数を要したことから、補償補填及び賠償金の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、平成27年度の各種会計予算についてご説明いたします。

これからご説明いたします議案第33号から議案第40号につきましては、地方自治法の規定に基づき提出するものとなります。

平成27年度那珂市予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第33号 平成27年度那珂市一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ188億4,000万円で、前年度比3.8%の増となっております。

続きまして、議案第34号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億2,400万円で、前年度比19.0%の増となっております。

続きまして、283ページになります。

議案第35号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,900万円で、前年度比8.1%の増となっております。

続きまして、307ページです。

議案第36号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,300万円で、前年度比8.3%の増となっております。

続きまして、317ページになります。

議案第37号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,500万円で、前年度比25.2%の増となっております。

続きまして、339ページになります。

議案第38号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億500万円で、前年度比2.2%の増となっております。

続きまして、365ページになります。

議案第39号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,400万円で、前年度比33.0%の減となっております。

続きまして、383ページになります。

議案第40号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,900万円で、前年度比1.0%の増となっております。

議案第41号 平成27年度那珂市水道事業会計予算。

平成27年度那珂市水道事業会計予算を、地方公営企業法の規定に基づき提出するものでございます。

続いて、その他の議案についてご説明をいたします。

148ページをお開きいただきたいと思います。

議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について。

公の施設の広域利用に関する協定について、広域対象となる施設の追加に伴い、協定書を再度締結する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、157ページになります。

議案第43号 指定管理者の指定について。

常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の管理について、現在の委託期間が平成27年3月31日に満了となるため、指定管理者の更新について、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、180ページになります。

議案第44号 市道路線の認定について。

道路法の規定により議会の議決を経て、市道路線の認定を行うものでございます。

以上でございます。お聞き苦しい点があったことをおわび申し上げます。どうかよろしくお願いいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時49分

平成27年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第2号（3月5日）

平成27年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年3月5日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	檜村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	檜村武君

総務部次長 川崎 薫 君

---

**議会事務局職員**

事務局長 城宝信保君 次長補佐 渡辺荘一君  
書 記 横山明子君 書 記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

○議長（助川則夫君） おはようございます。

開会前ですが、お知らせをいたします。

本日の議事に入ります前に、今期定例会初日に提出された行政概要報告の差しかえの申し出がありましたので、訂正内容について企画部長から説明を願います。

企画部長。

○企画部長（関根芳則君） 大変申しわけございませんが、議会の初日にお配りいたしました行政概要報告書について誤りがございましたので、3ページの差しかえをお願いいたします。

誤り箇所でございますけれども、4行目の「消防業務」についての1行目の「消防訓練指導については」から3行目の「防火意識の向上を図りました」までの3行が漏れておりましたので、加えさせていただくものでございます。

お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

#### ◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがいまして、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日3月6日は、通告6番及び7番の議員が行います。

以上、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

#### ◇ 筒井かよ子君

○議長（助川則夫君） 通告1番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 那珂市観光PRについて。2. ふるさと納税について。3. 少子化対策について。4. 総合健診について。5. 常磐線特急電車の料金改定について。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

〔1番 筒井かよ子君 登壇〕

○1番（筒井かよ子君） おはようございます。

議席番号1番、筒井かよ子でございます。今回は、トップバッターとして一般質問をさせていただきますこと、大変光栄に存じます。私にも風が吹いてきたかなと思っております。向かい風でなく追い風となってくれることを願いつつ、質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、那珂市観光PRについて。

平成24年6月定例会の一般質問にて観光大使の制定について質問いたしましたが、そのときの答弁は、観光大使の制定は考えていない、ふるさと大使の方々に観光大使的役割も兼ねた活動をしていただいております、必要に応じて職員が対応しているとのことでした。

その後、他の議員もこのことについて質問をしておりますが、その後の状況を見てみると、那珂市のイベントの紹介や特産品の県内外へのアピールなどにはやはり観光大使が必要であるという考えは変わっておりません。

そこで再度質問いたします。

那珂市から今年度のミス・ユニバース・ジャパン茨城大会でグランプリに輝いた菅谷の西野陽子さんがおります。そして、3月には全日本大会に駒を進めるそうです。ぜひご健闘をお祈りいたしております。

昨年度の同じ大会において準ミスグランプリの岩下愛梨さんは、「那珂市観光協会宣伝部長」に就任されております。那珂市から2年連続のこのような輝かしい朗報が示すように、

那珂市には美女がそろっておりますが、お二人とも那珂市で募集をして制定した方々とは少し違います。

私は、那珂市として観光大使の募集をして、市観光PRの顔となる、例えば「ひまわり娘」や「那珂スワンレディ」、「那珂さくら大使」のような存在が必要であると考えます。市内の方に募集をして制定するということに意味があるのです。そして、これは一つの話題の提供にもつながるのです。新聞紙上に他市の観光大使制定の記事が華やかに載っておりますと、やはり目を引きます。

現在は「ひまわり大使ナカマロちゃん」が大いに活躍していることは十分認めますが、さらに観光大使と一緒に那珂市を盛り上げてほしいと考えております。

観光大使の制定について市としてのお考えを伺います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

観光大使の制定につきましては、筒井議員から平成24年第2回定例会におきまして一度ご質問をいただいております。その際には、先ほどお話もありましたとおり、市で任命しておりますふるさと大使の方々に観光大使としての役割も果たしていただいていることから、新たに観光大使を制定することは考えていないという答弁をいたしました。

また、昨年12月第4回定例会におきましても、遠藤議員から同様のご質問をいただいております。その際には、市では観光大使としての役割は「ひまわり大使ナカマロちゃん」や「那珂市観光協会宣伝部長」が担っておりますが、認知度も低いことから、当面は「ひまわり大使ナカマロちゃん」と「那珂市観光協会宣伝部長」を市内外に浸透させるべく、知名度を上げる取り組みを行っていききたいという答弁をいたしました。

基本的な方針としては変わりはありませんが、ただいま筒井議員からお話がありましたように、ミス・ユニバース・ジャパン茨城大会におきまして、既に「那珂市観光協会宣伝部長」としてご活躍いただいております岩下さんの準グランプリに続きまして、2015茨城大会では西野さんがグランプリとなる茨城代表に選ばれ、2年連続で那珂市出身の女性が選出をされるという名誉を獲得しております。

市といたしましては、これを絶好の機会と捉えまして、西野さんにも「那珂市観光協会宣伝部長」に加わっていただきまして、さらなる那珂市の観光PRにご活躍をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 全日本クラスの美女がお二人で「那珂市観光協会宣伝部長」になるということですので、美女どころ那珂市の知名度がもっともっと上がることを期待いたしております。今後もし態勢に変化がありましたときには、またこの件について質問させていただくかもしれません。

2番目に、ふるさと納税について質問いたします。

この問題も、昨年の3月の定例会において、ふるさと納税のお礼品について質問いたしましたが、再度質問させていただきます。

ほかの多くの自治体では、寄附された金額によってなんらかのお礼品が用意されており、その種類も多岐にわたっております。そのお礼品は地域の特産品などが用意され、それは特産品を全国に広められる大変都合のよい方法であると思われま。

その時点においては、那珂市ではお礼品の用意はありませんでした。その理由について、寄附行為を積極的に促すようなことを行うのはいかかなものかという考えがあることに加えて、市として年間を通じてPRする産品が乏しいという現状がある。しかし、市では産品のブランド化に取り組むことになっており、ブランド化の商品ができたときにはぜひ検討させていただきたいと思っているとのことでした。

さらに、26年度中に那珂市ブランド認証制度が制定され、そこで認定品、認証品が誕生したならば前向きに考えていきたい、特産品を広めるためにもよい方法であると考えているとの答弁がありました。

私は、ブランド品に限らずとも、那珂市の米や野菜、「七運クッキー」や「七運汁」セット、「那珂かぼちゃ」など誇るべき産品はほかにもあると思っておりましたが、機は熟し、実際に平成26年に那珂市特産品ブランドが認証されました。クロサワ本舗有限会社の「黄金泉」、これは干し芋です。ひまわりの丘のシフォンケーキ、青柳製菓の「ひまわりの詩」、つぼ焼おおがねの「つぼ焼」、ふれあいファーム芳野の「よしの美人」、これはお豆腐です。肉のヤマダの「ひまわりコロッケ」の6品です。認証された特産品には市民から募集した那珂市特産品ブランド認証シールが張られて、華々しくデビューいたしました。

このように、新たに那珂市特産品ブランドが誕生しました現在、さらに、今般の市長選挙の際の候補者立会演説会において、コーディネーターからの質問の中で、ふるさと納税に対するお礼品はありか否かという質問に対し、海野市長は、ありとのお答えでした。これらを踏まえた中で、市として、ふるさと納税に係るお礼品の検討状況についてお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 傍聴者の方に申し上げます。議場内においては、規定によりまして脱帽をお願いいたしております。ご協力をお願いいたします。

総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

市といたしましては、今年度、特産品ブランドが決まったことを受けまして、那珂市の産品のPRの一環として、ふるさと納税に対するお礼品を贈ることといたしました。現在、商工会などと協議をしながら、特産品ブランドとして認証されました産品を含めた中でのお礼品の選定、さらには発送の仕組みづくり等を検討しているところでございまして、平成27年度中のできるだけ早い段階で実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 27年度中というお答えですので、近い将来、那珂市の特産品が全国に知れ渡ることを期待しております。

ちなみに、インターネットで各自治体のふるさと納税などを紹介しているトラストバンクによりますと、2014年にふるさと納税の額が全国で一番多かったのは長崎県平戸市の12億7,884万円だったそうです。2位が佐賀県玄海町の9億3,206万円、3位は北海道上士幌町の9億1,098万円だそうです。寄附金の額ばかりを取り上げるのも抵抗がありますが、各自治体ともお礼品に知恵を絞っている様子がうかがえます。

ここで、通告はしておりませんが、海野市長と先ほど目が合いましたので、市長のお考えを聞かせていただければうれしいのですが。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ふるさと納税に対する返礼品については十分に検討してまいりました。それで、27年度から実施する方向で、今、財政のほうでカタログとかそういったものを検討中です。でき上がりましたら、議会の皆さん、また市民の皆さんにお示しをしていきたいというふうに思っております。

そういうものでよろしいでしょうか。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） ありがとうございます。よろしくお願いたします。

続きまして、少子化対策について質問いたします。

この問題も以前に質問いたしましたが、再度質問させていただきます。

今年、那珂市には540名以上の新成人が誕生いたしました。成人式に出席いたしますと、これだけの若人が一堂に会している姿は大変活気があり、未来に向けて情熱が感じられ、すばらしいことであります。

しかし、今後、このような若者の人数が年々減少していくことが懸念されております。これは、那珂市にとどまらず日本全体の大きな問題であるということは言うまでもありません。各自治体が我が町への移住者や定住者を募ろうとあれやこれやの策を講じておりますが、しかし、それは日本国内での人の移動にすぎません。もっと根本的に考えなければならないのは、新しい命の誕生というところです。

城里町の町長は、新成人を前に、恋をしましょうと呼びかけたそうです。私は、那珂市でも同じように、皆さん、恋をしましょうと呼びかけたいです。この若い方々が那珂市で恋をして、このまちで結婚して、新しい命の誕生があったなら、なんとすばらしいことでありましょう。

日本の人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少し始めました。欧米に比べて極端に低い出生率が原因です。このままの状態が続きますと、日本の人口は、2048年、23年後になります。には1億人を切り、2060年には8,674万人になることが推定されます。

さらに、厚生労働省の人口動態統計によりますと、年代別未婚率は、全国平均で20歳代が女性74%、男性82%、30歳代では女性28%、男性40%となっております。そして、第1子出産年齢は、女性は30.3歳、男性は32.3歳となります。全出生児の27%は35歳以上の母親からの誕生となっており、ますます晩産化が懸念されます。30代後半以降の初産では2人目はなかなか困難であり、人口減少に歯どめをかけるには晩婚・晩産化傾向を改善することでもあると思われまます。

その結婚に至るプロセスはいろいろあると考えられますが、その縁結びを手助けする方法として、ほかの自治体でも大変苦慮しております。このような現状を踏まえ、一組でも多くの結婚と命の誕生を望む上で質問いたします。

那珂市では、現在、シルバー人材センターにて結婚相談所を開設し熱心に活動されておりますが、市としては、なんらかのイベントによってそのような機会の提供を検討されることはありますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

議員ご指摘のように、未婚化・晩婚化の進行が少子化の大きな要因の一つともなっているということで、将来、社会的・経済的に深刻な影響をもたらすことが懸念されておまして、まことに憂慮すべきことと認識いたしております。

本市では、市単独での婚活的なイベントは実施しておりませんが、今月15日の日曜日に市の中央公民館において、県で組織して活動をされておられます茨城デイサポートセンター主催の「マリッジサポーター結婚相談会」が開催されるにあたりまして、場所の提供ですとかお知らせ版による周知等を行っております。

また、以前、筒井議員からのご提案により、市ホームページから県のいばらき出会いサポートセンターのホームページに接続できるよう設定したところですが、成果としましてこれまで約400件のアクセスがございまして、結婚支援の一助となっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 二、三年の間に約400件のアクセスがあったということは、それだけ市民の関心の高さをあらわしていると思われまます。例えばひまわりフェスティバルや八重桜まつりの目玉イベントとして出会いのチャンスを提供したり、あるいは那珂市には神社仏閣がたくさんありますので、パワースポットなるものを認定して縁結びの神様を設定し、出会いの場の提供を計画されてはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

結婚支援事業につきましては、市単独でイベントを実施するよりも、広域的に、そして継

続的に推進していくことが効果的であると考えておりますので、市といたしましては、既に1,000組を超える成婚実績がある県のいばらきサポートセンターとの連携を一層密にして、リーフレットや婚活イベントの情報等を窓口置くなど、今後も周知や啓発、情報提供に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 結婚に至らない理由は多岐にわたると考えられますが、まず最初の段階としてみんなで若者を応援し、幸せなカップルが成立した暁に新しい命の誕生がありましたならば、不慮の事故等に巻き込まれることのないように地域で見守り、健やかに成長して行ってほしいと願っております。

続きまして、総合健診について質問いたします。

那珂市の総合健康診断には、基本健康診断、がん検診、子宮がん・乳がん・大腸がん・胃がん・胸部レントゲンなどなど多岐にわたっておりますが、歯科検診、特に歯周病に限定させていただきますが、これがありません。歯科健診、歯周病検診が行われていないのはなぜでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在、本市におきましては、30歳から40歳までの方を対象とした生活習慣病健診、国民健康被保険者で40歳から74歳までの方を対象とした特定健康診査、75歳以上の方を対象とした高齢者健診のほか、各種がん検診及び肝炎ウイルス検診を実施しております。これらを総称して総合健診と呼んでいるところでございます。

40歳から74歳までの方の特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律により、市町村にその実施が義務づけされておりますが、歯科健診や歯周病検診については実施の義務がなく、現在、本市の健診には取り入れておりません。

しかしながら、歯周病は成人期以降の歯の喪失の主要原因であるばかりではなく、低栄養や糖尿病、循環器疾患のリスク要因となることから、その予防対策のためには歯科医師による歯周病管理が重要であり、今後も、市民に対し、歯の痛みがなくてもかかりつけ歯科医等で定期的な歯科健診を受けるよう勧奨してまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 歯の治療の放置は健康に大変悪影響を及ぼし、かむ力が低下することによって認知症を発症する割合に大きく影響するということです。健診を行うことによって自分の歯の状態を知り、その後の対処の仕方が明確になると思われます。

政府は、先月、認知症対策を強化する国家戦略を正式に決めました。厚労省の統計によると、団塊世代が75歳となる10年後の2025年には、全国の認知症高齢者の数は最大で730万人、65歳以上の5人に1人が認知症患者という現実が待ち受けていると言われております。

その国家戦略に盛り込まれたのが、認知症と歯の深いかかわりであります。近い将来、65歳以上の5人に1人が認知症になると言われている現在、その一端にこのかむ力が大いに左右されると言われています。そして、子供の虫歯と違って、高齢者の虫歯は痛みが薄いので放っておくうちに進行し、歯が抜けてしまうという現実があります。

近隣市町村で見ますと、水戸市では既に行われており、40歳、50歳、60歳、70歳、80歳が対象者になっているそうです。他県では8020運動を展開している自治体もあります。80歳で自分の歯が20本ということです。

認知症予防のため、そしてひいては介護保険の増大を食いとめるためにも、ぜひ歯周病検診を導入していただきたいのですが、会場での健診が不可能ならば、希望者にチケットの配付などをして、かかった分の補助をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 歯及び口腔の健康は、身体的な健康のみならず精神面や社会生活にも大きく関係します。特に高齢者にとっては、歯の喪失によるそしゃく機能の低下で食べ物が食べられなくなることから、低栄養になったり話すことが困難になったりするなど多面的な影響を与え、生活の質に大きく影響いたします。

本年度、本市の広報紙において、歯科医師会の協力により歯の健康に関する記事を連載し、市民に対し歯の健康の大切さを啓発してまいりました。さらに、平成27年度については、歯周病予防や口腔ケアの講習会の実施に向けて、現在、歯科医師会と調整をしているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、高齢者にとりまして、かむ力を保持することは認知症予防や介護予防の観点からも非常に大切なことであります。歯科健診あるいは歯周病検診の導入やその費用の一部助成につきましては、現在のところは実施する予定はありませんが、来年度、保健福祉部内において費用対効果等を検証し、実施計画策定期間までに実施計画に盛り込むべきかどうか結論を出していきたいと考えております。

いずれにしても、今後とも歯科医師会等関係機関と連携して、市民が生涯を通して歯及び口腔の健康が保てるよう、定期的な歯科健診の重要性の普及・啓発に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） ぜひぜひ前向きな検討をお願いいたします。

では続きまして、常磐線特急電車の料金改定について質問いたします。

常磐線は、我々の生活に大変密着したJRであります。東京方面、そして全国に、さらに世界へとつながる大変重要な路線であることは誰もが承知していることであります。現在は上野どまりであります。3月14日から上野東京ラインが開業し、この路線で一定数の電車が品川駅着となることは、サービス・利便性向上の上で大いに歓迎するところであります。上野で乗りかえなしに東京まで行くことができるのは大変よろこばしいことであります。

しかし、喜ぶ一方で容認しがたいのは、同ライン開業に合せた特急電車の料金改定であります。自由席をなくして、微妙な料金設定の全席指定に変更するというのです。それに伴い、通勤・通学者向けに割引率を大きくした定期券、回数券などを廃止するとのこと。これにより、例えば水戸―上野間で年間最大36万円の負担増を強いられると試算されております。定期券利用者には晴天のへきれき、はしごを外されたような衝撃であろうと思います。通勤者はもちろんのこと、首都圏の大学、高校に通学している方々も、東京で部屋を借りるより家から通える範囲だから電車で東京までと思い、通学している方もおります。

この料金改定には茨城県や沿線の関係市町村からの批判の声が高まり、これを受けて、JR東日本は新しい回数券を発売すると発表しましたが、依然として現行よりかなり割高であります。交通費が家計を直撃し、東京通勤・通学圏としての茨城が衰退することになりかねません。特急電車料金のこの改定は、せっかくの品川乗り入れ効果への期待を半減させてしまうかもしれません。

参考までに、水戸駅からの定期券利用者は978人、勝田駅からは518人が現在おりますということになっています。この水戸、勝田からの中には那珂市の方も含まれると予想されます。水戸駅、勝田駅に車を置き通勤されておられるようです。那珂市からも東京方面への通勤・通学をされている方は大勢おります。さらに、料金増額により東京方面から常磐線、水郡線を利用しての観光客への影響もはかり知れないと危惧されます。

この状況において、沿線の関係市町村から批判の声が高まりとありますが、那珂市はJRへの提言や陳情などはどのようなアクションを起こしたのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

本年3月14日に上野駅と東京駅を結ぶ上野東京ラインが開業することに伴いまして、常磐線から東京駅、品川駅に直接アクセスが可能となり、本市にとりましても、利便性の向上が図られるとともに、交流人口の増加やイメージアップによる地域の活性化につながるものと非常に期待をいたしているところでございます。

一方、ただいま議員からご指摘がございましたように、今回のダイヤ改正に伴いまして、通勤・通学利用者において大変有利でありました常磐線特急用の回数券や定期券が廃止されることになりました。これらのことを受けまして、茨城県におきましては、昨年11月28日に、さらに12月8日には、水戸市、ひたちなか市、笠間市、小美玉市、東海村の県央地域の5市村に日立市を加えました常磐線の駅所在6市村で、JR東日本に対して、今までと同等のサービスを求め要請書を提出したと聞いてございます。本市におきましては、常磐線の駅がないということでこの要望には参加をいたしておりませんでした。

しかしながら、本市におきましても、先ほど議員のほうからもお話がございましたように、特急用の回数券や定期券を利用し通勤や通学をしている市民がいると思われまますので、大幅な負担増が人口の流出を招くことにつながるのではないかと懸念をいたしているところでござ

ございます。

本市が参加した要望活動につきましては、茨城県知事及び茨城県常磐線整備促進期成同盟会、水戸線整備促進期成同盟会等と本市が加盟をいたしております茨城県水郡線利用促進会議が連名で、本年1月30日にはJR東日本の水戸支社長へ、2月9日にはJR東日本の代表取締役社長へ、要望書を提出いたしているところでございます。その際には、「常磐線の輸送力改善」についてと題しまして、特急料金の値下げ及び「フレッシュひたち」料金回数券や「ひたち」回数券、定期券用月間料金券の復活、または同種の機能を持つ企画切符の販売等を要望いたしたところでございます。

いずれにいたしましても、今後につきましては、今回の改正後の状況を見ながら、必要に応じて茨城県や関係市町村と連携し対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） ぜひ市民のためにも適切な対応をお願い申し上げまして、私の一般質問を終りにいたします。

ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、筒井かよ子議員の質問を終ります。

暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

---

◇ 遠 藤 実 君

○議長（助川則夫君） 通告2番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 市長の公約について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔15番 遠藤 実君 登壇〕

○15番（遠藤 実君） 議席番号15番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

先般、海野市長が再選され2期目をスタートさせております。市長は、市長選挙におきま

して実に多くの公約を示されました。今回も、議長に許可をいただきまして皆様に資料を配付させていただいております。

1つは、この選挙公約のコピーでございます。本来は、こういったもののコピーも準備しておりました。選挙のときに何度となくポストに入ってきた、市長がこれをしますと掲げたもの、それからこういったパンフレット、選挙戦のときに出ていたものですね。ですから、こういったものの公約で当選されたと、市民との新たな約束というようなことで当選をされました。有権者もこれを見て期待されたというふうなことだと思しますので、そういった内容をしっかりと議会としては検証し、議論していきたい。

また、市長としても、おそらく選挙選中、議論がなかなか深まらなかった部分があればきょうこの場で大いに夢を語っていただいて、前向きな議論をしたいという思いで、この3点セットで資料を用意させていただいたんですが、開会前、市長に許可をいただきに行きましたところ、なぜかこの2つは拒否をされました。選挙のときはばんばん出していたのに、なんで選挙が終わってしっかり今から議論をしていこうというこの場で、しかも市民の皆さんがこれだけ多くいらっしゃるこの場で拒否をされるのか、まずそれを伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

通常ね、やっぱり常識とかそういうものがありまして、一々私の行動にいちやもんをつけないでください。いきなり、きょうの開始前にどうですかという話をされても、その前に時間はあったはずですから、あらかじめこういう資料を出したいんだと。これは私の著作権もありますし、スタッフもいますので。そういった著作権とかいろんな権利もあります。ですから、急に言われても無理だということですね。だから拒否をしたということです。それ以外の何物でもありません。ちゃんと数日前もしくは昨日に言ってくればいいんですよ。急でしょう。今、これを出すよと言われてもなかなか納得できない部分があるんじゃないですか。常識的に考えてね。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 常識といたしても、今までの通例、市長も議員だったわけでございまして、今まで一般質問の資料として当日配付するもの、これは数日前に議長に通知していますか。大体、通常は当日の朝でも問題ないんですよ。これが議会の通例でございます。

しかも、その内容がおかしいものだったら、これは確かに、見て、これはちょっと出されると傍聴者の方に見られてまずいなというのはあるでしょう。でも、これはなにもおかしくない、非常にきれいな内容でございまして、これはすばらしい内容だと思いますから、それをもとに議論したいと私は思って、しかも著作権があるのは当然わかっていますから、市長に確認をしたわけです。それでもだめなんですね。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

そういうふうにおっしゃいますけれども、やはり事前に通告をして私の承諾をいただくというのが通常一般の社会常識ですよ。

それで、議長に当日、これを提出したいという、それは一般的な資料であつたらそれでいいと思います。ところが、個人が作成したものを皆さんにお配りする、そういうときはやっぱり個人に対して、まず、出していいですかとあらかじめ承諾を求めるとというのが通常の常識ですよ。考えてごらんください。ですから、私も例えば個人のつくったものを提出するときには、議会においてはそのように承諾を求めて、承諾を得ていますよということで、議長に、提出してよろしいですかということを議員時代はやりました。だから、当日開始前に、10時ちょっと前に、これを出していいですかと言われても、それは拒否せざるを得ないというのが通常の考え方じゃないでしょうか。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） なかなか理解ができません。本当は、市長はこれを多くの人に見ていただきたいぐらいの内容ですよ。私は、むしろそういう機会をつくってあげたいと思っていたんですが、残念でございますけれども、通例どおり、時間が足りませんので内容に入ってまいります。

公約ですね、これは、これに向けて努力するという選挙民に対する内容でございますので、当然、選挙中も、市長、これはどういう意味なんですか、どういうふうにこれはやるんですかと聞かれば、当然、答えられなければいけない内容が詰まっているわけでございますので、わざわざ私がこの議場でお聞きしなくても内容はきちっと固まっていると思いますけれども、2期目最初の議会ということでございますので、今回あえて質問をいたします。

まず、皆さんのお手元に選挙公報がございますけれども、この1番目に総合戦略本部というのがございます。これはどういうものですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えしますけれども、まず初めに、今回の那珂市長選挙において掲げた公約の趣旨について説明をすると、今回の選挙では、「復興から飛躍へ」、それから「那珂らしく新しく」というキャッチフレーズを掲げて、7つの政策を私の公約としたところであります。

この公約につきましては、第1期4年間の市政運営の経験を踏まえて、今後4年間行うべき市政運営の基本的な方向性を示させていただいたものです。リーフレットや選挙公報において私の思いを実現するための公約をお示ししましたが、先ほどの7つの公約という意味では、選挙公報が、この選挙公報ですね、これが私の公約ということになるかと思います。

これは大変重いものがありまして、ここに例えば虚偽の事項を書くと失効するんです、学歴詐称とかね。多分わかっていると思いますけれども。この7つの公約の中には何をなすべきか詳細に示していないのもあります。それは、公約の実施に至るまでの過程において市民

やそれから議会の皆さんをはじめ多くの皆さんの意見を聞き、国・県とのかかわり、それから市の財政状況、ほかの事業との緊急性、優先順位の関係など、多くの課題を解決しながら進めなければならないというふうに考えています。

また、市長選のタイミングに、先ほど質問のありましたまち・ひと・しごと地方創生が法整備され、そして予算化されました。地方創生のため、速やかに総合戦略本部を立ち上げる必要を強く感じたからであります。

那珂市の総合戦略では、従来の発想にとらわれない斬新で豊かな想像力、それから新鮮な感性を持って果敢な挑戦をしていかなければならないというふうに思っております。つまり、私の公約の一部には実現にあたって多くの選択肢や肉づけの仕方があることから、具体的には市民の皆さんをはじめ多くの有識者の意見を反映し戦略をつくり上げていくということでもありますので、公約が限定的、それから確定的でないことについてはご理解いただければというふうに思っております。なによりもアップ・ツー・デート、より今日的で、市民の福利向上に期するものを目指しております。当然、公約でありますから、実現に向けて全力を傾注する覚悟であります。

第2期の今後4年間における市政運営における基本的な方向性、公約ですね、を実現するにあたっては、議員各位からのご指導・ご助言をいただきながら、市民が主役となる市政運営に職員と一丸となって邁進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それでは、一番最初の質問について答弁をいたします。

国の総合戦略を踏まえ、那珂市版の総合戦略を策定するために、3月2日に、まち・ひと・しごと創生本部を組織しました。私が本部長、副市長が副本部長、各部長が本部員として、さらに、調査・研究と素案作成のため、まち部会、ひと部会、しごと部会の3つの部会を設けて、人口減少の進行を穏やかなものとし、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、各種施策を全庁的に検討して、11月を目途に総合戦略を取りまとめていきたいというふうに思っております。

また、本部への助言や意見交換を行うため、まち・ひと・しごと有識者会議という、これは仮称でございますけれども、も設置する予定であります。構成員としては、住民代表、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働者等、幅広い分野から速やかに人選をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ちょっと前段長いですね。打ち合せとは全然違う内容も入っております。将来にわたって活力ある地域社会をとということですが、具体的にはどういう施策ですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 国の総合戦略では次の基本目標を掲げております。ご承知かと思えますけれども、地方における安定した雇用創出、それから地方への新しい人の流れをつくる、それから若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、それと時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するの4つの柱になっております。

これらの基本目標を踏まえるとともに、詳細はこれから具体的に検討していくこととなりますが、「住みよさランキング」にもありますように住みよさをさらに高め、広く市外にアピールしたり、空き家調査を踏まえた移住促進策、それから流入人口の増を図るための施策を展開するとともに、若い世代の結婚・出産・子育てに切れ目なく支援する少子化対策の充実等のさまざまな施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今度は、「那珂らしく新しく」とあるんですけども、この那珂らしさというのはどういうことなんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 那珂らしさとは、那珂市が潜在的に持っているさまざまな資源を生かしたまちづくりを総称しているというふうに考えてください。

那珂市が持っている地域資源といえば、広く平たんで、農作物は多くの種類が作付可能でございます。気候も温暖で災害が少ない、この前の東日本大震災では被害を受けましたけれども、それ以外は災害は少ないといった地域的特性を持ち、また八重桜やヒマワリといった観光資源、それから多くの神社仏閣といった歴史資産、多くの知識と技能を有した人材、そして、私も気づいていないさらなる地域資源があるはずという意味で、潜在的と申し上げました。また、生活利便性が高く、住みよさも地域資源の一つと言えるかもしれません。

那珂市総合戦略の策定にあたっては、まだ生かし切れていない地域資源を発掘し、活用し、住んでいる人が住み続けたい、市外の人が移り住んでみたいと思っただけのようなまちづくりを未来戦略と考え、公約に掲げたところであります。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 那珂らしさ、非常にぼやっとした感じのイメージでございますけれども、施策ですから、市長がみずから「那珂らしく」と打ち出しているわけですから、もう少し有権者にわかりやすく、どういった戦略が那珂らしいんだということをもう少し語っていただけますか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） それにつきましても、今後いろいろ詰めてお示しをしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） この戦略本部に関しては、これは法律で設置することが努力義務というようなことですので、大体どこの市町村もつくっていく。国がつくって、県もつくって、市町村もいろいろとつくっていつているわけですので。だから、逆に言うと、どこも実際、正直、つくらなければいけないようなものをあえて公約に掲げる必要性がどこにあるのかなという感じはございますけれども、行政は最大のサービス産業と銘打っておられるわけですから、看板倒れにならないようにしっかりとやっていただきたいなというふうに思うわけですので。

時間が気になりますので、ちょっと急いで、次にまいります。

次に、那珂市地域振興公社というものをつくるという話でございますけれども、これについて選挙公報に書いてありますね。これはどういったものですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 農業是那珂市の基幹産業の一つであります。ご承知かと思えますけれども、それが高齢化等により休耕地や耕作放棄地が目立つようになっている中、今後、時代の流れに対応できるものとして、地域農業の振興と農村環境を守り育てていくために地域振興公社が必要と考えております。食料を自分ところの国で調達するということも含めて、これは大事なことだと考えております。

現在、市では、農地の貸し借りや就農の相談窓口を行っていますが、農地の売買、農作業の受委託、農業機械のリース、6次産業の研究・普及なども新たな公社として行ってきたいというふうに思っております。

市が管理している農業振興施設等の管理を公社が行い、経済的な管理を専門的な知識や経験を持った職員が継続することによって効率が上がるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今お聞きすると、農地の売買、あとは6次産業化とか、いろいろ幅広い守備範囲を持つ公社組織だというふうなイメージですね。今の話だと、市の管理している農業振興施設の管理もやるということなんですが、これはどういった施設を考えていて、どういうふうな契約で管理をしていくというお願いをする予定なんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市民農園とかそういったものが一番端的によくわかると思うんですけども、そういったものとか、これは公社の形にしますので、うちのプロパーということじゃなくて、第3セクターかそういうものでやる形になると思いますけれども、そうすると農協さんとかそういったところから人も派遣されると思いますので、専門的な知識を有した人によって管理運営していくという形になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今、その専門的な知識を持った職員という話がありますがけれども、それは具体的にどういった経歴もしくは能力を持った職員というふうな想定なんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） これから検討するあれなものですから、詳細についてはまだはっきりしたものは、先ほども言ったように、方向性は示したけれども具体的な内容についてはまだ決定していないということです。これから、より機動性の出せる組織として検討していきたいということです。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） これからということですが、選挙で公約として公社をつくりますと言っているわけですから、それについて、じゃどんなものなんですかと有権者として考えるのは当たり前でして、それに当然答える必要があるわけです。

それで、そのイメージがよくわからない。今までなかったからね。その公社は何で公社という形態なんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市の農業振興施設等の管理運営をまとめて管理し、農地の貸し借りや就農相談、それから営農指導等の窓口を一本化することにより専門的な知識や経験を持った専属スタッフが配備され、合理性があり、組織のスリム化にもつながるんじゃないかというふうに考えております。これから、いずれにしましてもやることはもう方向性として出しましたので、今後4年というスパンの中でなるべく早い時期にそれを立ち上げて、効果的に機能させていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） もう本当にこれから、これからということで、具体的なものはまだ考えられていないという話だと思いますが、先ほど事務事業を一体化、スリム化することですけれども、では、例えば株式会社、社団法人、こういった組織ではなんでだめなんですか。先日、新聞でも、ひたちなか市でそういうまちづくりを株式会社形態でやるという報道がありましたけれども、なぜ公社なのか伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今言われた株式会社等も含めてこれから検討していくということです。公社という形を示しましたけれども、遊休農地とかそういったものを管理していく組織をつくらなくてはいけないということでもありますので、それも案として出てくれば十分考慮していきたいというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、公社じゃなくて株式会社になる可能性もあると、そういう答弁ですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 基本的には公社を標準にしていますけれども、それがより機能的であるということであればそういうふうな形にならざるを得ないと。軌道修正というのを常に行わなくちゃだめなんですよ。一旦決めたものをずうっと継続的にやっていくんじゃなくて、その時点でこれが一番機能的だということであればそちらに方向転換するということもあり得ますので。でも、ご質問の趣旨からすれば公社を第一義に考えているということですね。公社でいきたいということです。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 軌道修正は当然必要に応じてやるべきです。それは、ただ、きちっとした計画があって進んでいく中で必要性に応じて修正するんです。今はまだきちっとしたものがないわけでしょう。これからつくるといふんでしょう。そういう答弁はちょっといかなものかと思えますけれども、ただ、じゃなぜ公社を立ち上げるのかという理由ですね。これはやっぱり有権者としても初めて聞いたような話だったと思いますので、その立ち上げる理由、またどういったところと連携する予定なのかを含めてご答弁をお願いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 那珂市の農業に関して、JAひたちなかは平成26年8月に合併してJA常陸となりまして、12月には農地利用集積円滑化事業の規定の承認がされたところでございます。これはご承知のことかと思えますけれども、市でもJAと同様に農地の貸し借りや就農相談、それから営農相談等をしている部分があるため、JAと調整を行い、JAと共同出資で運営するのか、どういう形態が那珂市にとって最善なのか今後検討していく必要がありますが、先ほど申し上げましたけれども、公社として一体化した事業展開を考えております。

市の農業農村振興施設等の事業全体のスリム化を図り、地域農業の振興と農村環境を守り育てていくためには、私は、公社が必要だというふうに考えております。今まで前期の4年間においても、よく研究するように事務方には指示をしてありましたけれども、進んでいないという部分がありましたので、今度、2期目の4年の間にちゃんとした形にしていきたいというのが私の考えであります。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ただいまの答弁で農村施設のスリム化を図りという話がありましたけれども、今、農村施設、農業施設はかなりそういうコストが肥大化している、そういったところは問題だということなんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 産業部長のほうから説明させますので。

○議長（助川則夫君） 市長のほうから細部についての質問ということですので、産業部長から答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（助川保彦君） では、私のほうから答弁させていただきます。

今、農政課で先ほど言いましたように担当しています農業活動拠点施設も一つだと思っております。先ほど市長からありましたように、芳野農産工房とか直売所、それから市民農園、それからとんがりはっと等がございます。それは、今現在、農政課のほうで職員が担当しているわけですが、今後、公社が設立された場合には先ほどからお話が出ているとおり専門のプロパー等の職員が担当しますので、農政課としての職員もその担当が減りますので、そういう施設の一体化もできるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 施設を一体化ということなんですね。わかりました。

では、その公社を立ち上げることによって、詳細はこれからでしょうが、公社というわけですから、市としてはどれぐらい出資をするのか。組織として新たに立ち上げるにあたってどれぐらいの経費を見ているのかとか、そういうイメージはどうなんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） それについても今後よく検討してやっていきたいということです。というのは、これはどういうふうにするかということは私のイメージはありますよ。私のイメージはありますけれども、実際に違う部分もあるのでよく話をしながら、それから検討委員会のようなものを設けて、それから相手もいることです。農協さんが入ってくれるのかどうか、そういったことも含めてこれから十分に詰めて、それでいくら出せるんだと、市ではいくら持つのか、例えば農協さんではいくら持つのかとか、そういったことをこれからじっくりと詰めながらやるわけです。わかりますか。

だから、そういうふうにしてこれから十分に詰めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 公約としては非常にあやふやでございます。方向だけ示したということですが、じゃその方向で、こちらのほうでは、この公社をつくることによって雇用を創出し、農業に参入する機会をふやすと書いてあるんです。どういうふうにしてやるんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 6次産業化もその中に入っていますので、6次産業をすることによって、例えば農産物の加工をすることによって収入がぐんと上がる。やっぱり農業というのは、離れていった一つの要因としては、生活できないから離れていってしまったんです。私らが中学を卒業したときに農業後継者が、高校を卒業したときもそうかもしれないけれども、20

人近くいたんですよ。1町歩ぐらいの田んぼがあればそのお米で食べていけたんですね。ところが、だんだん米価も安くなる。そうするとどんどん離れていって、会社とかそういうところへ勤めるようになるんです。

雇用を生む、それから後継者をつくるというのは、やっぱりもうかる農業をやらないとダメなわけですね。だから、そういったものを目指す、6次産業をすることによってそういった環境を醸成できるのかなというふうに思っています。

それと、もう一つは何でしたか。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 公社によって雇用を創出し、農業に参入する機会をふやすとここに書いてあるんですね。どういうふうにやるんでしょうかという話です。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 農業参入については、先ほど言ったように、やっぱりもうかる農業になれば入ってくる人も多くなるだろうと。それから、団塊の世代に入りました。これから高年齢化になってきますね。そうした人たちが農業という分野に入ってくる可能性もあるわけです。そういったものも目標としてそのパンフレットの中に取り上げたわけです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ちょっと今だ、なぜ公社なのかというところがよくわからないんですが、じゃこれも、時間がございますので、今後、議論できればいいと思います。

ただ、ここに一つの公約、公報に、「JA本部事務所を那珂市に早急に誘致できるよう全力を尽くします」と書いてあるんですが、これは、確認したところによると、JAのほうではもう決定事項なんですよ、総代会において。だから、これをあえて市長選の公約に出すということ自体がどんなものかなという感じがしますが、ここらはどうですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 一部の方でわからない方もいると思うんですけども、JAのほうではこちらにするとということで、私たちがいろいろお願いした部分もあってね。交通の利便性とかそういったものもありますけれども、これから進出するといってもいろんな場所とかそういうのがありますから、そういった整備を十分に、誘致という形でこれから行政として対応していきたいということです。誘致です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） JAとしては決定事項のようですね。

続きまして、小中一貫教育と英語教育について伺いますけれども、小中一貫に関しては、私も過去、全員協議会もしくは一般質問でも取り上げまして、さまざまに、拙速な導入をしないよう、市内全中学校区での一斉導入をしないように要望してまいりました。これは、私だけじゃなくて外の議員もしくは市民、保護者からも同様の意見があったわけですが、それ

にもかかわらずこの春から市内で一斉導入されます。

これに先立って、教育委員会は今年に入って説明会を中学校区単位で行いましたけれども、私は全部行きましたが、この状況と受けとめ方について、これは執行部からお伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

さる1月20日から27日にかけて、小中一貫教育の実施に向けた第2回目の説明会を中学校区ごとに実施したところでございます。保護者をはじめ、地域の方々には218名の方に出席をいただいております。この説明会の中で、学園名あるいは入学式、卒業式などの具体的な内容についてご説明を行いました。

また、今回の説明会におきましては、学園ごとに、平成27年度の年間活動計画について各中学校長から具体的に、目指す児童生徒像、そして具体的な教育方針の説明を行いました。参加者からは、非常にわかりやすかったといったご意見、あるいは大きな期待をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 確かに、今までの教育委員会の方からの説明だけじゃなくて各学校長からも説明がありました。これは非常によかったなと私も評価をしているところであります。

ただ、参加者が218名、これは5カ所です、そのうち地域の方もいらっしゃって、保護者の方もいらっしゃいましたから、大体、保護者の方が6割、7割かなという感じで見ていましたけれども、じゃ実際にその保護者の方で市内の小学校、中学校に子供をお持ちの方は何名ぐらいいらっしゃるのかなと、その何割なのかなということであると、那珂市内の小中学生というのは市内でざっと4,400名です。その保護者のうち、兄弟がいることを考えればざっと2,000名ぐらいなのかな。ただ、そういうふうに見ると、やっぱり保護者のうち大体10分の1ぐらい、1割ぐらいしか参加できなかったのかなという感じがします。ですから、まだまだ説明という意味では説明不足かなと思います。

それで、この選挙公報には書いていないんですが、皆さんのお手元にお渡しできなかった2枚目、3枚目のチラシ、両方ともに実はこういう文言があるんです。新しい小中一貫教育を導入しというのがあるんですね。これはだから、ほかにない、まさに那珂市らしい新しい小中一貫の方法をやるのではないかなというふうに期待を持った有権者もいるかと思うんですけれども、この新しい小中一貫教育というのは外とどう違うんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 新しいもの、今説明されたようなものを期待して私に投票した人はいないですよ。4月から全校において小中一貫教育を実施するところでございますけれども、この教育の取り組みを新しい小中学校というふうに指しているわけです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 非常に紛らわしいんです、これね。いや、それは市長にわざわざ、これはどういう意味ですかと聞きに行く勇気のある有権者はなかなかいないと思いますが、この文言だけ見ると、新しい小中一貫教育を導入しですから、これは、小中一貫教育自体がほかにない新しいものを導入しと普通はとりますよ。ただ、今の市長のご答弁だと、小中一貫教育自体は別にほかと一緒に小中一貫で、それを新しく導入するという意味だということですかね。それであれば新しく導入しということなんだと思いますが、そういう意味ですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 選挙公報には新しくと入っていないですよ。見てもらえばわかると思いますけれども、これが公約ですからね。言葉のあやみみたいなもので取り上げて、想像して言われても困るんですよ。私の意図していることは、この小中一貫校というのは新しく始まる小中一貫校というふうに言っているわけですから、そこをご理解いただきたいと思います。それで、私に投票していただいた有権者の方の多くはそういうふうだというふうに私は納得していますけれども。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 言葉のあやというふうに言われましたので、じゃ中身でいきますよ。とりあえずできることから始めるというわけになるのかもしれないんですけども、どういうことに気を使ってやるんですか。内容をしっかりと伺います。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員、もう一度。

○15番（遠藤 実君） 小中一貫教育をどのようなことに気を使っていくのかという。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） さる2月25日に、教育委員会主催による教育振興大会が開催されました。「平成27年度からの小中一貫教育に向けて」と題して記念講演も行われました。各学校から多くの教職員が参加しておりましたので、新たためて共通認識が図られたものと考えております。

小中一貫教育につきましては、これまでの一般質問や常任委員会におきまして、新たな取り組みに対する不安感であったり、教師や児童生徒の負担増にならないかなど、いろんなご質問をいただいております。秋山教育長をはじめとして、教育委員会には、こうしたさまざまな心配事には十分配慮をして、また関係者には丁寧な説明をしながら、しっかり取り組んでいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 始まるということであれば、今まで議会もしくは住民、保護者に対

して説明されたようなことが確実に行われなければならないですね。これをやるという話でしたから。例えば、最初からどの小学校も2教科ずつ教科担任制をやっていくとか、一人一人の個票をつかって小学校、中学校の先生の連携をきっちりとっていくとか、家庭学習の手引をつかって家庭学習を充実させるとか、中1ギャップの解消を図るとか、そういったことをやっていただくという、これも当然、教育委員会はそういう説明をしておりましたので、市長としても公約としてこれをやるというふうなことでよろしいですね。念押しで確認します。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 教育行政は教育委員会ですので、教育長の方針を最大限尊重していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） これは前回の一般質問でも市長にはそういう答弁をいただきましたけれども、市長として、これをやるにはやっぱり私は人員の問題は大変な問題だと、だから教員増、人員確保、これは市としてきちっと予算づけをしていただきたい、そういう話をしたときに、市長は、全国もしくは県の市長会でそういう要望をするという答弁をいただいています。その後どうなんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） そういう要望があれば、要望というか、教育委員会のほうから人員増とかそういう話があればもう十分に検討していきたいというふうに思っています。

また、市長会等においても、それを要望したどうかちょっと記憶にないんだけど、各地域の実情に応じていろんな、これはおかしいんじゃないかということは、市長会のほうで挙手をして結構発言はしているつもりです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 市長ですからね、発言しているつもりでは困ります。これは市長みずから答弁されたんですからね、あのとき。そういう市長会で積極的に発言していくという答弁だったので、確認をさせていただきました。

次の項目にいきます。

日本サーボ跡地の利活用について質問をします。

これは瓜連駅の近くの跡地の利活用ですが、まず、市有地の売却に関する公募をされたという、その後の状況を伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） この売却については、常任委員会かなんかで報告はなかったんですかね、売却するということについては。

サーボの跡地につきましては、合併前から10年以上にわたって長年、ご存じのように、残土置き場とか草が繁茂するような状況で利活用が図れずに、地元にとっても懸案事項となっていたことから、なんとかして駅前の一等地を利活用できるように解決してまいりたいという思いで公約に掲げたところでもあります。

今回の公募により応募があった1件につきましては、地元の方も委員に加わっていただき、9名の委員による那珂市瓜連駅北側市有地等活用事業者選定委員会で厳正なる審査をしていただき、2月16日に、その結果を私にご報告いただきました。その審査結果を踏まえて、2月19日の庁議で、代表事業者社会福祉法人誠慈会と共同事業者である学校法人大原学園の、特別養護老人ホーム及び専門学校の建設・運営という提案について、当該地の活用にふさわしいと判断したところでもあります。

今後は、選定事業者への通知及び事業者による茨城県及び市関係課との協議とあわせて、民有地がありますので、民有地の地権者の協力なども進めることになるかと思えます。市としては、本提案の早期実現に向けて最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

この件につきましては、今回の選挙でいろいろと私を誹謗中傷する怪文書なんかも出ました。その件をご懸念なのかと思えますけれども、それは一切ありませんから。もう10年も前からずっと、10年も前といいますか、私が市長に就任する前からこういう案は出ていたということですね。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 怪文書ですか。私はわかりませんが、そんなのが出たんですか。怪文書、私はわかりませんね。怪文書なんて、市長、まさに、全く前時代的なダメな手法ですよ。怪文書なんてとんでもないですよ。もう本当に最低・最悪の手法だと私は思っております、どうですか、市長、怪文書って最低な方法ですよ。答弁を。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 私も、攻めやすい体質なのかどうかわかりませんが、前にも2チャンネルで悪口を書かれたり、今回もそういった文書が発行されたことは間違いありません。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） すみません、本題に移ります。

確かに、このサーボ跡地利活用は瓜連町時代からの長年の懸念でございました。なんとかふさわしい事業者をあそこに誘致できればいいなというふうに私も本当に思っております。

今、ちょっと聞きづらかったですが、答弁の内容では、あそこに特別養護老人ホームと専門学校、福祉系のね、が来るということです。これに関しては、最初に私も、議会の

所属している常任委員会に報告があったときに質問したんですね。これは、来てもらうのはいいんだけど、保健福祉計画にちゃんと適合する内容なのかと。つまり、商業施設とか工場が来るならいいんですけども、福祉施設となると、立地自治体、つまり市の福祉計画とその事業所の計画が合致していないとできないですね。そのときの執行部の答弁は、関係課に確認したけれども問題ないということでした。

しかし、その後、市内の福祉施設からいろんな声をお聞きしますと、どうも状況が違う。施設としては昨年夏ごろから定員の増もしくは施設の増築を要望していたんですけども、市からは何の返事もなし。つまり、特養を新たにつくる計画はそのころはどうも、なかったのかなど。しかし、いつの間にか、隣の県の社会福祉法人が特養を始めるといことがほぼ決まったと。那珂市内で特養の入所枠があるのであれば、まず既存で活動している市内の法人に声がかからないのか、私も素朴に疑問を感じるんですけども、そういう選定でいいんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） この件については、私、検討委員会にも入っていませんし、出てきた結論について承知をしたということで、詳しくは保健福祉部長のほうから答弁をさせますので。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） この高齢者保健福祉計画は、現在、パブリックコメントを終わりました、今議会に最終案を常任委員会のほうで説明したいと考えております。

この計画策定にあたりましては、昨年8月18日に市内の介護保険事業者にも今後の施設サービスの意向調査を行ってございまして、特別養護老人ホームの要望につきましては、市内1事業者から10床だけ増床したいという要望が1件ございました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） そこのところがよくわからない部分があるわけです。特養を開始するには、通常、地域に公募してそういう法人を選定するという手続が必要なんですけれども、今回そういうふうな手続は経ていないですよ。それでいいのかどうか市長から答弁を伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） これは、遊休市有地、市の土地ね、これを先ほど冒頭に言ったようにどういうふうな形で売っていくか、利活用しようかということで、プロポーザル方式でよくご存じだと思うけれども提示して、その土地をどういうふうにご利用しますかという提案をしたわけです。そうすると、不動産屋さんもいるでしょうし、不動産屋さんからは応答がなかったということですね、住宅関連の分譲屋さんもいるでしょうし、そのほかにもいろいろ、駅前の方を言ってみれば一等地でしょう、あそこは、駅が目の前にあって。あそこを買ってどう

いうふうにご利用してもらえますかという提案をしたわけですね。そうすると、1社しかこなかったということで、1社が示したのがたまたま専門学校とそのあれだと。

この事業者については、私が市長になる前に那珂市のほうに提案をされていたというふうには聞いていますけれども、そこが応札というか応募してきたと。その中で、公認会計士等いろんな人も含めて、経営状態とかそういうのを含めてやってきたということで、老人ホームありきじゃないんですよ。土地をどういうふうにご利用するかということから始まったあれなんですよ、庁内でその検討委員会みたいなものを設けて。私は一切入っていないですから。私の意向がね、言っているみたいになにか聞こえないこともないんだけど、一切、私は関与していないんです、これには。上がってきたものについて、いいだろうという形のあれですから、どこがおかしいんでしょうか。土地を有効に販売するというのでプロポーザルやったわけですよ。何が言いたいのか、ちょっとその辺をお示ししていただければ一番明快な答えが出ると思います。

そもそも……

○議長（助川則夫君） 市長、反問権ですか。

○市長（海野 徹君） いや、反問権じゃないです。今答弁しているんです。反問権はいいですよ。

反対に、どこがそういうことを具体的に言っているのか、業者さんとかね。言った、言わないの話では誰が言っているのかちょっとわからないですよ。そういう話を聞いているということなんですけれども、その辺を明確にいただければもっと的確な答弁ができると思います。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 市長から私に聞かれたと思うんだけど。

ただ、ちょっと今聞いていて、あれっと思うのは、その選定委員会には私は入っていないですよ、だから私、関係ないですよという答弁ですよ。これは、市の代表者としての市長のあるまじき言葉だと私は思いますけれどもね。これは、職員の皆さんがどうとるか、心痛を察するに余りありますが。

ただ、私が言っているのは、もちろん最初は市有地の公募だったと思うわけです。市有地を売るため、買うために。ただ、決まりそうなのが特養だから、そうするとそれは当然、福祉と整合性をとらなければいけないでしょうと。県のほうでも当然こういう公募をしてやるというふうなことでなっているわけだから、そういう過程を経ていないでしょうと。それがだめだと私は言っているわけじゃないですけども、それでいいんですかというふうに、その最終決定者は市長ですから、だから市長に聞いたんですよ。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 福祉計画の整合性とかそういったものはこれからやるんでしょう。やらなくちゃできないでしょうね。だから、そういったものはこれからやっていくという形で

すけれども、いずれにしても、さっきのかかわり、市長、あなた、それじゃ無責任だという話をしていますけれども、そうじゃなくて、かかわっているのはかかわっていますよ、これを売ってくれと。ちゃんとした形で利活用してくれという指示は出しましたけれども、その中で業者の選定とか、私は、応札した企業とかそういうものについては関与はないということです。わかりますか。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 関与はないということで、別に私は関与があるかどうかと聞いていないですね。私はちゃんとその筋道を聞いているわけでした。

というのは、全国的にも特養は経営的に厳しい状況になっているという背景があるわけです。先月、社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、27年度の介護報酬改定に係る答申がなされた。内容は、特養については基本報酬はおおむね6%マイナスです。一方、介護職員の処遇改善加算は2.5%。だから、介護職員以外の事務員も勘案した賃金体系を特養はもう考えざるを得なくなっている。だから、かなり経営は厳しくなっているんだけど、今度来る法人は大丈夫なのかと、経営状況ね。

また、私も心配なのは、どこの施設でも今、職員不足が非常に頭を悩ます問題なんです。今回の特養は、計画では非常に大きいですよ、規模が。菅谷の特養は2つとも50、後台の特養は70、瓜連は119ですけども、今度来る予定のものはおそらくショートステイを入れると100名規模ですよ。これは市内で2番目に大きいんです。だから職員のとり合いになっちゃうんじゃないかというふうな心配もあります。これは既存の施設からするとやっぱり脅威じゃないかなと思うんですが、市長はここらについては心配されませんか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） やはり企業というのは企業努力をして健全経営をしなくてはならないというのは、これは基本中の基本です。

それから、確かに介護報酬なんか下がっているということで、その現場の方たちは大変な思いをされているということは、もうそれは重々承知しています。ただ、これから需要は多いんです。なぜ需要が多いかというと、私ら、あと10年たつと、団塊の世代と言われていきますけれども、これが後期高齢者、ちょっと……

○議長（助川則夫君） 傍聴者は発言はできませんので。

○市長（海野 徹君） 後期高齢者と言われる方がどーんとふえるわけです。そうすると、こういう施設を利用する方というのはふえるわけですね。だから入居者がふえるんですよ。ただ、その人員がどうなのかどうかということは、これは社会福祉法人がみずからの努力でよい条件を出して人を集めるというのは当たり前のことじゃないですか。それを、市長、おまえ心配しろと言われても、ちょっとそこまでは心配し切れない部分がありますね。

だから、それぞれ社会福祉法人の中で人を優遇したり、従業員を大事にする経営を行えば人は集まってきますよ。大体みんな、円滑にいつているところというのは従業員を大事にし

ているんです。従業員を大事にしないところは人が逃げていきます。だから大事にしていればいいんです。ちゃんとした経営を行えば心配はないんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） そういうことだと思いますけれども、私はやっぱり一株式会社とかじゃないんです。これらの法人の方々は、今でも公的福祉サービスの一端を担っていただいていますよね。いろんな役割をやっていただいている。しかも、災害時に関してなんかは協定を結んでいて、いつ大災害が来るかわからない昨今、福祉避難所の締結もしている。今後さらに連携を深めなければならない施設と今回のことで支障を来すのではないかと、そういう心配を私はしているんですけれども、そういったところは大丈夫なんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 災害時のいろんな要援護者、こういったものを手厚く安全に保護していくということは、これは自治体に課された義務でありますので、各社会福祉法人とよくお話し合いをしながら進めていきたいと思っておりますけれども、今回の、また振り出しに戻りながらも、サーボの跡地利用のところに手を挙げた市内の事業者さんはいなかったということは十分重く受けとめていただきたいと思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） それはちょっと事実とは違うというふうに思うんですね。要望はしていたようですよ。要望はしていたけれどもというような部分がございます。これはまた後で質問で取り上げてもいいかと思っております。

時間がかかり厳しくなりました。ランキングについてはちょっと割愛させていただきます。

最後の市長の政治姿勢についてということでございますけれども、これも準備はしてきました、質問の内容は。ただ、きょう、今まで打ち合せや議論をさせていただいた経緯でよくわかりました。

当然、市民と協働で進むまちづくりは大事です。だから、住民の代表である我々議会とともに二代表制の一端として、お互いがきちんと両輪で市政発展のためにやっていかなければいけないということであるわけでございます。切磋琢磨していければいいわけですが、こういう一般質問の打ち合せを事前にやっぱりしますね。しますけれども、我々、一般質問は答弁を含めて1時間しかありませんから、1時間の中で我々議員は話して執行部から答弁をもらう。この部分も、長々と答弁されたんではこちらの発言時間がやっぱり削られていくわけです。そういったことを過去に市長とやりとりでされたことが、全く打ち合せと違うことを何分もだらだらとやられたことが自殺対策の推進のときにごございました。また、直近の、前回の住民投票条例のときには、最終的に市長の答弁は事前にいただけませんでした。

また、反問権に関しても、反問権を付与してから、大体が市長から私に対する一般質問と

いうことで、これは構わないんですけれども、その内容に関しても非常に問題かなど。これは議会の中でも話になっておりまして、しっかりとした議論を深めていくために反問権を付与している、こちらとしては。ただしかし、例えば太陽光エネルギーに関しての各家庭のシステム設置の補助を求める質問に対して、遠藤議員のうちではソーラーパネルがついているのかと、そういうふうな反問もあつたりした。大体、反問権を市長はどういうふうに捉えているのか。我々は真剣に議論を高めるために反問権を付与したわけです。どういうふうに考えているんですか、反問権については。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 反問権については、質問の内容、それから意図を理解し、お互いに深い議論につながればよいと考えております。今後もその趣旨で活用させていただきますけれども、議会改革は、茨城県で2位になったんですよね、那珂市がね。これはやっぱり、議会を公開する、それから反問権を執行部に与えていただいたということも多分、2位になっておりますので、この権利は十分に活用させていただいて、これから実のある、議会との善政合戦ですね、お互いに市民のためにより政治を行う善政合戦ができるように、この反問権も十分に活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今後、趣旨に応じた反問権をぜひ使っていただくように要望して、終了します。

○議長（助川則夫君） 発言時間がなくなりました。

以上で、通告2番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 木 村 静 枝 君

○議長（助川則夫君） 通告3番、木村静枝議員。

質問事項 1. 平成27年度施政方針について。

木村静枝議員、登壇願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 20番、日本共産党の木村静枝です。

通告に従って質問をいたします。

まず初めに、平成27年度の施政方針について、男女共同参画の推進についてお伺いいたします。

政府は、大企業に女性の登用を促す女性活躍推進法案を衆院に提出しました。昨年秋の臨時国会に同じ内容の法案を提出していましたが、衆院解散に伴い廃案となっていたものです。第2次安倍政権のもとで多くの女性閣僚が誕生しました。しかし、政治と金の問題で次々と辞任に追い込まれてしまいました。金権腐敗政治では女性も例外ではないということです。安倍内閣の女性活躍推進法の本質は、人手不足を女性の活用で補おうという意味合いが強く感じられます。本当に女性の権利を守り、女性の特性を生かし、社会に貢献できるような政策であってほしいと思います。

そこで、那珂市の平成27年度の男女共同参画推進についてお伺いするわけですが、私は、この議題については以前にも質問しております。どのぐらい、それから意思決定の場に、例えば審議会、協議会への女性登用は進んでいるのかどうかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

市の審議会等における女性委員の占める割合でございますが、那珂市となって現在まで20%前後で推移しているわけでございますが、平成25年度が18.1%、平成26年度が20.2%となっており、2.1ポイントの上昇となっております。

目標値につきましては、那珂市男女共同参画プランの後期実施計画で、平成29年度までに30%と設定しておりますので、審議会等の委員を選考するにあたっては女性の委員をできるだけ登用していただけるよう市内各部各課にお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 徐々に進展をしているというようなご答弁でございました。

それでは、具体的に市の職員における意思決定の場への女性の登用の前進の状況と、女性職員の管理職の割合がどのぐらい進んでいるか、またその管理職に登用するにあたって女性のほうにどういう問題があるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

消防職を除いた女性管理職の割合でございますが、管理職131名中23名が女性でございまして、17.6%となっております。5年前の平成21年度と比べまして5ポイントの増と、

毎年わずかずつでありますますが上昇しているところでございます。

また、問題点ということでございますが、大きな問題点とは言えませんが、あえて言うならば、女性職員においては仕事と育児や介護などの家庭生活の両立への影響とか、部下を指導する立場に自信が持てない、さらには業務上の責任が重くなるなどの理由により、管理職を希望しないという者も少なからずいる傾向にございます。しかし、意欲と能力のある女性職員につきましては、引き続き管理職への登用を積極的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） まだまだ女性自身の意識改革が遅い。それから、今まで封建制度のそういう縛りがいまだに尾を引いていて、女性は家庭、男性は外でと、そういう役割分担がなかなか意識の中から払拭できないような状況にあります。

それで、そういう女性の意識改革というものが非常に大切だと思いますけれども、男女共同参画を推進するにあたって女性の意識改革をどのように進められておるのか伺いたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

本市の女性の地位向上につきましては、平成20年度、市民参画により策定されました10カ年計画の那珂市男女共同参画プランに基づき、5カ年ごとの実施計画を立て推進しているところでございます。

その外に、市内のさまざまな分野で活動されておられます女性団体が「女性ネットワークなか」を結成しまして、協力・連携を図ってございます。現在、11団体が加盟してございます。

その「女性ネットワークなか」では、毎年度、総会後に講師を招いて男女共同参画啓発講演会を実施し、意識啓発を図っているところでございます。平成26年度は、茨城県立健康プラザ管理者の大田仁史先生をお招きしたところでございます。また、一般の方を対象にした男女共同参画啓発の講演会も2年に一度実施しており、女性の意識改革に取り組んでいるところでございます。平成26年度は、ダニエル・カールさんをお招きいたしました。

さらに、「女性ネットワークなか」には、毎年度、近隣市町村の女性団体との交流会や研修視察、県の施設のレイクエコー（茨城県女性プラザ）で開催される講演会に参加していただくなどして、男女共同参画社会の実現に向けた活動をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 私もそのような会に何回か参加しております。瓜連の「らぼーる」

などで開催されたときなどは、あの会場いっぱいになっておりました。かつて国会議員をされておりました田嶋陽子さんの講演も聞きましたけれども、田嶋さんは、こういう女性ネットワークが市にあるということに大変感動して、そのことをおっしゃっておりました。これも大きな意識改革の役に立っていると思います。

また、先日行われましたつるしびなですけれども、これも何回かNHKのテレビに取り上げられて、この輪も非常に広がっているというようなことを伺っております。やはりこれも大きな成果ではないかと思えます。

少しずつでも前進するという事は非常に大切なことですが、今後の男女共同参画推進計画については、女性の意識改革、男女共同参画などについてどのように考えておられるか伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

現在の那珂市男女共同参画プランは計画期間が平成29年度までとなっておりますので、新しい計画を策定するにあたりましては、市民の意識調査の実施の外、計画策定にあたっては女性委員の登用の割合を高くすることに配慮するなどして策定委員会をつくり、現況、課題等を整理し、取り組むべき方向性をまとめていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 現況を捉えること、それから課題の把握、これは非常に大切なことだと思います。女性の発想を大事にして育てていっていただきたいと思います。女性の声として、いろんなことを発想はするんだけど、何をどうして取り組んでいったらいいかわからないんですよという声が聞かれます。ぜひそういう声に対して、窓口となっている担当課は懇切丁寧に、一緒になって、こういうことをどうしたらどうですかとか、こういうところへ行って見てはどうですかとか、こういうことがありますよとか、そういうふうに丁寧に手をとり足をとって指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

議員ご指摘のように丁寧に、窓口に来た際にあるいは連絡があれば丁寧に説明していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひそのような援助をお願いいたします。

先ほど筒井議員の質問にもありましたように、那珂市は、美人コンテストでもすばらしい美人がいて選ばれたということですが、女性が飾り物、マスコットという、そういう存在意義だけでなく、本質的にやっぱり女性が社会で貢献できるような政策を立て、支援をしてい

っていただきたいと思ひます。

執行部のほうだけに質問いたしましただけでも、この私たちの那珂市の議会も22名中2名が女性議員であります。わずか10%弱ではありますけれども、これからやっぱり、きょうも筒井議員がいい質問をしておりましたから、女性の割合を高めていかなければならないというふうに思っております。今回の一般質問は7名ですけれども、その中の2人が女性ということで、質問の発言率は30%近く、在籍の3倍は活躍しているということですので、これから議会としてもぜひ女性を議会にお迎えしていきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

平成27年度の施政方針に木造住宅耐震化促進事業について予算がのっておりましたので、その木造住宅耐震化促進事業の背景、どういう背景からこういう予算が出てきたのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

木造住宅耐震化推進事業補助が導入された背景でございますが、平成7年の阪神・淡路大震災を契機にいたしまして、建築物の耐震診断や耐震補強に関する法律が制定されました。さらに、平成17年には、地域防災推進会議におきまして耐震化推進の提言がなされてございます。これらに基づきまして、本市におきましても、平成23年3月に耐震改修促進計画を策定いたしまして、平成24年度から、地震による木造住宅の倒壊を防止することを目的といたしました補助事業を創設したところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 木造耐震化推進事業の補助対象というのは、どういうものが対象になるのかご説明願えますか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

補助金の交付対象となる事業につきましては、耐震改修計画策定と耐震改修工事がございます。

まず、耐震改修計画でございますが、精密耐震診断及びその耐震性を向上させるための補強設計等の策定に要する費用に対しまして、上限10万円の補助内容ということになってございます。

また、耐震改修工事につきましては、耐震改修計画に基づきまして、基礎、柱、筋交い、はり、壁等の改修工事に係る費用に対しまして、上限30万円の補助内容ということになってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 実績はどのようになっていますか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

木造耐震化推進事業につきましては、耐震改修計画補助といたしまして5件分で50万円、耐震改修費補助といたしまして2件分で60万円、合せまして110万円を予算化いたしまして平成24年度から実施してまいりましたが、これまでのところ活用の実績はございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 活用実績がないということですが、どうしてこれは活用実績がないのかその理由についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

活用実績が上がらないといった理由でございますけれども、東日本大震災におきまして建物被害の大きかった方におかれましては既に改修や建てかえ等を行ってしまったと考えられます。また、被害の少なかった方に関しましては、生活する上で、ある意味、支障がないということから、その耐震補強の必要がないものと個人で判断されているためではないかと考えられます。また、耐震工事にはやはり多額の自己負担というものがどうしてもかかることが想定されます。そういったことも一因ではなかろうかと考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そのような実態はつかんでおられないで予算化されたということだと思いますが、その辺の事情をもう少しお伺いできたらと思います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

この補助制度でございますけれども、国のほうの指針を受けまして補助事業が始まったわけでございますが、当初、ある程度の数は想定できないということもありましたので、先ほど説明した予算でスタートしておりました。その後、実績等があれば当然ながら予算のほうも追加しながらいきたかったですけれども、なかなか実績が上がらないということで、これまで同額の予算で一応推移をしてきたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 国の予算があったからこういう予算を組んだということでありまして。

昨日の朝日新聞ですか、見ますと、復興予算が、9兆円が使われないと。私たち、いつも質問すると、予算が足りません、ありません、費用対効果でできませんというような答弁をいただいております立場から見ると、えっと驚くわけですね。11年度から13年度までで、事業

おくれや需要とずれがあってそのような大きな予算が使われないでいる。しかも現地調査がされていない、それから被害市の事業ニーズに予算が合わない、こういう実態だということですね。一体何を基準にこういう予算をつけるのか怒り心頭に発するわけですがけれども、片方では、予算が足りない、できない、お金がないと言っておきながら、9兆円も使われずに余っているということですよ。

この那珂市の木造住宅耐震化促進事業も、そういう中で、需要がないのに予算化をして全然使われていない。これはやっぱり行政としておかしい。必要だと要求しているところには、お金がない、できないと言っておきながら、こんなずさんな予算のつけ方は今後、絶対に改めていかなければならないことだと思います。市のほうでもきちんと実態を踏まえて、そして予算化をしていただきたいと思いますが、市長、どう思いますか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） やっぱり手を挙げていただかないと予算の執行ができないわけでありますので、多分、周知等については十分手を尽くしているはずだと思います。その外の災害復旧に関する部分のものについては、那珂市としては十分有効に活用させていただいていると考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 以前に、私、住宅リフォーム助成制度を提案したんですね。那珂市でもぜひその住宅リフォーム助成制度に補助をつけてほしいと。この事業は全国で取り上げられて大変な経済効果を上げていると。お隣の常陸太田市なども予算の10倍の経済効果を上げたということなんですが、那珂市は、やはり予算がないということで取り組まれなかったんですね。ですから、こういう住民のニーズにきちんと応えられるような、そういう行政を今後行っていただきたいと、強くこれは要求しておきます。

次に、健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり、この中で生活保護や生活保護に至る前の自立支援策について伺います。

今、新聞・テレビなどでも格差社会、貧困社会が大きくクローズアップされております。また、その貧困のためにいろいろな残虐な事件も起きているのも事実でございます。貧困が戦争を引き起こすというようなことも言われておりますので、貧困対策は非常に大切な行政の仕事と私は思います。

それで、那珂市の生活保護受給者の現状と推移について伺います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 生活保護の現状でございますが、全国的に見ますと、平成20年度のリーマン・ショック以降、雇用情勢の悪化、景気の悪化等に伴い、被保護世帯、被保護人員は急激に増加しており、今なお生活保護被保護者数は過去最高を更新しているところですよ。

本市における生活保護の推移でございますが、4年前の平成22年度末現在では197世帯、284人でありましたが、本年1月31日現在では224世帯、309人で微増しており、年々増加傾向で推移しているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） この被保護者の構成や年齢層についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 本年1月31日現在の構成、つまり累計別被保護世帯についてお答えいたします。

高齢者世帯、65歳以上ですが、99世帯で全体の44.2%、障害者世帯が30世帯で全体の13.4%、傷病者世帯が40世帯で全体の17.9%、母子世帯が10世帯で全体の4.5%、その他の世帯が45世帯で全体の20.1%という状況でございます。最近の状況といたしましては、高齢者世帯と、働くことができ自立を目指す世帯であるその他の世帯がふえている傾向にあります。

年齢層は、本年1月31日現在、15歳未満の幼年期・少年期が23人で全体の7.4%、15歳から64歳までの稼働年齢層が147人で全体の47.6%、65歳以上の高齢者層が139人で全体の45.0%という状況でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 高齢者世帯は年金も少なくなっているし、もう体も弱くなってきているので、高齢化も進んでいますし、ふえても仕方がない面がありますが、働くことのできる、自立を目指す世帯が一番多いですね。これが問題です。15歳から64歳までの稼働年齢層が全体の47.6%、147人と一番多くなっている。これが最近の全国的な傾向ではないかと思えます。この稼働年齢層に対して、生活保護に至る前に自立できる支援策とか、生活保護から脱却するために行っている市の事業、支援策はありますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

平成23年度から、ハローワークと地方自治体が協定を締結し、被保護者等を対象に就職支援プランを作成するなどの就労支援を実施する、福祉から就労支援事業が創設されました。本市におきましても、ハローワーク就職支援ナビゲーターとの連携強化を図るため、生活保護受給者等就労自立促進事業の協定を締結しているところです。これにより、保護の相談に来庁した就職困難者や生活困窮者等、また生活保護被保護者に対して、積極的にこの事業に参加するよう指導・助言をしているところです。

本年度の事業の参加状況ですが、生活保護に至る前の方、生活保護被保護者と合せまして17人が参加し、5人が就労に結びついております。また、生活保護被保護者のうち就労を阻

害する要因がない稼働年齢層の被保護者につきましては、担当ケースワーカーが月1回、家庭訪問を実施し、就労能力や就労意欲に応じて自立の助長を促すとともに、就労支援・指導を行っております。結果といたしまして、本年度は9世帯が生活保護から脱却いたしております。

その外にも、離職後2年以内であり、就労能力及び就労意欲がある方を対象とした住宅支援給付事業があり、一定期間ではありますが、住宅費の補助及び就労機会の確保に向けた支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 住宅支援給付事業の内容についてご説明をお願いできますか。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時32分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

住宅支援給付でございますが、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援でございます。支給額でございますが、単身世帯3万5,400円、複数世帯4万6,000円。支給期間でございますが、3カ月でございます。支給方法ですが、大家さん等への代理納付となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） これを適用された方がここに何件かありました。けれども、適用を受けられない方というのはやはり多かったですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） ご相談はありますけれども、やはり要件に合わなくて受けられないという方も何人かございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 要件に合わないというのはどういう状況なんでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 要件でございますが、離職後2年以内で65歳未満の方、それから就労能力、常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行う方、住宅を喪失している方、また賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれがある方、申請者と生計を一にする同居の親族の収入の合計額が、単身世帯では8万4,000円に家賃額を加算した額未満、2人世帯では17万2,000円以内、3人世帯以上では17万2,000円に家賃額でございます。

このような収入の条件とか、就労意欲の条件等がさまざまございまして、要件に合致しないという方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） こういう基準に照らして実態が合っているかどうかですよね。それはどのように感じられますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 国の施策でございますので、市町村としてはその国の制度に基づいて実施しているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そう言われると引っ込んでしまうわけですよね。市としてももう少ししなにか対応ができないものかと思います。これはぜひ、国の基準がこれだからもうできませんよで冷たく突き放すのではなくて、なんとか方法がないんでしょうか。空き家もいっぱいありますし、アパートなどもたくさんあいています。そういう観点から見ても、国の基準一辺倒でなく、那珂市としてこういう人を救ってやれないものか。これは憲法で保障する文化的な最低限度の権利ですから、市民としては、それを保障するのが行政です。市長、どう思いますか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） いろいろな制度とか助成金とかそういったものも研究しながら、どういふふうな救済策があるのか検討はするように指示をしておきます。ただ、それが救済に結びつくかというとお約束はできませんけれども、検討するということです。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひよろしくをお願いします。

それで、就労支援を今年度ですか、事業を設けてやるということでございますけれども、これを行っていてどんなことが一番困難ですか、今までで。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成27年度から新たに施行されます生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する自立支援相談事業の実施、住宅を喪失するおそれがある者等を対象とした住居確保給付金による支援を行ってまいります。

自立支援につきましては、さまざまな就労支援が早期から必要であると考えております。市といたしましては、引き続きハローワークの協定等による連携を基盤とし、生活困窮者、生活保護受給者等を対象とした就労支援の強化を図るとともに、ケースワーカーによる就職支援等を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ハローワークへ行っても同じことで、仕事はありませんよと断られて、もう諦めてしまうというような状況があると聞いております。それから、どこからも支援を受けられない、相談するところもないというようなことがございます。

今年、自立支援相談事業というのが初めて創設されたと。それで、予算として656万円が予算化されております。そのような予算について具体的に、何にいくらというようなことについて、わかっていたらお伺いします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 自立支援相談事業でございますが、社会福祉法人社会福祉協議会に委託して実施するものでございまして、予算の内容としましてはその社会福祉協議会への委託料でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） では、社会福祉協議会のほうでしっかりと取り組んでいただくように、行政のほうとしても助言をしていただきたい。

那珂市にはいい図書館がありますが、図書館は夏は冷房、冬は暖房で温かい、そこで一日を過ごしていると。夜はどこで過ごすのかわかりませんが、そういう方がいらっしゃる。そういう方に対してどういう支援の方法があるか。この間、ちらっと見たテレビですけれども、図書館に、こういう仕事がありますよというパンフレットみたいな資料を置いておくんだそうです。それを見て、ああ、こういう仕事があるのかということで仕事を得て、生活保護を免れたというようなニュースをやっていました。那珂市でも、社会福祉協議会に任せたいわじゃなくて、そういういろいろな取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 市立図書館に、現在、さまざまな就労に関するパンフレットを置いてございます。保健福祉部といたしましても、今後も、図書館にさまざまな就労に関するパンフレットは随時配付いたしまして、そのような方に見ていただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

なお、現在、図書館に配付しておりますパンフレットでございますが、県のいばらき就職・生活総合支援センターの相談窓口等の案内パンフレット、それからハローワークの求人

情報、それからジョブカフェいばらきの「就活通信」というパンフレット、以上のようなさまざまなパンフレットを図書館に誰でも見られるように配付しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 今、まちで会ってふらふらしている人に聞くと、那珂市は働くところが全然ないと言うんだそうです。確かに、基幹産業は農業だし、農業は今、疲弊しているし、ないのかなと私たちも思うんですけども、やはりこれは市としても、そういう人たちが働く場を積極的につくっていかないと、ハローワークに任せたから、社会福祉協議会に任せたからいいわでは済まないと思うんですね。こういう方が相談に来たときに、社会福祉協議会に行ってくださいとか、そういうふうには今は指導しているのか。本庁舎ではそういう担当の方が相談に乗るといようなことはしていないのかどうかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 生活保護等の相談に来た方に関しましては、随時、ケースワーカー、査察指導員等が面接いたしまして、懇切丁寧にさまざまな制度についてご助言を行ったり相談に応じているところでございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そういう相談に来る方はまだいいほうなんですね。日本は生活保護を受けるのは申請制度ですけども、外国は違いますよね。そういう人はもう行政がちゃんと見なくちゃならないというのが決まっている。ですので、なかなか窓口へも来られない、図書館あたりで一日を過ごす、夜はどこで寝るかわからない、そういう人も那珂市にもいるということを聞いていますので、市としてももう少し積極的にそういう人たちにアプローチしていく施策をぜひ考えてほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告3番、木村静枝議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

---

◇ 寺 門 厚 君

○議長（助川則夫君） 通告4番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 水道事業給水について、2. 高度化する専門業務対応人材確保について。  
寺門 厚議員、登壇願います。  
寺門議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） 議席番号2番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、水道事業給水についてです。

これは、水道を新たに引っ張ったり、あるいはよそから転入してきて水道の使用申請ということでございます。

現在、那珂市においても少子化による人口減少は大きな問題であり、戸多小、本米崎小の廃校もあり、市街化地域と市街化調整区域では一段と格差が生じてきております。さらに、若者の流出あるいは働く場がないといったことがありまして、人口減少はさらに拡大しておる状況でございます。この対策としましては、子育て環境の充実あるいは若者が那珂市に住みたいと思う環境の充実を速やかに図る必要があります。今や、那珂市は、住みやすさランキングで茨城県内3位、全国で43位と、非常に住みやすいまちであると評価をいただいております。

しかしながら、実態はどうでしょうか。生活道路は砂利道、下水道も未整備といったインフラ未整備の状態がまだまだ数多く見られます。こういう整備がおくれておる状況、そして土地は安いですね、土地が安いから親から地元へ帰ってこいよと言われても、なかなか帰ってくる状況にはありません。

しかし、なんとか説得しましてやっと帰ってくるということになりましても、今度は新築で家を建てる場合ですけれども、実際に水道を引くといった場合に見積りをもらったところ、100万円もかかるということを知りびっくりした知人もおります。また、いろいろと話を聞いてみますと、実際に150万円もかかると言われていた方もいらっしゃいます。そして、これは美容室経営の方ですけれども、井戸水から水道水にかえるとといったときに見積りをとりましたら、やっぱり150万円かかるよねというふうに言われて、基本管が国道の反対側にあった場合は国道をまたいで、下を通ってこなくてははいけませんけれども、それはできないんですよという回答もあったり、非常に高額な負担を強いられている現状がございます。

水道普及率は98%を那珂市は超えています。こんな状況の中で、水道水は料金を払うんですよ、ちゃんと。なおかつ、加入分担金等も払いまして水道を使うわけです。それを100万円も150万円も、なんでそんなに費用がかかるんだということですよ。これについてちょっとお聞きしていきたいと思っております。

まず、水道事業の給水装置ということでお伺いしていきたいと思うんですが、那珂市へ転入してきた方という設定で、新規に水道を引いて使うまでの流れはどのようになっている、

いくらぐらい費用がかかっているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

給水装置を新設するときにつきましては、給水装置工事申請書及び給水装置台帳に必要事項を記載し、指定給水装置工事事業者を通しまして市に申し込みを行い、承認を受けなければなりません。工事は指定給水装置工事事業者が施工し、工事竣工後は、市の検査を受けまして使用開始申請書を提出し、使用開始となります。

費用につきましては、加入分担金と手数料を工事事業者を通しまして納付しなければならないとなっているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今答弁をいただきましたけれども、実際にホームページなんかを見て手続しようと思いますと、市の水道課へ連絡を下さいというふうに、言ってしまえば、それで簡単な案内があるだけということになっております。電話をしますと、今答弁いただいた内容で詳しく説明があるということです。ここで初めて、給水装置について有料であるということや、加入分担金あるいは工事代、そして工事申請料、さらには道路占用の申請手数料までかかるということがわかってくるわけですね。

では、その給水装置についてお聞きしますけれども、給水装置の費用負担は誰がするのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

市が公道上に布設した配水管から分岐しまして宅地内へ引き込む給水管や、これに直結する給水用具までが給水装置となり、その設置する工事費用につきましては申請者の負担ということになっております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ここで、議長のお許しをいただきまして資料を配付させていただいております。そちらをちょっとごらんいただきたいと思っております。

今、給水装置ということが出てきましたけれども、資料1という箇所、一番上のほうですが、こちらに今の説明が、給水装置ですね、書いてございます。これを見ると、道路内は市で管理、個人宅地内は個人の管理ということで、「『給水装置』は皆さんの所有物です」と書いてあります。小さな字で、「改造や修理の費用は皆さんの負担になります」ということが書いてあるわけですね。これは非常に見づらくてわかりにくいです。やっぱりきちっと、公道上の給水管と工事代も使用者負担であるというふうに、あるいは所有権も、小さな文字ではなく大きな字でわかりやすく表示しておくべきではないでしょうか。これは改善をお願い

いしておきます。

では、この給水装置の工事代ですね。給水装置の給水管の工事代について、新規給水工事件数と金額について伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） 給水装置の工事代につきましては申請者の負担ということでございまして、これは、工事を施工する業者とあとは申請者との個人の契約上の内容になってきておりますので、当然、その工事費用については双方が協議した中で決められるべきものと考えておりますので、市のほうとしては工事金額については把握しておりません。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま件数と金額は把握していないということで答弁がありましたけれども、当然これは竣工検査をするわけですから、検査をするということは安心・安全な水を提供するということですよ。これをやるわけで、工事業者についても価格差があると思いますので、その辺は適正な工事代の設定ですね、されている方もきちっと指導をしておくべきだと思います。

次に、水道事業の市街化区域と市街化調整区域の別に伺ってまいります。市道と自己敷地内別、それぞれ給水工事の詳細金額及びその負担者についてどうなっているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

給水工事の金額につきましては、設置する位置の土地の利用状況や工作物の有無など、現場条件等により差異もあり、また指定給水装置工事事業者の規模等によるため、金額については把握しておりません。その費用については申込者の負担ということになります。また、市街化区域と調整区域の別や公道か宅地かの別なく同様の取り扱いになっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 市街化と調整区域は別に区別はないと、それから公道と自己敷地内、これも全く同様だという扱いはわかりました。

しかし、公道部分の給水装置の工事代まで申請者が負担するというのは、どう考えてもちょっとおかしいんじゃないでしょうか。私道でしたらわかりますけれども、公の道、市道ですから、当然この下の配管も考えておくべきだなというふうに考えます。同じ市税を納める市民にとってみれば、片やこういう負担はなくて済む、片一方では100万円も150万円もかかるというのは、どう考えても公平なサービスじゃないと私は考えます。ここはちょっとおかしいと思います。

では、個人が負担した給水管の所有区分は誰のものになるんですか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（櫻村悦雄君） お答えいたします。

申込者が給水工事で公の土地に設置した給水装置につきましては市に無償譲渡することになっており、給水と同時に市に帰属し、その後の維持管理は市が行います。また、申込者の宅地内の給水装置は申込者の所有となり、以後、管理することになっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今のお話ですと、新規の加入者から負担をさせて、でき上がれば市の所有物にすると。代りにメンテはやるよという条件にはなるんでしょうけれども、これは、先ほどから何度も申し上げていますが、高額な負担をする方がいるわけです。行政というのは、決まり切ったことをやる、これは当然もちろん大事なことですけれども、やはりそこに市民に対する思いやりが必要じゃないでしょうか。単純に、もう仕事をしているからいいよというんじゃないくて、なんとかならないものかというふうに前向きに考えていただくのが行政というものじゃないでしょうか。これはまた後ほど詳しく聞きますけれども。

それでは、具体的にどれぐらい費用がかかるんだというところで、新規の給水加入分担金及び手数料について、年間の件数あるいは金額も年間について伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（櫻村悦雄君） お答えいたします。

平成25年度新規加入件数でございますけれども、431件、これは、寺門議員お配りの資料の下のほうに管径別の内訳の数字が載っているかと思えます。内訳を申しますと、パイ13ミリが178件、パイ20ミリが248件、パイ25ミリが4件、パイ40ミリが1件です。新規給水加入分担金の合計額でございますけれども、9,555万円になります。また、新規工事申請手数料につきましては224万2,000円でございます。

平成26年度の新規加入件数でございますけれども、これはまだ集計が出ておりません。したがって、1月末現在の件数を申しますと329件、内訳でございますけれども、パイ13ミリが173件、パイ20ミリが152件、パイ25ミリが3件、パイ50ミリが1件でございます。新規加入の加入分担金の合計額でございますけれども、7,314万8,000円となっております。また、新規工事申請手数料につきましては257万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 申請手数料を入れますとざっと計算しても1億円、貴重な財源があるということはよくわかりました。しかし、これはあくまでも新規の加入者ですから、要は、加入者がなければゼロなわけですね。これを貴重な財源と考えるのは当たり前ですけれども、なければ事業ができないということになってしまいますので、その辺も、トータルでは水道事業経営の中で別途、経営策を考える必要があるかと思えます。

では、他市町村との金額の比較はどのようになっているのか、これもちょっとお伺いした

いと思います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

他市町村との加入分担金及び申請手数料の比較でございますけれども、申請が多いパイ20で申し上げます。加入分担金につきましては、那珂市が28万800円、常陸大宮市が31万7,000円、城里町が19万4,400円、東海村が12万6,000円。申請手数料につきましてお答え申し上げます。那珂市が6,000円、常陸大宮市が6,000円、城里町が4,000円、東海村は、工事金額により算出となっておりますけれども、標準的な15万円から20万円の範囲内の工事費で算定しますと5,200円程度の金額ということになっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今答弁いただきました。先ほど配付しました資料の一番下のところ、資料3という項目のところにも、ひたちなか市、水戸市、常陸太田市も加えて載せておきました。これを見ていただいてもわかるように、那珂市はこの中では上から2番目に高いですね。加入分担金、申請料については、各自治体で政策的な思惑も当然、市が入っておりますので一概には言えませんけれども、やっぱり加入分担金でも高額な負担を強いているのはこれでよくわかると思います。

さらに、下水道で考えますと、下水道の場合は公共工事の部分、公道の部分については上限設定がされています。たしか40万円、金額にすると。概算そのぐらいまで、それ以上いくらかかってもそこまでですよというような制限があります。なおかつ、これも分割払いになっています。これは農集で見直しが始まったと思いますけれども。

片や、下水道では一括現金支払いではなくて、水道では一括現金支払いですよ。この辺もよく考慮する必要があると思います。片やいいですよ、片やだめですよという話じゃないと思いますので、この辺も考慮していただいて、加入分担金の額の軽減、支払い方法も分割方式にするなど、見直しをすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

加入分担金といいますのは、新旧の水道加入者の負担の公平性を図る目的で、新たに水道に加入する方たちに水道施設の拡充整備等に要する費用の一部として負担をしていただくものでございます。

那珂市の水道施設は、議員ご承知のように、老朽化が進んでいるために、現在、更新事業などを進めており、これらの事業には多額の費用を必要としているところでございます。もし更新事業などの原資の一部でありますこの加入分担金が見直しとなり、よって分割納付にすれば当年度の収入が大きく減少となり、現在進めております事業が遅延するなど、市民サービスの低下につながるということが懸念されます。したがって、分担金の分割納付につま

しては今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 新旧水道の使用者の公平性を考慮ということと施設拡充整備費用の一部に充当ということで今お話がありましたけれども、公平性ということからいえば、過去に高い安いというのはかなり問題があったんだろうと思います。それで今の状態に落ちついていくということにはなるんですが、これは水道事業条例が制定されておりますので、あくまでも井戸水から申請方式ということで過去に制定された経緯があると思いますけれども、申請方式、どうしても使いたいから使わせてくださいという方式に今なっていますので、申し込み、嫌だったらもう使わなくてもいいよみたいな対応というふうになってしまっていますよね、今。これは時代に合っていないんじゃないですか。やっぱりそこはきちっと時代に合った見直しというのが当然必要になってくると思います。しかも、水道事業というのは企業経営ですよ。利益を出せとは言いませんけれども、収支とんとなが理想だと私は考えておりますが、そこがあるのに分割もできないと。それは経営全般を考えて当然できていいはずだというふうに私は思うんですけれども、できませんよというのはちょっと理解に苦しみますので、いま一度検討をお願いしておきます。

先ほども人口減少の歯どめ策ということで、有効策として区域指定と見直しというのが今、当市においてもこれからされようとしております。特に市街化調整区域内ですけれども、こちらは、先ほど申しましたようにもう小学校廃校が2つあります。続いて3つ目も想定されるんですけれども、どうしてもそれは避けたい、活性化をしていきたいという意味で市街化調整区域の区域指定をやるということになるわけですが、そうしますと今の調整区域の集落地域がメインになりますけれども、先ほど来言っているように、水道を引く場合にやはり個人負担で100万円も150万円も、もっと言えば200万円も負担する人が出てくるかもしれません。これは市街化区域でも一緒です。もう既に市街化になっていますので、条件は一緒ですから、市街化区域でも公道部分を10メートルも引っ張るということがあれば当然100万円もかかってしまうということになりますので、どうしてもその辺は見直しが必要だと思うんです。

これから区域指定の見直しをやっていくということでもありますから、ぜひとも水道においても、基本配管は今布設されており、あとは水道管網整備の中でやられていくということになるんでしょうけれども、今は決して計画的ではないというふうに私は思っています。というのは、家ができればそこに給水管を引く、遠くても基本管から引いてくださいよというやり方になっていますので、これだと、せっかく引っ越してこようと思った方も、やめたということで帰ってしまいますよね。家を建てなくてもいいよと、ほかに住むよと。菅谷なら菅谷に住んでしまうということになってしまいますので、菅谷に住まわれるのもそれは自由なんですけれども、やはりそこはきちんと市のほうで、公道部分について基本管を布設すると、

計画を持たないといけないですね。

ですから、ぜひとも計画的にその配管網をやっていただきたいのと、それから公道部分については個人負担の軽減あるいは個人負担の上限設定をぜひとも見直してほしいと思います。いかがですか、お聞きします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

現在、市の負担をもって配水管の布設を行っている場合がございますけれども、公道上に給水管が何本も布設されて込み合っ、管理上、統合が必要となったときには現道の改良工事等に合わせて、また給水条件や給水の水質の管理のための改良や地域の発展が予測されるときには、努めて配水管の布設を行っております。

今後につきましては、給水装置の新設の申請があった場合、個々の申込者の新設する場所などの条件を踏まえて市の配水管網整備計画との整合性を図ることができるか判断をしまして、計画上支障がないと確認ができれば、市の負担において公道上に配水管を布設することも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） いろいろ条件つきでやるんですよみたいなちょっとはっきりしない答弁なので、もう一度お聞きします。これは見直ししてくれるんですね。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） 先ほどご答弁申し上げましたように、配水管網の整備計画、少なくともこの計画との整合性を図ることができれば、公道上に市の負担をもって配水管を布設していきたいということで考えているところでございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 公道上へ基本配水管を引いていくということをやるということはわかりました。ぜひとも計画的な給水整備を実施していただいて、公平な給水装置の工事代の負担になるように調整をしていただきたい。それから、公道部分での個人での購入負担ができればなくなるように見直しをしていただきたいと思いますので、切にこのところをお願いをしておきます。

そうはいつでも、加入分担金や公道部分の今言った見直しのことにつきましては、当然、水道事業経営全般の見直しが必要になるというふうに思います。ということで考えますと、一方では安くしてくださいよ、見直ししてくださいよと言っておきながら、当然、原資がなければ手は打てないということになりますので、水道事業経営をどういうふうに考えていくのか、全般的にちょっと確認をしたいと思いますので、お聞きをしたいと思います。水道事業運営に必要な収益の確保について、将来収入に見合う水道料金体系の検討を踏まえて経営改善をどのようにやっていくのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

水道事業運営の健全性・安定性には適正な水道料金による収入の確保が不可欠ですが、近年進行する人口の減少や定着化しつつある節水型の器具の使用の影響により、実際、給水量が減少し、料金収入は年々減少傾向にあります。

水道料金によって水道事業が運営されることから、常に安定的な経営を目指しまして、事業の見直しや計画的なメンテナンスによる維持管理費の圧縮により事業の効率化を図っております。

昨年度より検針業務の民間委託を行い事務の効率化を図るなど、また未収金回収業務にも一層力を入れまして収納率の向上を図り、収益の確保に努めているところでございます。

また、水道料金の体系につきましては、今後、水道事業基本計画の中で、将来の財政収支状況を踏まえまして適切な時期に水道料金の見直しの検討を行うことになるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 水道事業の経営については、どうしても最終的には水道料金の見直し、つまり値上げということにならざるを得ないということだと思いますけれども、本当にそうなのでしょうか。例えば原水料金の見直し、計画的な給水管整備の実行、漏水対策、遊休量水器の効率稼働、効率的なメンテナンス体制の構築などなど、先ほど言われた内容をしっかりやっていたかかないといけないと思います。

なおかつ、やっぱり維持管理というのは長期にわたりずっと続くものですから、50年先もやっぱり健全経営が継続できるように、今、何を改善して、これからの10年は何を見直して、どう経営を改善していくか検討を真摯にやっていただきたいと思います。

その中で、これからはそのメンテナンスフィーをどれだけ効率的に抑えられるかが健全経営のキーポイントになると考えますので、メンテナンスを含めた民間への業務委託についてどのように考えているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

ご質問の民間への業務委託につきましては、平成25年度より、先ほど答弁しましたように検針業務を委託しております。また、本年度は、各浄水場の運転管理業務を委託しているところでございます。現在、市民のニーズの多様化に対応するために、経験豊富な技術者からの技術の継承や水道事業運営に必要な知識の習得などを行い、お客様へのサービス水準を高めているところでございます。

しかし、より一層の業務の効率化とコスト縮減を図る必要となりましたら、他の業務についても民間企業の実力を活用することによりまして、効果が大きいと判断ができれば導入を

図っていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） メンテナンスフィーというのは大変高額でありますし、ずっと続けていかなければなりませんので、ぜひともあらゆる経営改善策を収集・検討していただいて、また広域も含めて検討をしていただいて、効果的な政策を実行していただきたいと思います。水道料金の改定、値上げというのは、やっぱり市民負担は最後のとりでということになるのかと思いますので、これは絶えず意識をしておいていただきたいと思います。

それから、重ねて申し上げますが、公道部分の給水工事料金負担は上限設定にさせていただけるとか、個人負担軽減をぜひ区域指定見直しの場合にも早く検討をしていただきたいなどいうことを強く要望しまして、この項の質問を終わります。

続きまして、次の質問ですが、高度化する専門業務対応の人材確保について聞いてまいります。

今の那珂市でも行政の高度化、多様化、国際化などが進展する中、少子化による人口減少、地域の活性化など、那珂市を取り巻く環境や自治体間の競合も非常に激化しております。いわば自治体の存続をかけて競争に打ちかかっていかねばならない状況にあります。そのために、自主財源の確保策、あるいは行財政改革の手詰まり打開策、あるいは那珂市産業の振興や地域の活性化を図る諸政策・事業の立案や実行のために、観光資源の開発と観光客の招致、那珂市特産品物産センター開設と運営、那珂市農業産品・特産品市場開拓、那珂市の魅力発信や宣伝広告、企業誘致、雇用対策などの諸施策を実施するよう、これまで私は一般質問等で提案をしまっておりしております。

しかし、諸施策の実行には情熱を持ったその道のプロが必要だとも言ってまいりました。なかなか実現されずに今に至っております。状況が厳しい今だからこそ、那珂市の魅力発信人、雇用対策や就職活動の支援、販売促進のプロなど高度な専門知識・経験を持った人材が広く求められています。このような専門知識と経験豊かな人材を民間から広く募り、対応することが喫緊の課題だというふうに私は考えております。

また、市長の言われる行政は総合サービス産業、迅速な諸課題解決に取り組んで、より高品質のサービスを提供していくこと、これこそがこれからの自治体経営につながり、持続可能な自治体として生き残れるのだというふうに私は考えます。

また、昨年6月に第4次地方分権一括法が公布されました。そのことによりまして国や県から権限移譲される事務事業の増加が多数予測されております。その対応をしていかなければいけないということに現況はなっております。

このように、定型の事務事業に加え、新たな事業への取り組み体制をどのように整備し活用していくのか伺ってまいります。

まず、退職職員再任用や中途職員採用等による人材確保ですけれども、昨年の退職者数と

再任用者数は何人ぐらいなのか、具体的にはどの分野でどのような役割を果たしているのか、身分は何か、適材適所で配置され役割機能は十分に発揮されているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

昨年の定年退職者20名のうち16名が、週4日の短時間再任用職員として勤務をしております。主な配属先といたしましては、基本的にこれまでの経験や技能を生かせるように配慮をしております、その意味では適材適所で配置され、その役割や機能は十分に発揮されていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 適材適所で配分され活躍されているということですが、一部漏れ聞きますところによりますと、なんでああいう人がこういうところにいるのというような話も聞いております。なかなか適材適所というのは難しいかもしれませんが、保育士さんや保健師等については役割・機能が十分に発揮されているということを私も理解はしております。今や行政においては専門職が高度化・多様化していております。その中で現状職員の対応で市民の要望に答えられているのかどうか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

昨今の市町村におきましては、少子高齢化や環境問題、情報化の進展、さらには広域化する行政課題に対しの確な対応に迫られているのが現状であります。地方分権に伴いまして、国や県からの権限移譲により業務の拡大、多様化・高度化していることも事実であります。

そのような状況に対応するために、職員研修の実施をはじめ、職員を県に派遣したり、逆に県から職員を派遣してもらうことで知識の習得に努め、業務に取り組んでいるところであります。また、これまでも専門職として精神保健福祉士、学芸員、管理栄養士など、正規職員として採用してきたところであります。現在のところは、定型的な業務につきましては市民のニーズに対応できていると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 定型的な業務には現状のところ対応できているということですね。

では、その定型外業務への対応を考えますと、やはり民間企業経験があつて即戦力で活躍できる中途採用者の採用というのがどうしても必要になると思いますが、採用のほうは実施しているのか、または新規採用職員の中で年齢制限の枠内で社会人経験のある即戦力者の採用はできているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えします。

那珂市におきましては、現在、中途採用者という別枠での採用はしておりませんが、ほかの市町村よりも年齢制限の枠を広げまして採用しているところがございます。即戦力としては技術者の採用を進めたいところがございますが、残念ながら応募者が少ないのが現状であります。事務職の場合には、業務の性質上、即戦力とまでは言えないところがございますが、社会人経験のあることから、待遇や適応力の面で高い能力を持った職員を採用できていると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 事務系は望んだ人材が採れていると、確保できているということだと思います。技術系については応募者が少ないので採用できていないという状況にあるということですね。採用での人材確保が弱い部分を補完・強化するためには教育や研修という育成手段がありますけれども、ここで、市長の施政方針にもあります高品質の行政サービスを提供していくと、これを実践する職員、これに応え得る職員も高度化しなければいけないと思いますけれども、職員の高度専門職への育成について具体的にどのように実施しているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

これまで幅広い職務経験や知識、政策形成能力や管理能力を持つ総合職の養成に主眼を置いてきたところがございますが、今後、地方分権時代と社会情勢の複雑化に対応する専門能力を有する専門職の養成が課題となっておりますことから、計画的に特定の職務分野に精通した専門職の養成にも力を注ぐ必要があると考えております。

これまでも権限移譲により発生した許認可事務、さらには税の債権管理等につきましては、県との相互交流等によりましてノウハウを得、スムーズな業務に心がけてまいりました。しかしながら、法制事務や経営企画、広報戦略など特定な分野では現状の職員ではなかなか補えないのが実情であります。どのように人材を確保していくのか今後の課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） いわゆる総合職をはじめとして行政の定型業務については育成方法として県との相互交流を含め庁内で育成をしていると、高度化する専門職へも対応ができていますよということですね。課題については、法制事務や経営企画、広報戦略等の特定分野の確保というのが課題であるというふうに認識されておるわけですがけれども、やはりこれからの自治体は、従来の行政サービスだけで市民の要望に応え切れるものではありません。経営をしっかりと行い、自治体を存続させていかななくてはなりません。そのために経営企画あるいは販売、広告宣伝、利益の創出、観光開発などなど、新しい分野での事業創出と実行が急

務です。

それをやるためには組織と専門家が必要になってきます。仕事のできるプロが必要なわけですね。分野によっては育てていたのでは間に合いませんので、やっぱり即戦力かつ期間限定で、効果が期待できる民間から幅広く優秀な人材を確保しなくてはなりません。

そのために、期限を切って職員を確保できるということで、職員を任期つきで採用する任期つき職員採用制度というのがあります。これは地方自治法で定められておりますので、これをやっぱり活用して幅広い分野から人材を確保すべきだと思います。通常ですと、その任期つき職員といいますと、よく保育士や幼稚園教諭あるいは保健師さんなど、産休のときにピンチヒッターとして採用するということが多くあるわけですが、宮城県なんかは災害復興の事務事業も広く県外から募って、やっぱり任期つき限定で成果を出している例があります。

ということで、やはりなんとしても即戦力ですぐ効果が期待できるというところを狙っていく必要があるかと思います。当市でいえば、住みよさランキング県内3位ですかね、那珂市の魅力、子育てしやすい那珂市のPR、あるいは観光資源豊かな那珂市をPRする広報担当がいません。我々、職員の方も一般市民の方も一生懸命PRをやりますけれども、やっぱり戦略的にちゃんと施策を立ててやっていかないと、せっかく、今のところ余りお金をかけずにとるところだろうと思いますけれども、これはしっかり投資をすべきだというふうになります。

あともう一つ、今緊急に必要なのは、那珂市ブランド認証品の宣伝販売促進担当ですね。これも、筒井議員の質問にありましたけれども、ふるさと納税のお土産といいますか、記念品としてお贈りするということでは足りません。やっぱり大々的に、これも戦略ということできちんとPR宣伝をしていきませんと、せっかくブランド認証品をしましたけれども、生産者、生産の量が変わりません。要するにビジネスとして成り立ちませんので、やっぱりそこまで持っていけないとだめだと思いますので、そこはすぐにも人材を募集して、確保して活用すべきと考えます。

ぜひともこの任期つき職員の採用を検討していただきたいと思いますので、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

将来にわたって那珂市を支えていく人材の育成といった大きな命題のもとに、正規職員を基本に人材の確保に努め、ますます多様化する市民のニーズに的確に対応していかなければならないと考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、本市におきましても、正規職員では対応が難しい特定分野でのスペシャリストの確保が必要不可欠になってきていることは十分認識をしているところでございます。議員ご提案の任期つき職員の採用につきましては、本市に

においても真に有意義な人材の確保につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） あの分野もこの分野も採用してくださいというわけにはいきませんが、やはりその道のプロを雇うわけですから、それ相当の条件を提示しなければ優秀な人材は採用できません。また、各部課で展開する新規事業で、その道のプロの人材が欲しいのに採用環境が整っていないので、こういう人材が欲しいとの要望が出せない、ゆえに新規事業が展開できないということがありませんように、あらかじめ各種条件を条例で定めておく必要があります。でありますから、急ぎ任期付職員採用条例を制定しておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

既に条例の制定に向けて事務レベルで今検討に入っているところでございます。今後、お示しできる段階で議会にお諮りしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 早く任期付職員採用条例が制定できますよう期待をしております。今すぐにでも欲しい広報担当、那珂市ブランド認証品の販売促進担当などの人材は、早急に具体的な内容条件を設定の上、募集できるよう、関係各課の事業展開の速度を速めていただけますよう切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告4番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

---

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（助川則夫君） 通告5番、古川洋一議員。

質問事項 1. 市長2期目の市政方針等について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一でございます。

今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思えるまちなにするために一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この質問については、午前中の遠藤議員も同じ質問をされましたので、重複する点については極力割愛したいと思いますので、質問の順番等について変更があるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

今回の質問は、市長2期目の市政方針（公約）等についてでございます。

質問に入る前に、先ほどの遠藤議員と同じく、私も市長選での市長が出された公報とそれからリーフレットの3点セットで配付資料として準備をしていたんですが、先ほどの遠藤議員に対するお答えの中で、当日いきなりでは困るということでお断りされたのですが、私は、10日前に質問の通告と一緒にこの資料を提示し、このリーフレット等により質問させていただきますということで執行部のほうにはお伝えし、お願いをしたつもりなんですけれども、先ほどの当日いきなりということがもし理由であれば、改めてこの提出をお願いしたいんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） やっぱり私が作成した文書でありますので、あらかじめ、書いたからいいでしょうというんじゃないで、一本、電話することができるんじゃないですか。資料をつけたいんだけどいいですかというふうに言っていただければよかったんです。ただ一方的に一方向通信みたいな形でこれをやると、全てのことがなんでもありになってしまうんです。だから、やっぱりルールというのは守っていただいて、それで、あらかじめこれを出しますよと、いいですかと電話を、わかっているでしょう、私の携帯電話の番号を。わかっているんだから、それをやっていただければ考慮したはずです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。非常識で申しわけございませんでした。

ただ、この資料をもとに答弁調整とかされているんじゃないかと思うんですが、電話がなかったということでお許しいただけないので、それはそれでしょうがないんですけれども、実はこの資料を用意するのに貴重な政務活動費を使わせていただいているんです、資料作成費ということで。ですから、もしだめだということであればお電話を一本いただけたらなと思うんです。直接言っていただけないと許せないよ、認められないよということで逆に言

っていただいてもよかつかなと。

そのおかげで、私はこれは同じ資料を70部用意しているんですね。ですから、その辺も貴重な、市民からお預かりした税金をもとに政務活動費を使わせていただいておりますので、その点をご理解いただきたいなというふうに思います。もちろん、皆さんの前にお出しできないんですから、これを政務調査費で上げようとは思いませんけれども、そういったこともあるということで、それはそれでこちらの考えもご理解いただきたいなと思います。

それでは、わかりましたので、公約等について伺ってまいります。

その選挙公報がこちらにございます。こちらは配っていただいておりますけれども、これとか、先ほど遠藤議員もお示しになりましたけれども、リーフレット関係、こちらのほうに、「復興から飛躍へ・那珂らしく新しく」と題し、今後の市政についていくつか挙げていらっしゃいます。議長にお許しをいただいてその資料1の部分について配付させていただきましたけれども、この選挙公報だけではなくリーフレットも含めて、ここに書かれていることは、私は全て市民に対する公約なんじゃないかなというふうに思うのですけれども、改めて公約は何なのか市長にお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 公約という、どういう意味で言われているのかよくわからないんですけれども、私の公約に関する認識は、例えば1期4年という任期がつけられた期間、市長をさせていただくわけです。そうした中で、その4年の任期のうちでこれを履行しますよというのが私は公約じゃないかと思うんです。ですから、先ほどと同じものがもう一枚来ましたけれども、ここに書いてあること、ここに掲げた内容については1期4年の中で、それはできないものがあるかもわからないけれども、死に物狂いで一生懸命努力して履行しますよというのが公約というふうに考えています。

後でまた古川議員が公約と、みんな公約でしょうと言っているんだけれども、それを全部4年間でやれという話なのか、その辺はよくわからないけれども、あと、るる述べています。いろんな肉づけをしていますけれども、それについてはやっぱり目標ですよ、努力目標、これはこの期間内にやるよと。それについては、事業の計画性とか、それから優先順位とかいろんなものが、同じ答弁になってしまうんだけれども、そういったものを加味しながら、できるものは履行してしまうんです、その4年間に。できないものについては、ここまでは努力しましたというようなことを市民の皆様にお示しするわけです。

ですから、あそこ書かれているものは虚偽のものは全然ないんですよ。これからやろうと思って私が目指しているものを記載したわけですから、そこはよくご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 今の質問は、どれが公約なんですかということをお伺いしたつもりな

んですけれども。というのは、この選挙公報にはどこにも公約という言葉は出てこないんですね。配布されたリーフレット等にも公約という言葉が出てこないんですよ。ですから、それが公約なんですかということをお聞きしたかったので、これについては後ほどまた質問させていただきます。

ということは、先ほどの遠藤議員のご答弁を聞いていてわかりましたけれども、あくまでも選挙公報に載っているこの7つの項目が公約であるということによろしいですね。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） そのとおりです。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） その配布されたリーフレットですね。遠藤議員も先ほどおっしゃっていましたが、この「市民との新たな約束」というふうなリーフレットをお配りになっているんですね。この新たな約束、約束ですよ、つまり公約ではないのかもしれませんが、約束はされているわけですよ。

皆さんにこれは資料が配られていないのでちょっと詳しくお話ししないといけないと思うんですが、この中には、「市民との新たな約束」としていくつも挙げられておりますけれども、例えば、行政は最大のサービス産業ですと書かれた中に行政窓口にキッズルームを設置しますとか、那珂らしい未来戦略をつくりますの中にある都市計画法上の市街化区域、市街化調整区域の見直しをしますとか、地域主権を生かす社会をつくるの中にある地産地消を推進するための新たな条例を制定しますとか、地域の役割と機能を生かすまちの中にある空き家対策と住みかえ、新規住民、子育て世帯へのあっせんを実施しますとか、大規模商業施設実現を支援するの中にある道の駅に代る農産物・特産物の販売拠点ををつくりますとか、女性と若者とが活躍できるまちの中にあります若者や女性がスキルを身につける社会人大学院を創設しますとか、未来を担う人づくりを推進するの中にある那珂市が本であふれるみんなの図書館を立ち上げますなどなど、たくさんあるんですけれども、断言しているものがたくさんあるわけです。また、別のリーフレットですが、復興から飛躍へと書かれたリーフレットの中には、市民が主役を実現する県内初の常設型住民投票条例の制定を推進しますと、ここでは推進という言い方に、多少濁っているんですけれども、こういったお約束もしていらっしやいます。

選挙前に配布したリーフレットに記載したこれらは公約ではないと、先ほどの答弁ですと、ということになるんだと思うんですが、そういうことでしょうか。もう一度確認します。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 私の考えている公約というものに関してはそういうことでありますけれども、私が目指しているものは、その羅列したもの、例えばキッズルームなんかも、子供を預けてもらう、そういったものはもう具体的に多分、事務方のほうで検討に入っているんじゃないかと思います。ですから、とにかくできるものはやっていくと。例えば先ほどの常

設型の住民投票条例は議会の議決がないとできないわけですから、議会の皆さんに理解してもらおうようにこれから一生懸命努力するわけです。

外の事業についても、予算をつけて、それで具体化して、予算をつければこれは議会の承認をいただかなくてはならないわけですから、議会の皆さんに、こういう事業ですよと、私が提案したこういう事業をこれだけの金額でこういうふうに展開していきますということを議会の皆さんにお示しして、そして議決をいただいて初めて実行できるんです。そういった努力はこれからしていくわけです、一生懸命。

だから、お話を聞いていると公約以外はやらないのかというふうなニュアンスで私は受けとめてしまうんだけど、そうじゃなくて、公約は公約としてこの4年のスパンで全力を尽くしてやるわけです、この選挙公報に載せた公約については。これは虚偽のことを書くと選挙が失効してしまうんですよ。市長としての身分が剥奪されるわけですから。経歴とかあいつたものですよ、この約束したものじゃなくてね。だから、そういったものは一番重要な、選挙に関してお約束している内容だと思うんです。

だから、これ以外にリーフレットに書かれているものはやらないのかというふうなニュアンスでちょっととるんです、私は。だけど、そうじゃないんだよ。一生懸命これから一つ一つ、掲げたものについては、できるものはすぐやってしまうんですから。例えばこの前の4年間でも不妊治療のあれなんかも、これは古川議員のほうからも提案がありましたけれども、いいと思うものはやるわけです。費用対効果があって、それでやっぱり今の時代に一番流れとして合っているものについてはこれからやっていくわけです。だから、全然やらないというわけじゃないですからね。そこだけはよく理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 丁寧にご答弁はしていただいているんですが、これ以外は公約じゃないんですかとお聞きしているので、公約ではないということだけおっしゃっていただければ結構です。

それで、市長からいただいている事前の答弁書には、今それをおっしゃらなかったのも、すみません、私のほうから言ってしまうといいのかどうか、私が提案するさまざまな新規事業やアイデア、それがこのいわゆるリーフレットに載っているものだと思うんですが、それを実施していくことにより7つの柱が実現するものだと考えているというご答弁をいただいているわけです。ですから、私が言いたいのは、公約と言わないものはやらないと私は一言も言っていないんですよ。そういうことではなくて、私は逆に評価しているんです。その具体案がこのリーフレット等を書いてあることなのかと思って、ああ、これは具体的に書いてあっていいことだなと思っているわけです。それはこれから聞くんですけども、ですから決して公約じゃないと言ったものはやらないのかということとは私は一言も言っていないので、ちょっとそこは早とちりしないでいただきたいなというふうに思います。

ただ、いただいている答弁書によりますと、公約ではなくアイデアであるということで、具体的には今後お示ししていきますと書いてあるわけです。私は、先ほども言いましたように期待している部分が非常に多いんですけども、公約ではないということになると、でも公約ではなくても新たな約束という文書なわけですね。ですから、ということになると市民の皆様も、これは私だけじゃなくて市民の皆様も、ああ、なんだ、約束じゃなかったんだと。これも決してやらないなんて言っていませんからね。約束じゃなかったんだというふうに思われてしまうことが私は残念なんです。

では、公約だにご答弁いただいた7つの項目のうち、表現がちょっと抽象的でわかりづらいなという点がいくつかありますので、いくつか聞いてまいりたいと思います。

1つ目の地方創生のため総合戦略本部をスタートさせるということなんですが、どうやって総合戦略本部をスタートさせるのかという部分については遠藤議員に対するご答弁でわかりましたけれども、市長ご自身に地域再生のための具体的な手法とか手段とかそういった構想があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 那珂市版の総合戦略の策定にあたっては、先ほど答弁申し上げたように、住民代表、それから産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働者等、幅広い分野から意見を求めるとともに、国の総合戦略を踏まえて4つの基本方針、これも先ほどお話ししているんですけども、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、それから時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するを柱として検討を進めていくことを考えているところであります。

具体策としては、空き家調査を踏まえた移住促進策による流入人口の増を図るための施策、若い世代への結婚・出産・子育てに切れ目ない支援をする少子化対策の充実など、さまざまな分野で施策を幅広く検討し、那珂市版の総合戦略としてまとめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） お隣の常陸太田市では、既に地域再生の案がいくつかあるようで、もう予算獲得に向けて市長ご自身が陳情に出向くなど、積極的に動いているという話を聞きました。時間がないと思うんですね。ですから、これから考えるというのでは遅いと思いますので、今、市長にも具体的な構想がおありだということなので安心はしましたけれども、地域再生本当には重要なことかなというふうに思っておりますので、ぜひ早目に戦略本部の中で話をまとめていただきたいなと思います。

ただ、市長ご自身が本部長ということですから、そこで話し合ってくださいというようなことではなくて、ご自身のお考えも含めながらぜひ市長のお考えを入れていただくなどして、

わかりやすく、そしてスピーディーに進めていただきたいというふうに思っております。

次に、2つ目の福祉と教育、子育て等、生活の利便性向上を優先するという事なんですけれども、発表されている住みよさランキングというのがありますけれども、その評価というものは、私が思うに、那珂市の立地的な優位性、つまり県都水戸市、それからひたちなか市、東海村、日立市等々の場所に行くには非常に便利だと、そして災害もなく、障害となる山とかそういったものもないということで、そういう意味で立地的な優位性というのが大きく反映されているように思うんです。確かに、立地的に住みよさという面もランキングに反映されてしかるべきだとは思いますが、本来の市民レベルの住みよさというのは、行政面でいえば福祉とか教育とか子育てとかいうものに関して、那珂市に住みたいと思っただけのがやはり生活の利便性向上であって、ランキングに一番、本当は結びつかなければいけないものなんじゃないのかなというふうに私は思っているわけでありまして。

ですから、その福祉、教育、子育て等に関して生活の利便性向上のために具体的に何をやるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 議員のおっしゃられたように、確かに周囲の条件によってぐんと上がるんですね。ですから、水戸市よりも上に位置づけられているということは大変名誉なことだというふうに思っています。それがよその自治体の効果であっても名誉なことであるというふうに考えております。

住みよさランキングが上位であることは今申し上げましたように大変名誉なことであり、各施策が住みよさランキングの算定基準に結びつくか否かではなくて、またこの順位に一喜一憂するのではなくて、市民が住み続けたい、市外の人に移り住みたいと思ってもらえるまちづくりのために、一番は生活利便性なんですね、生活利便性の向上を優先したいというふうに考えております。

具体的には那珂市版総合戦略策定の中で、定住化促進、それから若い世代への結婚・出産・子育ての支援などの少子化対策、小中一貫教育による英語教育の推進など、さまざまな施策について、これからいろいろな方のご意見を頂戴しながら、これは有識者会議も多分あったと思います。それから、議員の皆様方からも直接ご意見をいただければ十分に考慮して、一番、那珂市民が福利向上ができるような形で一生懸命努力したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） もうちょっと具体的に教えていただきたいんですね。というのは、定住化の促進、それから若い世代への結婚・出産・子育て支援などの少子化対策等をこれから検討していくということなんです、具体的にその定住化促進とか子育ての支援など、具体的に何をやって促進、何をやって支援していくのかという部分をちょっと具体的に、もし今

お考えがあれば結構ですが教えていただけますか。これから検討ですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 最終的にはこれから検討という形になるけれども、まずは若者世代、それから子育て世帯等の意識を把握することが重要だというふうに思っています。ですから、そういった意識調査みたいなものを徹底して把握したいというふうに思っています。具体策についてはその結果を踏まえて検討していくこととなりますが、定住化促進策としては、先ほどの答弁と重複しますけれども、空き家調査、これは間もなく出しますけれども、を踏まえた移住促進や新規就農も含めた雇用の創出について、また子育て世帯への支援策等についても十分に検討して、成果の高いものを打ち出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） まずは意識調査をしてから検討するということですか。定住化や少子化対策とか雇用の創出などは、総合戦略本部の中で話し合っていくことの中でやはりこれも最重要課題だと、それが本当に那珂市に住みたいなどと市民に思っただけのことだと思っておりますが、現時点での具体案というのは特になさそうなので、これを公約にして大丈夫なのかなとちょっと心配をするわけであります。

次に、3つ目の那珂市地域振興公社を設置するにつきましては、特色のある企業展開ができる仕組みをつくるために公社を設置しなければならない理由というものをお伺いしたかったんですが、これは遠藤議員の質問にもお答えになっております。私もまだよく理解できていない部分があるんですけども、それはお聞きしたということで結構ですけども、いずれにしても人件費とか事業費とかがかかるわけでありまして。先ほどの質問のご答弁で役所の外郭団体としてのプロパーではないというようなことではございますけれども、いずれにしても予算はかかるわけで、その予算措置、それから費用対効果等についてのメリットをお伺いできればと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 費用対効果については、職員や専属スタッフの人件費、それから事業内容や規模によっても変わってくると思いますが、公社に適したノウハウを生かせる方の採用とか、まず人ですね。それから、長期の雇用により、技術や知識・経験等のもとより、地理、人との関係が深まり蓄積されますので、少ない経費で最大限の効果を提供できるように努めたいと考えております。

それで、具体的に金額がいくらかかるんだとかそういう話ですけども、これからいろいろ算定をするということですね。これもいろんな補助のメニューなんかもあります。それから、やっていけないことなども多分あると思うんです。那珂市に一番ふさわしい展開をしていきたいというふうに考えておりますので、具体的な案が決まりましたらお示しをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 少ない経費で最大限の効果をということであります。当り前と言えば当り前なんです、以前に私から、スポーツ振興のために財団を設立するお考えはありませんかという質問をさせていただいたことがあります。そのときに市長から、経費の面では厳しいけれども、水面下で関係団体等と協議しているところだというようなお話があったと思います。その後の進捗状況のご説明もまだいただけていないんですけれども、本当に少ない経費で設置可能なのか、本当にできるのかというところが疑問に思うわけです。

では、次の5つ目のサーボ跡地の利活用についてなんですが、こちらも遠藤議員に対するご答弁を聞いておきますと、やはり応募期間が短かったということと、それから市内の既存施設にも話があってもよかったんじゃないのかなというようなご意見が、これは私がというんじゃないで、そういうご意見が実際にあるということは一応お伝えしておきたいと思います。

ただ、もう一つ、学校施設については、常陸大宮市にもとの大宮工業高校の跡地に同様な施設がありますけれども、同じ福祉の専門学校ということで共存できるのかなと、将来的に長く続くのかなというふうにちょっと心配をするわけですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 常陸大宮市は、多分、看護学校だったのかな。今度のは介護福祉関係のあれらしいですね。ですから、多分、バッティングはしないということだと思います。

それでよろしいですか。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

それでは、6つ目のJA常陸本部事務所を那珂市についてなんですが、本部が那珂市になるとどういったメリットがあるのか具体的にお伺いできればと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） このメリットは、200人から300人かな、の職員が張りつくわけですね。本部機能がここに移ると職員がまず通勤する。そうするとガソリンとか買い物をしてくれるでしょうと。それから、本部で会議をやりま。そうすると北茨城から岩間までの組合員の方が集まってくる。人の交流がある。そうすると冠婚的なものも発生するでしょうし、それから地域との交流も深まります。そういった意味で、あらゆる意味での経済効果があると思います。

それと、市としては固定資産税が入ったり、事業税はないと思うんですけれども、固定資産税とかもろもろ、水道も使ってくれるでしょう、それから下水道も使ってくれるでしょう。そういった公共料金の増収にもいろいろ寄与してくれるんじゃないかというふうに思っておりますので、私としては積極的にこれを、決めていただいたものですから、これを無駄にし

ないように一生懸命努力して、那珂市内につくっていただきたいということをこれから積極的に働きかけていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） すみません、雇用機会の創出にはつながりますかね。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 雇用の機会も生じてくると思います。新規で入る方、それから、もちろんそこには例えば掃除とかそういうものもありますので、メンテナンス関係、それから施設の駐車場の、警備員がつくかどうかはわかりませんが、プロパー以外の部分でいろんな人的な雇用は大いに発生すると予測されます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

先ほどのご答弁の中で、この誘致はもうJAさんの内部では決定されているという話なんですけど、もう一度確認します。もう決定されているんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 私も念押しはしていないんですけども、JA常陸は、今、常陸太田市にあるんですね。まいづるというところにあるんですけども、28年ぐらいにはこちらで検討したいという内諾等、多分、機関決定しているはずですよ。そういう関係なものですから、これを無駄にしないように、那珂市はやめたと言われぬように、一生懸命、環境整備をしていきたいというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 先ほどももう決まっていることを公約にする必要があるのかというようなお話もありましたけれども、やめたとならないように今後全力を尽くすということなんです。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） これは、好意で見ていただくと公約というかそれに入るんです。ちょっとがった目で見ていただくとそういうふうな見方になるかもしれませんが、私としては、私が市長になってから農協さんといろんな交渉をしました。会合も持ちました。そういった中で那珂市に本部機能を移して欲しいということをお願いして、それで、あちらで勝手に決めたのかもしれないけれども、利便性とかそういうのでね。ただ、私のほうとしては一生懸命お願いしたわけですよ、前半の4年間にね。その結果がこういうことだということですので、温かい目で見ていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

それでは、7つ目の大規模商業施設実現についてなんですけれども、この大規模商業施設の実現というのは具体的にどこのことを言っているのか。今お話があるイオンさん以外にも、お話があれば積極的にそれも支援、誘致するののかということをお話をちょっと聞きたいと思います。また、市内の小規模商店との共存共栄についてはどのようにお考えか伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 議員もご承知だと思うんですけれども、寄居のちょうどケースデンキの裏側に、イオンのモールになるかリテールになるかちょっとまだはっきりしていないんですけれども、大規模商業施設ができます。これは地権者の方との合意がまだ得られていないということなんですけれども、市としてはもう農振地域の解除からいろんな意味で一生懸命、今やっています。それで、申請があれば県のほうに流すということで、今そういうスタンスでおります。

それから、外の施設が来たらどうなんだということなんですけれども、今のところ何も聞いていないんです、ほかの施設は。ただ、内原の例のイオンのあれを見てみると、ドラッグストアがついたり、紳士服がついたり、日曜大工の店が張りついたり、いろんなそういったことが発生すると思います。ですから、そのときにはもちろんこれはいろいろ調整しながらやらなくてはならないんですけれども、あそこに一つのまちができて大きな雇用が生まれる。それから、何億という税収があると思います。そういったものをただ追い返すという手はないと思いますので、積極的に受け入れて、あそこにまちをつくってもらえればありがたいなというふうに思っています。

それから、既存の商店街をどうするんだという話なんですけれども、計画があった時点で、3年ぐらい前かな、東海のジャスコ、それから那珂市のジャスコ、それからカスミの店長さんといういろいろお話ししました。やっぱり売り上げの影響は若干出るみたいですね。ただ、死活問題になるまで、お客が違うみたいですよ、客層がね。北茨城から茂木、あの辺まで集客して、専門店が多いですから、それから映画館があったり、それから診療所があったり、だから客筋が若干違うんですね。地域に密着して、日常生活品を買うというときはやっぱり菅谷の旧道のところの商店街を利用したりすることがあるということなので、それにしても影響が出るということですので、税収もありますのでその税収の中から、やる気のある商店街さん、後継者をつくってこれからやっていくんだという人にはそれなりにこれから十分考慮しながら、既存商店街を保護すると言うのはおかしいけれども、助成していくと、応援していくというシステムはとっていききたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 小規模商店との共存については、若干影響はあるかもしれないけれども、税収等が見込まれるので、それをなんらかの形で補助等によって支援していくというこ

とですね。

先ほど地権者の方の同意がまだということで進展がないということなんですけれども、これは見込みはどうなのでしょう。というのは、市民の方で、やはりもうこういう状況になってくると、なくなったんだろうとおっしゃっている方もたくさんいるし、そのたびに我々も聞かれるわけなんですけれども、見込みはどうなのでしょう。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） これは、事業者とそれから地権者の間のお話し合いなので私からとかく言う問題ではありませんけれども、私は、早く合意ができて、早く着工して、28年に跨線橋もできます。この開始に合せて、そこまでに間に合わないと思いますけれども、そういう条件整備ができていますので、ぜひとも早く進展してほしいなと心の底から願っています。以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ということは、民民の関係のところに口出しできないということなんだと思うんですけれども、ということは、行政としてできるのは手続関係の面でしっかりサポートしていきますよということなんです。わかりました。

それでは次の質問なんですけど、団体との政策協定等についてお伺いしてまいります。

選挙の際に自民党の那珂支部と政策協定、合意をされたということなんですけれども、その内容について教えていただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） これは4つ項目があって、確かに文書によって、自民党さん、自民党さんでも県のあれじゃなくて那珂市那珂支部、それから瓜連も支部に入っていたと思います。4項目について政策協定を結ばせていただきました。細かく申し上げますけれども、いずれも地域生活に密着した内容でございますので、それと私が目指している、これからやろうと思っているスタンスのものでありますので、もう喜んで締結をさせていただいたところなんです。

おわかりだと思うんですけれども、では、詳しく自民党員であればお話ししますが、「東日本大震災からの復興を推進する」こと、これは当り前のことですので喜んでやるということです。それから、「災害に強い安全・安心な街づくり、下水道の整備等、都市計画事業を推進する」、それと「TPP等農業者の要望に耳を傾け、農業の振興策を充実させる」、それから「中小企業、商店街の支援事業充実にも協力するとともに企業の誘致を推進する」という4点でございます。

この履行は、自由民主党の党員の方とのお約束でありますけれども、誠意を持って完全に履行できるように努力していきたいというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 今おっしゃった4点は私はわかっているんですけれども、聞きたいの

はそこから先で、今の答弁の中にもありましたけれども、推進する、推進する、充実させる、推進するとありますよね。だから、何をもちって充実するのか、何をもちって推進するのか、その辺が私ちょっと、すみません、存じ上げないものですから、その辺を具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） これは支部のほうから示された内容ですので、私のほうで言ったわけではないんです。それをのめるかと、喜んでのみますと。これから推進することの具体的なものについては、党员であれば支部のほうに、こういうふうにしますよという、これはリアクションというかお返事をしなくてはいけないですよ、こういうふうにやりますからということ。それはもう少し時間をいただいて、ごらんになっていただきたいと思います。後で、300人ぐらい党员の方がいらっしゃるみたいですが、全部出すのかどうか、支部長さんのほうには提出したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 具体的に教えていただきたかったんですが、まあいいです、時間もないので。その具体的な内容は、答弁書ではいただいておりますけれども、この間の話にまで及んで合意したんですか。今の話ですと、自民党から提示されたのでのみましたということなんですが、具体的な内容がなければ何をやっていいかわからないですよ。だから、その辺の具体的にこういうことをやってほしいというものがあって、提示されて、それに対して合意をされたんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） あらかじめ提出している答弁書の内容ではこういうことをやりますよということで話し合いますが、実際はその4項目でずっと来たのがあれです。ですから、これからこういうふうにしてその協定を履行していきたいということを書いたんですね。その辺、読みますか。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

では、さっき反問権にはなりませんでしたが聞かれましたけれども、市長は自民党员なんですか。もしそうだとすればいつ入党されたんですか。またはほかの党には所属されていらっしゃらないんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 最初は答弁するつもりはなかったんですけれども、自民党员だということなのでお話ししますが、昨年の暮れでしたね、11月か12月かな、ちょっと期日は定かではありませんけれども、晴れて自由民主党员になりました。それで、ほかの党には所属しておりません。那珂市民の会というのには入っておりますけれども、完全なる政党には

自由民主党に加入しているだけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

それでは次の質問なんですが、市長選出馬表明をされて以降、市民から、市民ということ  
は有権者になるわけでしょうけれども、または団体等に対して、しどりの湯について、それ  
からひたちなか市との合併に関する事、河川敷のグラウンド整備等について発言があった  
という話が出回っているんですけれども、ちょっとその辺が未確認なものですから、市長の  
ほうからその事実をお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 多分、しどりの湯を再開するとか云々というお話で質問されていると  
思うんですけれども、これは反対に、どなたがおっしゃっているのか、その発言した人を明  
確にさせていただくとより答えやすいんですけれども、一切発言をしておりません。継続する  
ということは言うておりません。市の機関として決定したことをもとに戻すようなことはし  
ませんよ。だから、しどりの湯については再開するという事は一切発言しておりません。  
今検討中でございますので、その内容について後でよく吟味をしていただいて、いろんな判  
断をしていただければありがたいと思っています。

それから、ひたちなか市との勉強会ということなんですけれども、これは多分、青年会議  
所の勉強会かなにかのとき、私は、合併ありきの勉強会ではなくて、広域連携とかそういった  
ものの勉強会というのはやるべきでしょうと将来的に人口は減少する、そして那珂市だけ  
では運営が立ち行かなくなる可能性もあるわけです。これは何年後になるかわからない、10  
年後か20年後かわからないですけれども、そういったときに、やっぱり大きい自治体に吸収  
されるというか、そういう運命をたどらざるを得ないのかなと。

そうした中で、これはひたちなか市ばかりじゃないです。水戸市もそうですよ。水戸市か  
ら、今、定住自立圏の勉強会を始めていますけれども、いろんなところと勉強会をしながら、  
那珂市として、那珂市のいわゆる行政制度と外のところがどういうふうにも違うのか、  
一緒になるときはやっぱりそれをちゃんと整合させないといけないわけでしょう。だから、  
その辺をよく勉強するのに勉強会をやしましょうということは、私、前から言っています。  
だから、この発言は間違いありません。ただ、合併ありきとかそういうあれは全くありませ  
んから、そこは誤解のないようにしていただきたいと思うんです。

それから、河川敷のグラウンド整備につきましても、この前、あれは1月かな、那珂川の  
河川を、例えば御前山のところとか何カ所か、いろんな整備をしようという話があるんです  
ね。前にサッカー協会とか体育協会のほうからお話がありまして、あそこに整備してほしい  
ということなので、梶山事務所にもお願いしたんですけれども、虫のいい話だとちょっとお  
叱りを頂戴したんですけれども、河川管理事務所にお話をして、そのときの所長のお話では、  
不陸整正ぐらいやらずにちゃいけないですねという話をいただいたんです。不陸整正という

ことは平らにするということですね。その後は那珂市でやるのかどうなのかわかりません。その不陸整正も国でやってくれるのかどうかもわからないんです。

そのために、そこを検討する委員会を、見学会を実施したんです。市でも入っていますし、特に議長の戸多地区の方がたくさん入って、あそこに緑地広場とかそういったものができれば、地域の戸多小学校も閉校になっていますから、戸多地域のにぎわいづくりというのかな、そういったものができると思ったものですから、私は、積極的にやりますというお話をしました。積極的に進めていきたいと。ただ、金額がいくらぐらいかかるのか。いろんな補助のメニューもあります、助成のね。そういったメニューもよく勉強しながら、すぐにはできないですから、これから丁寧にグラウンド整備ということを進めていきたいというふうに思っていますので、これは誰から聞いたのかかわからないけれども、関係者から聞いたと思うんですが、そういった考えは持っています。

ただ、その整備をするよということとは言えないですね。これも先ほどお話ししたように、事業をやるには議会の承認をいただいて、これだけ予算をつけましたと、こういう事業を展開しますので議決いただきたいということをお願いするわけです。それができない前に一方的に、整備しますなんて大層なことは申し上げておりませんので、そこはよくご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ですから、発言していないんじゃないかと断言をしていないというだけなんじゃないのかなというふうに思うんです。その関係については発言はされているんですよ、多分。しどりの湯については、個人名を挙げなければいけないのでちょっとこの場では差し控えたいと思いますけれども、実際にその合併の話については、おっしゃるとおり、ひたちなか市の青年会議所さんの総会の場でお話をされていますよね。それから、グラウンドの整備については、那珂市PTA連絡協議会の女性ネットワーク委員会の会合の中でお話をされていますね、進んでいますということで。

というようなお話を聞いたものですから、市長がおっしゃるとおり断言はしていないと思います。と思いますが、ただ、それを聞いた市民がどう思うかなんですよ。進んでいますと言われれば、ああ、やるんだなというふうにとっついてしまいますし、議会の承認がどうのこうのなんていうのは、市民はわからないというか、どうでもよくて、市長がやる方向でというふうな話をすれば実現するとやっぱり思うと思います。ですから、その辺は、市長の発言という部分については自覚していただきたいなというふうに思います。

それから、グラウンドの整備に関してなんですけれども、そういうところでそういうふうには、こういう方向に進んでいますというふうにお話をされるのは、できる方向でいくことは私もそれを望んでいるわけですから全然構わないし、大歓迎なんですけれども、ただ、私、この件については一般質問をさせていただいているわけです。そのときに、財政的に莫大な予算が必要になるのでできないと回答いただいているんです。それで、戸多小学校とかそう

いった統合されてあいている学校のグラウンドがあるから、そういうところを有効に、試合とか大会はできないけれども有効に使ってほしいというような答弁があったわけです。

その際に、私のほうから、財政的なことを言うのであれば最初から無理だったんじゃないのと。集めさせたわけではないでしょうけれども、結果的に署名を集めていただいたりとか、そういうふうになんか期待させるのはやはり失礼なんじゃないかなというようなことを申し上げ、であればもう早急に、できないんならできないと。こういう形で申しわけないけれども、学校の施設とかを活用してくださいというふうにすぐに回答してくださいというお話をしているわけです。

ですから、それがなぜ今、市長がそういう方々に対して進んでいますという答弁をされるのか、私にはちょっと理解ができないなというふうに思います。もし何かございましたら。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 一時期とまっていたんですね。それが動き出したということです。状況によってやっぱりいろいろ判断しなくてはいけない。アップ・ツー・デート、より今日的な事象に関してその都度、判断していくんですよ、首長というのは。確かに教育委員会で、あの当時そういう構想がなかったんですから、河川を整備しようなんて。ただ、今回そういう構想が出てきましたので、これに乗らない手はないなと。一旦眠っている計画でも生き返るということがあるんですよ。よく今、緊急のお金がおりてくるでしょう、国から。まちの整備関係で何億円かあったんですけれども、そういったものも、お金がなくてできなかったものにぱっと当てはめたということもありますので、臨機応変に全てやっていきたいというふうに思っています。だから、今のあれも、やらないということじゃなくて、そういう可能性が出てきたのでまた検討しますよということです。

それから、整備に関しても、必ずしもそこばかりではなくていろんな防災とかそういったものも含めて、どこまでやれるかわからないですけども、いろいろ可能性のあるものは全部、その事業ができるかどうかの検討課題とするということです。今、確かに戸多小学校のグラウンドとかそういうものもありますので、あいているところはやっぱり有効に活用していただいて利用していただくと言うしかないですね、話としては。

だから、そういったものもご理解いただきながら、長い目で。いろいろ計画した、署名をいただいた方も、すぐにやれというんじゃないで、とにかく動いてくれればいいんだという話はされてきました。要するに、とまらないように前に進めていただければいいんだと。だから、ある程度のスパンというのは署名していただいた方もご納得いただいているのかなと思っています。すぐにやれというんじゃないで、ある程度のスパンは知っていますよという人もいるということです。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 長期的にということですが、そうおっしゃったのかもしれませんが、でも多分、自分の子供がスポーツ少年団なりなんなりにいる間につくってほしいというのが本音で

すよ。ですから、簡単にできないのは私もよくわかりますけれども、いずれにしても、進んでいますとか今こういう方向に動いていますという話をすれば、できるものだというふうに思われてしまうということだけ、一応、市民の思いだけはわかっていたいただきたいというふうに思います。

そういうことも含めて、先ほどの自民党との政策合意は、これはあくまでも自民党とのあれですから有権者全員とか市民とではないとは思いますが、いずれにしても、そういうところでお話をされたこととか文書にしたこととかそういったことは、ましてこれは選挙の前なわけですから、候補者という立場上、公約とは言わないまでも約束なんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、もう一度お伺いしてよろしいですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） リーフレットとか自由民主党の支部さんと締結をさせていただいた内容については、市民の方も望んでいる施策ですから、これはやらないとは言っていないですよ。極力努力して、財源とかそういったものも考慮しながら、できるものはどんどん進めていくというスタンスで私はおります。

ですから、示したものは全部これから私の目指すものですよ。そういうふうに理解してください。公約だからこれしかやらないというわけではなくて、これが一番、4年間の中で履行しなくてはならない大事な約束だと思っていますので、これをまず優先して、そのほかにもいっぱい挙げました、私。いっぱい挙げましたけれども、それを履行できるように、実現できるように努力していきたいと思います。4年間ご理解をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 4年前の初当選のときに、選挙のときに掲げた10個の公約のうち9つを実現されたということで強調されていますよね。例えば黒塗り市長公用車の廃止とか、市長報酬の削減とか、日曜開庁とか、いいか悪いかは別としても非常にわかりやすかったんですよ。できた、できないが目に見えますから。ですけれども、今回の公約の7つの多くがちょっと具体性に私は乏しくないかなというふうに思ったし、具体的に何をするのかという部分が不明確であるというふうに感じましたので、今回、質問させていただいているんですけれども、先ほども申し上げましたけれども、ご自身でせっかくこういうリーフレット等で個々の施策を挙げて、私が言う具体的に何をするんだという部分がまさしくこれだと私は思っていたものですから、公約を実現するための一つのアイデアであって公約ではないというようなご答弁だったので、具体的にはこれから検討するというようなことですから、市民としては、何だったんだと、こういうものに対して何を信じたらいいのかなというようなことにならなければいいと思う。だから、これは選挙ということだけではなくて、政治そのものに対する不信感というものにつながってしまうということを私は非常に懸念をするわけであります。

ですから、こういったものに並べたものが、ただ思いついたのを並べた、だけではもちろんないと思いますが、そういったふうに思われてしまっは市長ご自身も残念だと思いますし、そういったことをよく自覚していただいて、期待を込めて、これからの4年間、市政に全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告5番、古川洋一議員の質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日3月6日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時56分

平成27年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第3号（3月6日）

## 平成27年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成27年3月6日(金曜日)

日程第1 一般質問

日程第2 議案等の質疑

報告第1号 専決処分について(那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

議案第1号 那珂市行政手続条例の一部を改正する条例

議案第2号 那珂市総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例

議案第3号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例

議案第4号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 那珂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第7号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 那珂市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

議案第11号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 那珂市保育所設置条例の一部を改正する条例

議案第13号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例

議案第14号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第15号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第17号 那珂市保育所保育所医設置条例を廃止する条例

議案第18号 那珂市保育所の保育に関する条例を廃止する条例

議案第19号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

議案第20号 市長の給料月額の特例に関する条例

- 議案第 2 1 号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例
- 議案第 2 2 号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例
- 議案第 2 3 号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 議案第 2 4 号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例
- 議案第 2 5 号 那珂市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例
- 議案第 2 6 号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例
- 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度那珂市一般会計予算
- 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第 4 2 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 4 3 号 指定管理者の指定について
- 議案第 4 4 号 市道路線の認定について

日程第 3 議案等の委員会付託

日程第 4 選挙第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	樫村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	樫村武君
総務部次長	川崎薫君		

---

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	書記	横山明子君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

---

◇ 石 川 利 秋 君

○議長（助川則夫君） 通告6番、石川利秋議員。

質問事項 1. 道路行政について。2. 法定外公共物の有効活用について。

石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

[19番 石川利秋君 登壇]

○19番（石川利秋君） おはようございます。議席番号19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして道路行政について一般質問を行います。

まず最初に、7-07号下野茨野線について伺います。

市道7-07号線については、平成11年第3回定例会において、下菅谷駅前の旧349号国道から大井川の橋まで約45メートルについては、区画整理事業において町道の北側に歩道の整備

計画があるので、大井川の橋から那珂一中までの歩道の整備を提言したところ、土木課長は「幹線町道でもあり、また、通学路でもございますので、歩行者の安全確保のため今後努力してまいります」と答弁された。平成14年度には測量を実施されたので、平成15年第1回定例会において、整備計画について伺ったところ、建設部長は「平面測量を実施したので、今後成果品について整備方針を決定したい」と答弁されました。

しかし、歩道整備が行われないので、平成20年第1回と第4回定例会及び平成23年第3回定例会、また、平成24年第4回定例会において質問をしております。さらに、平成26年第3回定例会において、再度現地調査及び再確認の結果等についてお伺いしたところ、建設部長は「解決に向けた条件等の協議を関係者と進めることができたので、測量作業を準備しており、この結果をもとに整備を行い、早期の境界確定に努めていきたい」と答弁されました。

それでは、測量及び境界確定等の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

市道7-07号線的那珂一中入り口から大井川までの境界確認につきましては、関係地権者の方々や那珂川統合土地改良区との調整や協議を行いまして、さらに測量範囲を広げるなどいたしまして、昨年12月12日に関係地権者の現地立ち会いを行っております。その結果、道路、水路との官民境界及び民地化について同意をいただくことができたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 市道7-07号線の歩道整備については、地元住民からの要望で質問してから17年が経過しております。このような中、「広報なか」において平成26年の那珂市における交通事故数について、人身交通事故が325件、負傷者が422人、死者が2名、救急出場件数が169件とありました。

そこで、市道7-07号線の歩道については早急に整備することを要望いたします。

次に、那珂一中東側の公衆用道路について伺います。

公衆用道路については、平成23年第3回定例会に質問しております。

それでは、資料1をごらんください。

前回は一中北側にある①の神社所有の公衆用道路と茨野住宅の東側に隣接する②町道8-0367号線と換地した件について、土地改良法第2条に抵触するのではないかと質問をいたしました。今回は、那珂一中東側に隣接する③鹿島三島神社の所有の公衆用道路についてお伺いします。

平成9年12月24日に、神社宮司と那珂町長が公衆用道路の土地使用賃借契約を締結しております。第2条の使用目的は、公共下水道人孔（マンホール）及び管路用地として1,333

平米のうち236.5平米を借地するとあります。しかし、上水道管の賃借契約は締結されておりませんので、水道課に確認したところ、水道管管路用地として、賃借契約より24年前の昭和49年6月と昭和52年12月、さらに平成13年6月の3回、水道課に工事店が給水台帳を申請し、水道課の許可を得て上水道管を埋設しております。しかし、神社との賃借契約は締結せず、41年間無断で使用しております。市政に求められるのは明確な理念と具体的で責任ある政策であり、間違っても無断で使用すべきではありません。

次に、費用の負担については、第9条で契約に要する費用は町の負担とするとありますが、第4条において、町は土地の使用に必要な費用を全て負担するとあります。

それでは、賃借契約締結以降どのようなものに費用を負担されたのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

土地使用賃借契約書に記載されています第4条についてでございますけれども、土地の使用に必要な費用負担についてうたってあるわけでございます。契約締結後に費用の負担が必要となる事例は発生をしておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 神社としては、神社所有の公衆用道路において、長年にわたり上水管等が無断で布設したり、また除草の管理も行わないことから、できれば市で買い上げていただきたいとのことですが、いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

現在の道路整備につきましては、道路法第8条に規定いたします市道が対象となっております。原則として、道路認定されていることが拡幅整備等の条件となっております。

また、本市の道路認定の基準におきましては、私道を市道に認定する場合がございますが、道路幅員が4メートル以上であること、簡易舗装以上の構造であること、雨水排水施設が整備され支障なく流下できること、そして無償で市に寄付できることなどが認定の条件となっております。

このようなことから、議員ご提案の路線につきまして、買収することにつきましては難しいというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 道路法第8条により買収は難しいとのことですが、それでは神社境内の杉山に隣接している市所有の山林と換地が可能なかどうかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） はい、お答えいたします。

議員ご質問の土地につきましては、国土調査の成果に基づきまして、市有地であるというお話をした経緯があるようでございます。

その後、平成24年8月に道路水路の境界確認の申請がございまして、詳しい調査や現地立ち会いを行った結果、国土調査時の誤りがございまして、その土地につきましては、鹿島三島神社の所有地であることが確認されているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 私はこの市有地の山林については、担当課から数年前にお伺いしまして、神社の社務所において、宮司さん、また関係者にお集まりをいただきまして、交換ができる、換地できるというような報告を受けたので、それを氏子さん等にも話ししていたところでございます。それが市の財産でないということであれば、これも仕方ないかなというふうな思いでございます。

次に、旧国道の並木敷を活用した歩道整備について伺います。

平成15年、第1回定例会において、旧国道の並木敷を活用した歩道の整備を提言したところ、建設部長は「今後、県の方と協議してまいりたい」と答弁された。しかし、その後、担当課より県と協議された報告がないので、平成23年第1回定例会において、再度並木敷を有効活用して歩道整備を図るべきと提言したところ、建設部長は「下菅谷並木敷を有効活用した歩道整備は、通学路でもあるので市としても要望していきたい」と答弁された。

また、平成25年第1回定例会においては、旧国道の県道及び市道の並木敷を活用して歩道整備を図るなど事故防止対策を講じるべきではないかと提言したところ、建設部長は「下菅谷駅や那珂一中周辺の道路であるので、事業実施に向けて県の大宮土木事務所と調整を図りながら対応していきたい」と答弁されました。

しかし、今回も担当課より報告がないので、平成26年第3回定例会において再度質問したところ、建設部長は「歩道整備箇所の並木敷が県道と市道にまたがっているので、今後具体的な整備手法について県と調整を図っていきたい」と答弁されました。

最初の提言から12年が経過しております。

それでは、県との調整結果についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

並木敷の所管区分につきましては、昨年8月から11月にかけて関東財務局水戸財務事務所及び常陸大宮土木事務所と協議を行いまして、法定外公共物として市が無償剰余を受ける方向で現在調整中でございます。

今後、この並木敷の所管区分が決定次第、境界立ち会いの署名であったり、境界ぐいの設置等を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 地域住民の日常生活において緊急性の高い通学路及び交通危険箇所について、用地の協力が得られ、事業効果が図れる箇所を重点的に歩道を整備し、安全性の確保や利便性の向上を図るべきと考えておりますが、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

旧国道349号線の並木敷を活用いたしました歩道整備に当りましては、官有地の所管区分、境界立ち会い、そして既存建物や工作物等の撤去などが事業化への前提条件となっております。これらの諸条件の精査が非常に重要かと考えてございます。

また、歩道整備箇所の並木敷が県道と市道にまたがっておりますので、今後具体的な整備手法等につきまして県との調整も必要になるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） よろしくお伺いをいたします。

次に、JR下菅谷駅西側の資料の④市道8-2597号線について伺います。

市道8-2597号線については、通勤・通学者が大いにもかかわらず、舗装幅員が約2メートルと狭い、また、下菅谷駅にはJRが駐車場を整備しておりますので、多くの通勤者や送迎者が自動車を利用しておりますが、狭隘道路のためすれ違うこともできません。

そこで、現場を確認したところ、JRの境界ぐいが舗装道路から広いところで約3メートル、狭いところでも1.5メートルあります。これは全て市の所有地ではないかと担当課に報告し、JRと境界確認するように要望しましたが、JRとの境界確認の結果についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

JR下菅谷駅西側の市道8-2597号線とJRとの境界確認につきましては、平成24年3月に現地立ち会いを行っておりまして、境界が確定されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは、市道8-2597号線の整備計画についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

下菅谷地区内の道路整備につきましては、これまで下菅谷まちづくり協議会での検討経過を踏まえまして、市が道路整備を進めてきた経緯がございます。ですんで、8-2597号線につきましても、同様に協議会の中で検討のほうを進めていただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 下菅谷駅西側の道路については、下菅谷まちづくり協議会の中で検討していただければとのことですが、那珂市都市計画マスタープランによると、菅谷地域の将来像において、用途地域の適切な運用と市街地の基盤となる施設整備ということで、市街化区域内の狭隘道路の整備とあり、さらにJR水郡線の利用促進の支援ということで、上菅谷駅、中菅谷駅、下菅谷駅等の交通手段転換の円滑性確保に向けた駅周辺環境の整備を図りますと示されておりますが、なぜ下菅谷まちづくり協議会で検討しなければならないのですかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

通常の市道整備につきましては、自治会から道路整備協議書を提出していただき、狭隘道路整備審査会におきまして採択の後、関係権利者の同意書を市へ提出していただいて事業化に向けた手続が完了となります。

一方、下菅谷地区におきましては、この通常の市道整備の手続とは別に、下菅谷まちづくり事業区域の中で独自に事業を推進してまいりました。先ほどご答弁いたしました、これまでこのまちづくり協議会での検討結果を踏まえた上で市が道路整備や排水整備を進めてきた経緯がございます。今回もまずは協議会の中でのご検討をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 関係権利者の同意書を提出いただくとのことですが、先ほどの答弁で、平成24年3月にJRと立ち会いを行っており、境界が確定されたと答弁されました。

また、前段でも述べましたが、都市計画マスタープランによると、下菅谷駅等の交通手段転換の円滑性確保に向けた駅周辺の環境の整備を図りますと述べているにもかかわらず、ただいまの答弁では、地域住民の理解は得られない、市政に求められているのは明確な理念と具体的に責任ある政策であります。答弁願えますか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

都市計画マスタープランにつきましては、市町村の都市計画に関する基本方針を示したものでございます。議員ご指摘の駅周辺の環境整備につきましては、菅谷地区の地域づくりの施策におきまして、鉄道利用の利便性向上を図るため、駅前広場やアクセス道路、そして駐輪場や駐車場等の環境整備を進めますとの記述がございますので、整備の必要性は認識しているところでございます。

事業化に当りましては、地元自治会の代表の方もメンバーとなっておりますまちづくり協

議会との共通認識も必要となっております。このため、今後協議会のほうへお諮りをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 了解しました。

次に、⑤の用悪水路について伺います。

平成26年第3回定例会において、那珂一中東側の用悪水路について、耕作者からは水路を埋め立てて道路拡幅ができないかとの要望があり、また、用悪水路に隣接する住民からも、悪臭や雑木、雑草等により蚊が大量発生している。さらに散歩中の方が用悪水路に転落したが、転落に気づいた方が救出し、一命をとりとめた。

そこで、雑木の伐採や雑草の除草等及び転落防止用の対策を講じるよう提言しましたが、どのような取り組みをされたのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員ご質問の那珂一中東側の用悪水路につきましては、昨年第3回定例会に答弁しているところでございます。その後の調査結果でございますが、下流域のほ場整備排水路の土砂堆積による影響と考えられます。市としましては、下流域につきましては、農業者の受益地でもあり、那珂川統合土地改良区に土砂払いのお願いをしております。

また、農業者が通常行われる草刈りや土砂払い等い支払われます多面的機能支払交付金の活用も同時に推進しておりますので、農業者への活動を支援しているところでございます。今後も市より那珂川統合土地改良区へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、水の流れを阻害しております要因の1つであります水路の水路敷内の雑木等につきましては、2月末で撤去完了しているところでございます。

なお、転落防止対策につきましては、道路と水路の高低差も余りございませんので、現在の議員ご指摘の水の滞留解消のために引き続き土地改良区と相談し、対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 転落防止と、実際転落されたわけですから、しっかりと今後対応していただきたい。それを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で通告6番、石川利秋議員の質問を終わります。

---

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（助川則夫君） 続いて、通告7番、小宅清史議員。

質問事項 1. 那珂市保育計画について。2. 協働のまちづくりについて。3. 瓜連駅前「日本サーボ跡地」について。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔3番 小宅清史君 登壇〕

○3番（小宅清史君） おはようございます。議席番号3番、小宅清史でございます。

昨日トップバッターで一般質問をやられました筒井議員が私に風が来ていると冒頭おっしゃっていましたが、どうやら昨日はそれが大分嵐のようになってしましまして、私は雨にも負けず風にも負けずみずからの道をひたひたと行きたいと思います。執行部におかれましては、冷静なご答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

まず、那珂市保育計画についてでございます。

子ども子育て支援事業計画というのがパブリックコメントのほうをホームページ等でも募集しておりますが、こちらのほうを拝見させていただきまして幾つかお聞きしたいことがございましたので、今回一般質問のほうに入れさせていただきました。

まず、ずっと読んでいきますと、いろいろこういうことかとおかるとわかるのが非常に勉強になるし、よくできているなというふうに感心いたしました。そういった中で、今度新しく地域型保育給付というのが始まるというふうに書いてあります。こちら定員が19名以下の保育事業について、市町村による認可事業として地域保育型事業が対象となりますと書いてあります。こちら小規模保育といいますと、ママさん保育などそういうものが対象になってくるのかと考えられるんですけども、今後、地域型保育給付は那珂市の保育計画の中に組み込まれていくのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

地域型保育給付事業には、ただいま議員からご説明がありました小規模保育事業、家庭的保育事業のほかに事業所内保育事業などの事業がございます。幼稚園、保育所等で補完できない部分につきましては、今後地域型保育事業での整備を考えておりますが、どの事業を導入していくのかは現時点では未定です。今後の保育ニーズの推移をかんがみながら、市の状況に合った事業を取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。今後の推移を見守っていくということでございます。

見ていきますと、世帯の核家族率というのが出ております。県平均が57.8%、全国平均

が56.4%なんですけれども、那珂市は非常に高く68%ということになっております。核家族が多いということは、ご両親と別居されている世帯が多いということになりますので、保育対象の児童も多いのかなと単純に思います。

こちらは、現在那珂市の待機児童数というのはどのぐらいいるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 茨城県へ報告した数字でございますが、本年度初めの4月1日時点では、待機児童数はゼロでありましたが、現時点では8人となっております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 保育園は今夫婦共働きですとか、女性の社会進出というところを促す上では大変重要な部分でございますので、ほぼ100%は達成できているということでございます。恐らくニーズの部分では場所へのニーズとかそういった隔たりはあるのかもしれませんが、一応全部がフォローの対象になっているということでございます。

見ていくとニーズ調査というのも出ているんですね。定期的に教育・保育事業を利用していない理由、要は何で利用していないんですかという調査結果が出ています。これによりますと、保育・教育事業の空きがないというふうにくたえている世帯が8.9%あります。待機児童はゼロなんですけれども、ニーズ調査では8.9%が利用したいが空きがないという理由で利用していないということになっております。この世帯に対しての何か対策というものは市のほうであるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 幼稚園等の教育ニーズにつきましては、保護者の需要に対しての供給量は満たされておりますので、保育事業への潜在的なニーズ量であると思われまます。このニーズ調査をもとに子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。需要に見合った各方策を年次的に拡大できるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。同じニーズ調査の中で、利用したいが経済的な理由で利用できないという世帯が9.9%という約1割が答えております。こちらに対して、預けたいんだけど経済的理由でという部分は非常に何とかしなければというふうな気がするんですが、ここに対しての市の対策は何かありますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成27年度からの子ども・子育て支援制度におきましては、幼稚園・保育所等の保育料については全て所得に応じた負担割合となり、所得の少ない方にとりましては、負担軽減になるものと考えております。

また、多子世帯の軽減策としまして、幼稚園利用者については、小学校3年生までの間に

3人のお子さんがある世帯については、2人目が半額、3人目は無料となっており、保育所利用者につきましては、世帯で2人以上のお子さんが保育所に入所している場合は、2人目が半額、3人目無料というふうに、所得に関係なく保育料の軽減措置を受けられる制度がございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 恐らく個々の世帯によって事情はいろいろ異なると思いますので、一応そういう制度もあるということも踏まえながら、市の方でそういう世帯にフォローアップをしていただければと思います。

ニーズ調査をさらに見ていきますと、子育てに不安や負担を感じるというアンケートがあります。こちら非常に多いのは経済的余裕がない、47.7%で圧倒的に多いんですけども、同じく身体的・精神的な疲れというのを感じている方が45.9%おります。そして時間がとれない、こちら40.5%、こういうふうに非常に子育て自体に負担を感じているという世帯が非常に多いのを感じるんですね。

そういった中で、マスコミ報道などでも、子育ての疲れから突発的な事故や事件につながるというケースも出ておりますので、この辺のフォローも必要かと思います。那珂市として、この辺のフォローはどのようなことを検討されていますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 保護者の子育て支援に対するフォローといたしましては、現在、子育てに関する親との交流や情報交換の場であります地域子育て拠点事業、さらに養育支援が必要とする家庭については養育支援訪問事業、また、緊急一時的に短期間の子供の養育・保護をする子育て短期支援事業、また、子供の短時間の預かりや保育所等の送り迎えなどの援助を支援するファミリー・サポート・センター事業、また、家庭で一時的に保育が困難になった乳幼児を保育所や幼稚園等で保育する一時預かり事業等を実施しております。今後も保護者が子育てで悩んだり、孤立化することがないように、ただいま申し上げました地域子ども・子育て支援事業の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） こういうニーズ調査でわかってくるような内在的な部分というのは、非常に表に出にくくてわかりにくい部分だと思うんですね。今回、こういう調査をされて、それで公表されたということは非常に意義があることだと私は感じました。やはりこれに基づいて、市としていろいろな計画を今後もこれに反映させていただきたいと思います。

特にお母さんがどう考えているとか、実際生活環境がどうなのかとか、そういったことというのはやはり聞いてみないとわからないことがございますので、このデータを最大限に生かして、よりよい子育てができる環境をメンタルな部分から支えていただきたいと思います。

思います。

子供は減少傾向にあるということなのですが、保育施設を見ていきますと、保育園の園児数は増加をしていると、どんどん増加をし続けているという状況になっています。ここは将来は恐らく子供は減ってくるんだろうと思うんですけども、現在はちょっと保育園には過剰に預けているんじゃないかと、将来減ってくるんだからそれまで我慢してねというようなことで、市のほうで保育園に無理させて押しつけているんじゃないかなというような危惧をちょっと感じたりしたんですが、その辺いかがでしょうか。

まず、保育園の定員等教えていただければと思います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） まず、公立と民間の保育所の定員数をお答えいたします。

菅谷保育所150人、額田保育所60人、この2つが公立でございます。

次に、民間でございます。ゆたか保育園120人、かしま台保育園90人、ごだい保育園90人、瓜連保育園120人でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） それでは、定員に対しての入園率というのはどのぐらいになっていますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） ただいま申し上げましたように、保育所は現在公立が2カ所、民間が4園となっておりますが、平成27年度からは公立の額田保育所が民営化となりますので、今後民間の保育園は5園となります。公立、民間とも全て認可保育所でございますので、公立、民間にかかわらず保育料の徴収、入所・退所等の事務は全て市で行っております、特に公立、民間の差はないものと考えております。

具体的に各保育園の2月1日現在の入所率でございますが、菅谷保育所111.3%、額田保育所120%、ゆたか保育園107.5%、かしま台保育園116.7%、ごだい保育園103.3%、瓜連保育園109.2%という状況になっております。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。やはり皆さん110%前後まではお願いしているというところで、保育園ある程度余剰があつての設立許可ということになっているので、そこまで多過ぎるということではないのかもしれませんが、今後これ以上また増えていくということになれば、また市のほうとしてもそれに合わせて考えていくということでもいいんですよね。はい、わかりました。

それで一方、幼稚園、こちらのほうは園児が減ってきてしまっているんですね。今後、公立保育園は統合して行って、認定こども園を新たにつくるというような話をお聞きしたんですけども、今後月謝、保育料ですか、保育料の負担額に差がどんどん私立と公立なくなっ

ていくという中で、幼稚園をこの先も公立で運営していくという必要が果たしてあるのかという疑問なんです、これについてはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

公立幼稚園の再編計画につきましては、昨年12月の教育厚生常任委員会におきまして説明をさせていただいております。平成31年度を目途に、現在の6園ある公立幼稚園を再編いたしまして、公立幼稚園1園、そして民間参入による認定こども園1園を設置するというものでございます。

保育料につきましては、公立幼稚園も子ども・子育て支援事業におきまして市で定める1号認定の保育料といたしますけれども、平成27年度から30年度までは経過措置ということで、急激な負担増にならないようにしたところでございます。保育料が同額になっていくということであれば、公立の幼稚園を運営する必要があるのかというようなご質問でございますけれども、本市といたしましては、民間でできる部分は民間にお願いをしていくということを基本と考えております。しかし、基幹的な役割を持った公立幼稚園が必要であるという判断をいたしまして、職員等の体制も整え、公立幼稚園1カ所を設置するというようにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

認定こども園についてちょっとお聞きしたいんですが、後にします。その前に学童保育所の状況についてお聞きしたいと思います。

学童保育所も非常にニーズがあり、入りたいという家庭が非常に多いというふうに聞いております。来年度から学童の預かり年齢が6年生までというふうに引き上げになるというふうに聞いておりますが、那珂市ではどこまでこれに対応できるのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在、公設の学童保育所は、10カ所のうち5カ所で6年生までの受け入れを行っております。平成27年度は、新年度の入所希望状況により、新たに額田学童保育所の6年生までの受け入れが可能となりました。

しかしながら、菅谷・五台地区におきましては、現在のところ公設の学童保育所では3年生までしか受け入れができておりませんが、市が補助する民間の学童保育所は6年生までの受け入れが可能となっております。将来的には児童数の減少が予想されているところですが、民間学童の活用を推進しながら対象者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） わかりました。ちなみに6年生までを対象にした場合、待機児童数と

いうのはどのぐらいあるというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 具体的な待機児童数としての把握が難しいですが、現在6年生までの受け入れを行っている5つの学童保育所での合計の受け入れ状況は、4年生が21人、5年生が5人、6年生が4人となっております。4年生までは受け入れの希望が多いのですが、5年生、6年生となるとかなり減少する傾向となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） そうですね、5年生、6年生になると、非常に学童のニーズというのは下がるんだなというふうに感じました。6年生までというふうに今度国の方針ですか、が変更になるということですが、状況を見ながら徐々に整備をしていくということですので、そこもよろしくをお願いします。

先ほど教育部長から認定こども園というお話が出ましたが、この認定こども園ですが従来の幼稚園、保育園とどう違うのかをお聞きしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 認定こども園は幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず、就学前のお子さんを預かることができる施設となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） それによって、今後、那珂市の保育体制はどのように変わっていくのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成27年度からの子ども・子育て支援制度においては、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子供を受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定を行うよう指針が示されております。

本市では、平成27年度から大成学園幼稚園が認定こども園への移行を予定しております。現時点では公立の幼稚園・保育所において認定こども園への移行予定はありませんが、平成31年の公立幼稚園の再編計画では、幼稚園と認定こども園の2園となる計画案をお示しているところであります。

今後も新制度に基づき、幼児期の教育・保育を総合的に提供するために、市の実情とニーズに合った教育・保育施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） はい、わかりました。

子ども・子育て支援事業計画を読みながら認定こども園への対応とかいろいろ考えていくと、公立幼稚園、公立保育園、学童など市が管理している施設ですね、こちら総合的に鑑みて再編を計画すべきときに、まだ実行まではいかななくても、再編の検討を計画すべきときにきているのではないのかなというふうな気がしたんですが、今後の基本的な考え方について教えてください。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 公立幼稚園、公立保育園、学童保育所につきましては、利用対象者が異なる施設でありますので、総合的な再編を考えることは難しいと思いますが、公立幼稚園につきましては、先ほど教育部長が答弁申し上げましたとおり、平成31年度での公立幼稚園1園、民間の認定こども園1園となる再編計画を予定しております。公立の保育所につきましては、平成27年度から額田保育所を民営化し、菅谷保育所の1カ所となります。菅谷保育所につきましては、今後も障害児保育や地域での子育て支援などの基幹的役割を担う保育所として運営してまいりたいと考えております。

学童保育所につきましては、公立の学童保育所と合わせて民間の学童保育所の活用を図りながら受け入れの拡大を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、子ども・子育て支援制度では、幼稚園・保育所・学童保育所などの施設への給付制度を国では一元化しますので、市においても、総合的な子育て支援を担う組織体制の整備も必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 今後を見据えて判断していくということかと思うんですが、今回、この那珂市子ども・子育て支援事業計画（案）をもとに、よりよい子育て支援ができるようにいろいろご質問をさせていただきました。大変丁寧に子供と母親についての実態調査などされておりまして、非常に勉強になりましたし、非常に関心したところであります。今後ますます子育て世代に選ばれる市というのを目指して取り組んでいっていただきたいと思いません。

保育計画についての質問は、以上で終わりにいたします。

続きまして、協働のまちづくりについてという質問をさせていただきたいと思います。

那珂市では、平成23年3月に協働のまちづくり推進基本条例を制定いたしまして、同年4月より自治会制度が始まりました。この協働のまちづくり推進基本条例についての関連質問は、私自身で3回目でございます。どうして3回もやっているのかということでございますが、やはり公共政策の中で最終的にはここに行き着くわけございまして、地方行政においては、非常に重要な案件であるというふうに私は考えているからであります。

那珂市では従来区長制度で代々やってきたのですが、それを自治会制度というふうに変換したわけですから、大改革であったというふうに言えるわけです。しかし、施行から3年が過ぎもうすぐ4年目が終わろうとしています。この制度をよりよいものにブラッシュアップしていくためには、ここでこれまでの検証とこれからのビジョンを明確にしていく必要があるのだろうと考えるわけです。

まず率直にですが、平成23年4月から導入いたしました自治会制度によって地域の環境がどのように変わったかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

自治組織制度の導入から4年が経過しますが、地域のことはみずから考え行動するという自治の精神が徐々に浸透し始め、それぞれの自治会が活動し、自治会のみで解決できない課題については、地区まちづくり委員会において地域の発展や課題解決に向けてさまざまな活動に取り組んでいるところでございます。

幾つか例示しますと、ある自治会では自宅に若い人がおらず重くて粗大ゴミが出せないと困っている高齢者世帯を対象に、自治会の担当者が高齢者宅を車で回り粗大ゴミの回収の手伝いを定期的に行うようになりました。また、地域にある共同墓地が東日本大震災で被害を受けた際、墓地の所有者が個別に復旧工事を進めようと現場が混乱するということから、立ち入り制限や業者のあっせん、工事の順番など自治会が主導的な立場で統一のルールを示し、震災から6カ月という短期間のうちに迅速な復旧を実現しました。

さらに、ある自治会では防犯・防災に役立てるため、役員さんが現地に出向き空き家の調査を行いました。

地区のまちづくり委員会では、例えば区域内の共通課題を解決しようとゴミ問題を取り上げ、区域内の住民に独自にアンケート調査を実施しました。調査結果は報告書としてまとめ、区域内の自治会や市の担当課へ配付したほか、市や環境センターの職員を交え意見交換を実施したり、不法投棄パトロール時に着用する帽子とたすきを関係する自治会に配布するなどしてゴミ問題に関する取り組みを積極的に行っております。

以上のように、各自治会やまちづくり委員会とも課題や問題を明らかにし、各自治会が総ぐるみで活動を展開しており、良好なコミュニティが醸成されていると感じております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 自治の精神の浸透と、非常にいい言葉だなというふうに思いました。

自治会の機能が市内の隅々にまで張りめぐらされていくことで、失われがちなコミュニティの復活や世代を超えた助け合いが生まれてくるということは大変よいことだと思いますし、大いに取り組んでいただきたいと思います。まさにそうすれば自治会制度にしたかがあるということになるかと思えます。

しかし、果たして今お話がありましたように、自治会制度になって全てがバラ色かということをお聞きしていきたいと思います。

まず、自治会制度になってからですが、自治会長ですとか副会長を対象にアンケートを使った意識調査・実態調査など、こちら行ったことはございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） アンケート調査は実施してございませんけれども、平成23年11月に地区まちづくり委員会と自治会に対し、自治会制度導入後の組織運営面、経営面、新組織で取り上げた事例等について聞き取り調査を実施しております。また、まとめた結果については、地区まちづくり委員会、そして自治会に資料を送付しているところでございます。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 平成23年11月に行ったということでございますが、それから丸3年たっております。恐らく今自治会長も、それからどこの自治会も自治会長かわっておられるかと思うんですね。そういったことで、やはりそういったものは2年に1回とか、できれば毎年ぐらいにやっていただくと非常にいいのではないかなと思います。

現在、自治会は8グループ、69自治会というふうにあるわけで、これだけの大きな所帯でございますので、そういう自治会長さんが抱えている問題というのをいろいろ市としても把握していくということがまず今後の運営のためには必要なんじゃないかなと思います。

今回、グループ別の班加入率の推移というのを市民協働課さんからいただきました。これを見ると、一番加入率が高いのは戸多地区ですね、96.68%。ほぼ100%に近い数字になっています。世帯数でいきますと669世帯と。一番低いのは菅谷地区で63.10%なんですけど、こちら世帯数にしますと5,191件と絶対数では圧倒的に多いわけです。

この4年で加入率がどう変わったのかも、この表では見てとることができます。全体でいうと微増はしておりますが、菅谷は加入世帯数はふえておりますが、加入率が減ってきているという状況になっております。これは新規物件、つまり分母がふえているのに対して加入世帯数が少ないということですね。先ほどの話でありましたように、自治会は地域のコミュニティを形成して共助の精神で助け合っていくということが求められるわけですから、この加入率を上げていかないことには、この制度自体が成就しないというわけでございます。市として加入率アップのためにどのような対策をされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 自治会の組織・運営につきましては、地区を構成している世帯の加入が基本となるわけでございますが、全地区的に班加入率が微弱ですが低下傾向にあり、市といたしましても、重要な課題と認識しているところでございます。

そのため、市では加入促進の1つとして、市民自治組織が地域にとって必要な組織であることを市民に知ってもらうとともに、その活動に参加するきっかけを提供できるよう、市ホ

ホームページ内に「市民自治組織情報掲示板」を開設したところでございます。この掲示板でございすが、市民自治組織が日ごろから行っている活動の紹介や市民自治組織が発行する広報紙を掲載してございます。

今後はこの掲示板の充実を図るとともに、自治会と連携を図りながら加入率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、転入する方につきましては、市民が窓口で転入の手続に来られた際には、班加入の届け出書と班加入促進のチラシをお渡しして、ぜひ班に加入して下さるようご案内しているところでございます。

さらには、市民課待合ロビーの動画モニターで自治会加入を勧めている動画を放映していたりしているところでございます。加えて、毎年3月には資源物収集日程表、各種健康診査一覧表などとともに、自治会加入案内のチラシを未加入者世帯に郵送し、自治会加入促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 市民自治組織情報掲示板、市役所のホームページから拝見いたしました。自治会単会の活動が市民の方々の目に触れる機会をつくるということで非常によいことであると思えますし、お互いの自治会同士で切磋琢磨され、自分たちの刺激にもなるということでもあります。こちらまだまだ始まったばかりですので、今後どんどん活性化していただきたいと期待しております。

あと転入者への対応なんです、まず、市役所が転入者が那珂市民になる第1の入り口でござい。ここで入会の機会を得なかったら、次はいつになるかわかりません。転入者は、那珂市の自治会とはどんなものか全くわからないわけです。新住民がここで入会させられなかったら、その市民の権利を奪ってしまっているというくらいの認識で臨んでいただきたいというふうに思います。

新規の加入率が下がっているというのは、自治会長さんたちの非常に不満の要因にもなっております。不満その1ですね。強制はできないという役所のスタンスだと思いますが、これは強制する必要はありません。車のセールスにしる、保険のセールスにしる、強制的に販売はしないわけですから、こんなにいいものですよという魅力をアピールすると、よさをアピールすることで、顧客に選んでいただく努力をしていくのが営業努力だと思います。

ただ案内して入会していただきたいというのでは、入会してくれるわけがありません。本気で加入を促す、そのために自治会を勧誘するためのパンフレットなどもつくってもいいんじゃないかと私は思います。これ入ってみたい、入ったほうがいいんだなというふうにやはり思っただけのような勧誘をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、自治会の歳費についてお伺ひしておきます。

自治会の運営費は、自治会会員からの会費と市からの補助金というふうに賄われています。

ですが、その中から社協などへの負担金、花壇の維持費、老人会の費用、子供会への補助など出費がかさみます。会員が多い自治会は予算規模も大きくなり、会員が少ない自治会は予算規模も小さくなるわけですが、将来的には運営そのものが厳しくなっていく自治会というのもあらわれるのではないかなと危惧しております。

そういった中で、昨今の物価の値上がりによる自治会運営も何かと大変になっているというふうにお聞きします。特に電気料の値上がりは、通学路や生活道路の街灯代が負担に感じていると自治会長さんはおっしゃっておいりました。電気料の値上げに関してだれもがわかっていることなのですが、市役所では見て見ぬふりだともおっしゃっておいりました。これは非常に悲痛な声だと私は感じましたので、ちょっとお聞きしたいと思います。これが自治会長さんの不満その2です。

自治会長は、自治会の市民の皆さんのお金を預かっているという非常に責任感を感じてやっという方が多いので、子供や女性が往来する道を街灯、電気代をけちるわけにはいかないというふうに考えていらっしゃいます。当然自治会の予算はそんなに潤沢にあるわけではありません。この電気代の値上がり分、これは市ではどのようにしていくというふうに、何か対策はありますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

市としましては、防犯灯のLED化を進めていっていただきたいというふうにお聞きしております。このことにより、防犯灯の長寿命化を図り、電気料金の削減につなげていただきたいと考えております。

このようなことから、新年度ではLED化の予算を増額で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 防犯灯は、その地区に人たちだけでなく通過する、往来する人たちにとっても重要なものです。負担はその立地自治会でとなりますので、やはり街灯が多い地区は負担額も大きくなります。急いで対策を打っていただきたいというふうにお聞きします。自治会費をアップするために、法人会員というのを登録している自治会もあると伺いました。これは非常によい制度だと感心したわけですが、法人、そこの自治会に立地している法人ですね。そこに勤めている社員さんも街灯や道の恩恵を受けているわけですから、当然自治会費をご負担いただいているという理屈なんですね。まして企業からすれば、それは当然に経費で計上できるわけですし、CSR、いわゆる企業の社会的責任という観点からも、支払うことに反対する企業は少ないのではないのでしょうか。この法人自治会員という制度ですね、全市内に広めていってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

自治会の中には、区域内に事務所を有する事業所を賛助会員や会員等をする自治会がございます。各自治会により事情は違うと思いますので、各自治会の方針により決めていただくことであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） やはり収入を増やすということは自治会にとっても大事なことかと思っておりますので、手法といいますか、どのようにやればよいかというようなことがもし問い合わせがあれば、役所のほうでアドバイスをしてあげられるようにしていただきたいと思っております。

先ほど自治会長さんにアンケートをとという話をいたしました。今回の一般質問を行うに当たりまして、何人か自治会長さんにお話を伺いました。やはり役所の考えと現場の自治会長さんとの間には認識に隔たりがあるなというふうに感じました。もっとも今が過渡期でございますので、これからよい方向に向かっていけばもちろんよいことで、その役割の認識に対しても隔たりを感じました。

組織的に役所が上位でその下にまちづくり委員会、各自治会という考えが抜けないと、やはり自治会長さんと役所との差は埋まらないのかなというふうに思います。自治会長さんと班長さん、結構いい関係が築けているというところが多いというふうに伺っております。自治会長は、非常にストレスの多いポジションであるということに間違いはありません。このままではこの先自治会長を受けの人がいなくなって、自治会そのものが先細りになってしまうのではないかなというふうな危惧をしております。ですので、今回私は自治会長さんの代弁者として、質問に立たせていただいているつもりでおります。

そこで、市役所、まちづくり委員会、自治会長という流れが自治会長に非常に負担がかかっているということなんですね。市役所では自治会長へのフォローというのは何かされているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 責任ある立場というふうに存じますので、重荷に感じていらっしゃる自治会長さんはいらっしゃる、そういうふうに認識しております。

自治会内に部会等が設置してございますので、仕事の分散化を図っていただけたらというふうに思います。ご相談等があればいつでも対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 大切なのは、日ごろからのメンテナンスだと思います。定期的に担当者が自治会長、副会長のお宅を回るとか、自治会の活動があれば必ず担当の職員が顔を出すとか、営業マンとか政治家の秘書のようなきめ細かさがほしいところです。

特に今自治会創成期でございます。黎明期でございますので、いろいろな意見を吸い取っ

て検討していく時期ではないでしょうか。

自治会長が不満に思っていることその3でございますが、市民協働課だけでなくほかの部署からもまちづくり委員会においてくる項目に関してということでございます。まちづくり委員会は便利屋ではないので、ちゃんと市民協働課からまちづくり委員会、自治会長に説明してやってほしいという、これは一部の自治会長さんの意見とさせていただいても結構ですが、そういうふうにおっしゃっている方がいらっしゃいました。これについて市民協働課ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） まちづくり委員会委員長会議におきまして、各担当課が説明する場を設けてございます。今後も連携を密にしていきたいと思います、このように考えております。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） まちづくり委員会に話は通してあるのでと一方的に言われることも、これもストレスだというふうにおっしゃっておりました。やはり相手も人間でございますので、意思の疎通ができていないといけません。この辺も改善していただければと思います。

あと自治会長さんの全体会議がないということも、非常に不満に感じていらっしゃる方は多いようです。数カ月に1回、総会という形かどうかわかりませんが、年に1回でも市役所で自治会長さん全員での全体会議というのを定期的に行っていけば、距離も縮まっていくのではないかなというふうに思います。

便利屋ではないという先ほどの言葉と類似して、職務とボランティアの区別が曖昧であるという意見がありました。菅谷の自治会長さんたちなど、駅の自転車防犯パトロールや小学生の帰りの立哨などをしてくださっています。そのことに関して文句を言う方はいませんが……

○議長（助川則夫君） 傍聴者の方で携帯が鳴っておられますが……

はい、どうぞ。

○3番（小宅清史君） イレギュラーな要請が役所から来る場合があると。

例えば先日は空き家の調査をやってほしいと要請があったそうです。地元のことは自治会長が一番よくわかっておりますし、安全な暮らしを保つ上でも非常に重要なことであるということわかります。しかし、これは業務としてやるのか、それともボランティアとしてやるのか、それが曖昧であったというような話でありました。

外部に調査を委託することを考えれば、自治会長さんにちゃんと仕事として依頼するということが適正かと思います。しかし、定款上自治会長の役割は何かというのは、自治会によって多少違う部分もあるのかもしれませんが、市としてこれは自治会長の仕事の範疇だということと、その範疇を超える場合はちゃんと報酬として支払うということがしかるべきかと

考えますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 空き家調査につきましては、昨年12月にまちづくり委員会委員長の会議の場を設けさせていただきました。各自治会に協力していただけるかどうかお願いしたところでございます。その後、協力いただけるということでしたので、担当課におきまして需用費、委託費の総額379万3,000円を新年度予算に計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） これに関しては、報酬を払って業務として委託するということですね。そういうことをまずはっきり示した上でご説明いただかないと、亀裂を生む原因になってしまいますので、お気遣いいただきますようお願いいたします。

8グループ中の一番の大所帯、もちろん菅谷地区でございます。菅谷地区だけで17自治会を要しているわけで、意見の集約も大変なわけです。にもかかわらず、その菅谷に現在コミュニティセンターが存在しておりません。中央公民館はありますが、公民館は社会教育法の範疇で設置されておりますので、やはりコミセンとは使用目的が異なります。菅谷地区でコミュニティセンターの設置というのが菅谷での悲願でございますが、具体的な話までは待っていません。

これ市長にお聞きしたいんですが、今後菅谷でコミセンを整備していただくという予定はございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 中学校区ごとにコミュニティセンターを整備する方針ではおりますが、現在のところ具体的な整備計画は決まっていないというのが現状です。

以上です。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 確かに菅谷は地価が高いという部分と用地の確保、まとまった用地を確保するという部分は大変な部分あるかと思いますが、ぜひ今後の自治会の活性化のためには整備をしていっていただきたいと。よろしく願いいたします。

いろいろと今回厳しい話をさせていただきましたが、これは今後の自治会制度の活性化をしていただきたいという願いから行わせていただきました。10年先、20年先を見据えて今きっちりと整備を進めていかなければ、いずれ崩壊ということも十分考えられます。自治会制度をもっと那珂市のものにしていくということを考えれば、市民協働課の職員の増員というのも考えてもいいのではないのでしょうか。市役所から見れば69分の1の自治会に過ぎないかもしれませんが、その後ろには市民の生の声があるわけです。企業で考えれば、69ものセッションがあったらもう大企業です。とても市民協働課の現在の人員だけでは賄いきれない

というのが私の感想であります。自治会長一人ひとりにもっと向き合い、同時に組織も改良を加えていくということをご祈念いたしまして、こちらの質問を終わりにさせていただきます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員、暫時休憩をとらせていただきます。

再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

小宅議員。

○3番（小宅清史君） 続きまして、瓜連駅前「日本サーボ跡地」につきましてご質問させていただきます。

この土地は日本サーボの跡地でありまして、サーボが撤退の際、瓜連の駅前というアドバンテージを考慮しまして、瓜連町が将来性を見込んで買い受けた非常にシンボリックな場所であります。今回、市から民間に払い下げることになりましたが、昨日市長は遠藤議員の質問の際に、全協で説明するのにどうして質問するのかとおっしゃっていましたが、この問題は市民の興味・関心が高い内容でございますので、一般質問で取り上げさせていただきました。

皆さんこれ引っかかっているんですね。それはどういうことかなと考えてみました。そうすると、まさにこれは一言で言うと、娘を嫁に出す父親の心境という感じだと思います。まずだまされているんじゃないか、経済的に大丈夫なのか、将来性あるのかと、戻って来ちゃったらどうしよう。そうして男親ならだれでも一度は考えると思うんですが、もっといい人がいるんじゃないか。この辺が皆さん釈然としない部分じゃないかと思います。ですので、今回の質問でこの気持ちを払拭させていただければと思います。

まず、今回の経緯を整理しますと、4月の総務生活常任委員会で公募を行う旨の説明がありました。その後、7月に那珂市瓜連駅前北側市有地等活用事業者選定委員会というところで募集要項及び審査基準についての協議が行われたと聞いております。その後、庁議を経て9月末から11月頭まで公募が行われましたが、応募は社会福祉法人誠慈会と学校法人大原学園の共同提案1社しかなく、11月に選定委員会の審査があり、12月の常任委員会で議会に報告があったということで聞いております。

そうしますと、1社しか応募がなかったという点においては、非常に気になるわけがございます。この公募期間ですが、こちらが短かったのではないかという疑問が残りますが、こちらいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

応募期間につきましては、平成26年9月22日から11月7日までの45日間設けております。他市町村の例等も参考にしながら設定をいたしたところでございます。

また、応募申込書等についても、申込者がこの期間内に作成することが可能だろうというふうに判断をしておりましたので、特に問題があったとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） そうですか、では、なぜ応募が1社しかなかったのかということになるんですけども、企業への周知等はどのように行ったのでしょうか、宣伝が足りなかったのではないかという考えもあります、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

公募情報の周知につきましては、市ホームページに掲載したほか、県報道機関、金融機関等へも情報の提供をいたしまして、広く周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） こういうものはどこまでやればいいのかという答えがあるものではありませんが、確かに市のホームページに出ていたのは私も拝見いたしました。しかし、ほかから応募がなかったというのは、非常に残念であります。しかし、ここは駅前の一等地でございます。この一等地に特別養護老人ホームという選択が果たして望ましいかと、選択肢ほかにはないんですけども、望ましいのかということなんですが、この点はいかがでしょう。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

市として当該地の利活用にふさわしいと判断をいたしましたこの提案につきましては、特別養護老人ホームと専門学校一体として整備運営するという内容でございまして、瓜連駅北側市有地等活用事業者選定委員会においても、その点が非常にすぐれていると評価を受けたところでありまして、市といたしましても、選定委員会の判断を尊重し、同様の判断をいたしたところであり、福祉教育の連携による将来にわたる市民福祉の向上につながるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 以前説明で複数応募があった場合は総体評価、1社しか応募がない場合は100満点中60点以上という評価でボーダーを設けるというふうに説明がございました。この法人の評価は評価委員会の中では何点だったのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

選定委員会の審査におきましては、募集要項に基づきまして計画性40点でございます。事業遂行能力30点、土地購入または賃貸希望価格が30点の合計100点満点で評価をいたしております。各項目について各委員の評点を平均し、小数点第1位まで求めたものを合計いたしました評価でございますが、69.8点でございます。各委員とも60点未満の評価をいたした方はおりませんでした。

なお、評価に当りましては、委員長でございます副市長、それから市担当部委員であります企画部長の私でございますが、公平を期すために採点には加わってございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ちょっと気になったのは、この法人ですね、借り入れが非常に多いというふうに伺っております。将来手放されてしまう可能性というのはないでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

両法人を招きまして、選定委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答を行っております。その中で、委員から、委員の中には公認会計士も含まれておりますが、社会福祉法人の財務状況について質問があり、借入残高と今後の見通し等について確認をさせていただいた上で審査をいたしてございます。

また、将来手放す可能性につきましては、さきことはなかなか見通すことは不可能でございますが、中長期的に考えれば、事業者の意欲や多額の事業費を費やすというから判断させていただきますと、そういった心配は現在の段階では予想できないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 今回、応募がほかになかったのも、最低落札金額の1億860万円であったというふうに伺っております。売却益が市の収入となるといいんですが、この事業者は特養でございますので、運営に当りましては補助金を市が運営し負担していかなければなりません。ですので、費用対効果の検証の話をちょっとお聞きしたいと思います。

まず、市のために必要な施設なのかということなんですが、現在、特養全体での那珂市民の利用率は何%ぐらいになるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 那珂市の特別養護老人ホームは、現在、ナザレ園、ゆたか園、ひばりヶ丘、いくり苑那珂の4施設でございます。定員は全施設合計で307名、そのうち那珂市の被保険者は、平成26年3月31日現在203人入所しておりますので、利用率は66%

となります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） では、那珂市民の特養待機人数というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成26年3月31日現在、要介護3以上の特養養護老人ホームの待機者人数は120人でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） では、100床増床した場合、市の負担額、補助金なんですが、概算で年間どのぐらいかかるというふうに見込んでいらっしゃいますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 1人当りの特別養護老人ホームの入所費用が1カ月30万円、入所前に利用していた在宅等の介護サービス費用が1人当たり1カ月18万円、市民の方の入所率66%としますと、66人が入所という前提条件で試算いたしますと、1人当りの差額30万円から18万円を引きますと、12万円が1カ月でふえる分です。年間で144万円、66人ですと総額では約9,500万円の増となります。その金額から利用者負担分1割の950万円を差し引いた残り9割分が介護給付費ですので、その額は8,550万円、市の負担額ですが、介護給付費は被保険者が50%負担、国が25%、県と市が12.5%ずつ負担することになっていますので、8,550万円の12.5%分、約1,070万円が1年間の市の負担額という試算になります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員、発言残時間3分台となっております。

小宅議員。

○3番（小宅清史君） はい、わかりました。

では、今後のスケジュールについてお聞きしたいんですけども、実際売買はいつ実行されるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

県及び市担当課等の協議の進捗状況にもよりますが、現時点でのスケジュールといたしましては、市有地の売却につきましては議決案件でございますので、年内には議会の議決を経て契約し売却したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 実は、今回公募に関してどうしてほかの福祉施設、市内の福祉施設が

応募してこなかったのかというのが私は疑問にありました。そこでちょっと経緯を確認しまして、6月の常任委員会での資料を読み返してみました。そうすると、そこで特養がもし応募があった場合には、福祉計画を変えることもやぶさかではないというようなやりとりがあるんですね。そういうやりとりが確かにあったんですよ。なので、私はどうしてほかの特養も応募してこなかったのかなと思ったんですけども、よく考えてみますと、このやりとりは、私は総務生活常任委員会で行ったので特養が応募できますよということをわかってたんですけども、ほかの特養さんはこの福祉計画の変更を認めるというようなことを思っていないわけだったんですね。つまり公募したからといって、那珂市の介護保険計画が変更になるというふうにはまさか思っていなかったということなんです。ですので、特養ができると聞いたときに皆さんびっくりしてしまったというようなことになっております。

今後、先ほどスケジュールの確認でありましたけれども、議会の議決案件ということでございますので、また、議会のほうに報告があった際に、再度いろいろ確認をさせていただきたいと思います。

ちょっときょうは時間が足りなくなりましたので、ここで終わりにさせていただきます。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告7番、小宅清史議員の質問を終わります。

---

#### ◎議案等の質疑

○議長（助川則夫君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第1号及び議案第1号から議案第44号まで、以上45件を一括議題といたします。  
質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案等の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

報告第1号及び議案第1号から議案第44号までの以上45件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

### ◎選挙第1号の選挙

○議長（助川則夫君） 日程第4、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

選出する議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認め、よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に武藤博光議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました武藤博光議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました武藤博光議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選されました武藤博光議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認をお願いします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時40分

平成27年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第4号（3月20日）

## 平成27年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成27年3月20日(金曜日)

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分について(那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 議案第 1 号 那珂市行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 那珂市総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 那珂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 那珂市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 那珂市保育所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 那珂市保育所保育所医設置条例を廃止する条例
- 議案第 18 号 那珂市保育所の保育に関する条例を廃止する条例
- 議案第 19 号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例
- 議案第 20 号 市長の給料月額の特例に関する条例
- 議案第 21 号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例
- 議案第 22 号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例

- 議案第 2 3 号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 議案第 2 4 号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例
- 議案第 2 5 号 那珂市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例
- 議案第 2 6 号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例
- 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度那珂市一般会計予算
- 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第 4 2 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 4 3 号 指定管理者の指定について
- 議案第 4 4 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度那珂市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 3 議案第 4 6 号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託について
- 日程第 4 議案第 4 7 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 5 同意第 1 号 那珂市政治倫理審査委員会委員の委嘱について
- 日程第 6 発議第 1 号 那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 発議第 2 号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第 8 発議第 3 号 那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 9 委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（22名）

1 番	筒井 かよ子 君	2 番	寺門 厚 君
3 番	小宅 清史 君	4 番	助川 則夫 君
5 番	綿引 孝光 君	6 番	木野 広宣 君
7 番	古川 洋一 君	8 番	中庭 正一 君
9 番	萩谷 俊行 君	10 番	勝村 晃夫 君
11 番	中崎 政長 君	12 番	笹島 猛 君
13 番	君嶋 寿男 君	14 番	武藤 博光 君
15 番	遠藤 実 君	16 番	福田 耕四郎 君
17 番	須藤 博 君	18 番	加藤 直行 君
19 番	石川 利秋 君	20 番	木村 静枝 君
21 番	海野 進 君	22 番	木内 良平 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野 徹 君	副市長	松崎 達人 君
教育長	秋山 和衛 君	企画部長	関根 芳則 君
総務部長	宮本 俊美 君	市民生活部長	秋山 悦男 君
保健福祉部長	萩野谷 康男 君	産業部長	助川 保彦 君
建設部長	岡崎 隆 君	上下水道部長	樫村 悦雄 君
教育部長	会沢 直 君	消防長	豊島 克美 君
会計管理者	野上 隆男 君	行財政改革推進室長	車田 豊 君
危機管理監	石井 亨 君	農業委員会事務局長	樫村 武 君
総務部次長	川崎 薫 君		

---

### 議会事務局職員

事務局長 城宝信保君 次長補佐 渡辺荘一君  
書 記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場  
に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎報告第1号及び議案第1号～議案第44号の各委員会審査報告、質疑、  
討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第1、報告第1号及び議案1号から議案第44号まで、以上45件  
を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

総務生活常任委員会より報告いたします。

総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いた  
します。

記。

1、付託事件。議案第1号 那珂市行政手続条例の一部を改正する条例、議案第2号 那  
珂市総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例、議案第3号 那珂市職員定数条例の一  
部を改正する条例、議案第4号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条

例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、議案第7号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例、議案第20号 市長の給料月額の特例に関する条例、議案第21号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例、議案第22号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例、議案第27号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第33号 平成27年度那珂市一般会計予算（所管部分）、議案第36号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第43号 指定管理者の指定について。

2、結果。全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。議案第1号は、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことにより、字句の整理、許認可権限の根拠の明示を追加、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めを新設するものです。

議案第2号から議案第7号まで及び議案第19号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育委員会の組織などが改正されるため、関係条例について所要の改正を行うものです。

議案第8号は、市職員の給与について、人事院勧告に伴う給与表の減額改定、及び単身赴任手当の追加など諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを行うものです。

議案第9号は、市職員の特殊勤務手当について、技術または建設業務に従事する職員、及び福祉事務所の現業員として業務に従事する職員の特殊勤務手当を月額から日額とするために改正するものです。

議案第20号は、市長の給料について、平成27年4月1日から平成31年2月12日まで、10%減額するための特例を定めるものです。

議案第21号は、市内の水郡線の6駅7カ所に設置されている市営自転車等駐車場の設置及び管理を明確にするために条例を制定するものです。

議案第22号は、平成27年4月に木崎地区交流センターが設置されることに伴い、額田地区交流センターを含めた地区交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するものです。

議案第27号 平成26年度一般会計補正予算（第7号）は、特に問題なく妥当なものです。

議案第33号 平成27年度一般会計予算、議案第36号 平成27年度公園墓地事業特別会計予算の新年度予算は、特に問題なく妥当なものです。

議案第42号は、公の施設の広域利用に関する協定に城里町のコミュニティセンターを追加するものです。

議案第43号は、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の指定管理者について、引き続き常陸鴻巣駅ふれ

あい駅舎ワーキング委員会を指定するものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、産業建設常任委員会、中崎政長委員長、登壇願います。  
〔産業建設常任委員会委員長 中崎政長君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 産業建設常任委員会報告書。

本委員会の付託事件につきましては、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第27号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第7号）でございます。議案第29号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）、議案第33号 平成27年度那珂市一般会計予算、議案第35号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計予算、議案第37号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算、議案第39号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第41号 平成27年度那珂市水道事業会計予算、議案第44号 市道路線の認定について。

2、結果。全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。議案第27号 平成26年度一般会計補正予算（第7号）、議案第29号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第33号 平成27年度一般会計予算、議案第35号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計予算、議案第37号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算、議案第39号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第41号 平成27年度那珂市水道事業会計予算の新年度予算は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第44号は、開発行為による道路の市への帰属による道路認定で、2路線が対象であります。内容は妥当なものであります。

以上、ご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（助川則夫君） 続きまして、教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。  
〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 教育厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告する。  
記。

1、付託事件。報告第1号 専決処分について（那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例）、議案第10号 那珂市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例、議案第11号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 那珂市保育所設置条例の一部を改正する条例、議案第13号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正す

る条例、議案第14号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第15号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第16号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号 那珂市保育所保育所医設置条例を廃止する条例、議案第18号 那珂市保育所の保育に関する条例を廃止する条例、議案第23号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、議案第24号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例、議案第25号 那珂市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例、議案第26号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例、議案第27号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第28号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、議案第33号 平成27年度那珂市一般会計予算、議案第34号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第38号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第40号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

2、結果。報告第1号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとする。

議案第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第23号から第28号まで、第31号、第33号及び第38号は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

議案第14号、第34号及び第40号は、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。報告第1号は、国民健康保険施行令の改正に伴い、那珂市国民健康保険条例の一部を改正するもので、出産育児一時金の金額を見直すものです。

議案第10号及び11号は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、母子及び寡婦福祉法の法律名が変更されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

議案第12号は、那珂市額田保育所が民営化されることに伴い、那珂市保育所設置条例の別表を改正するものです。

議案第13号は、本米崎学童保育所が横堀学童保育所に統合されること、及び学童保育所の入所対象児童が小学校3年生から小学校6年生までに拡大されることに伴い、那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正するものです。

議案第14号は、平成27年度から29年度までの介護保険料を定めるとともに、介護保険法の改正に伴い、介護予防支援事業者の指定要件を新たに規定するものです。介護保険については、個人負担、地方財政負担が重くなるという理由から、反対意見がありました。

議案第15号は、介護保険法施行規則及び厚生労働省令が改正されたことに伴い、那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部について、文言の追加及び見出しの変更を行うものです。

議案第16号は、介護保険法の一部改正に伴い、那珂市指定地域密着型介護予防サービスの

事業に関する基準を定める条例の一部について、条例中の引用条項を改正するものです。

議案第17号は、那珂市保育所保育所医設置条例について、新たに保育所医及び保育所歯科医の任用等に関する規則を制定するため、条例を廃止するものです。

議案第18号は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、現在の那珂市保育所の保育に関する条例の内容が新たに制定された那珂市保育の必要性の認定の基準を定める規則に含まれるため、条例を廃止するものです。

議案第23号及び第24号は、介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業及び指定介護予防支援等の事業に関する基準が市の条例に委任されることになったため、国の基準を踏まえ、新たに条例を制定するものです。

議案第25号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、那珂市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例を制定するものです。

議案第26号は、子ども・子育て支援法の規定により、幼稚園の保育料が利用者世帯の応能負担による額と決定されたため、那珂市立幼稚園保育料等徴収条例の全文を改正するものです。

議案第27号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第28号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、議案第33号 平成27年度那珂市一般会計予算、議案第38号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算は、特に問題なく妥当なものです。

議案第34号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、国民健康保険税について、基金からの繰り入れをふやして住民の負担を軽くすべきという理由から、反対意見がありました。

議案第40号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算は、後期高齢者医療制度について、県内全域の運営を広域連合1カ所で行っているため、監督の目が行き届かないことから、制度そのものに反対するという意見がありました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（助川則夫君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案等について、討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員の発言を許します。

木村議員。

○20番（木村静枝君） 議案第14号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第34号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、第40号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第41号 平成27年度那珂市水道事業会計予算に反対する立場から討論をいたします。

議案第14号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、この条例改正で、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料が引き上げられます。また、介護の必要度が軽い要支援の人へのサービスは、今後介護保険制度から段階的に切り離され、市町村事業に移されます。市町村財政が厳しく事業が行われなければ、サービスは受けられないこととなります。那珂市の改正では、介護予防日常生活支援総合事業について、その体制整備の必要性等に鑑み、円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、その翌日から行うものとしています。

また、政府予算案には、介護報酬の2.27%引き下げ、過去最大規模の削減が盛り込まれています。今、介護の現場は、低賃金のため職員が集まらない、職員が足りないため、部屋はあいているが新規入居者は受け入れない、ショートステイの受け入れはやめたなどの事態が起こっています。現場の危機に拍車をかけることは明瞭です。福祉の予算を削りながら、空前のもうけを上げる大企業には、2年間で1.6兆円も減税する。大企業にばらまく金があるならば、社会保障にこそ使うべきです。

政府は、消費税増税分は全て社会保障に充てると説明してきました。社会保障がよくなるのならばと思って増税に賛成した人も、少なくないはずですが、ところが政府の説明では、2015年度の消費税増税分のうち、社会保障の充実に充てるのはわずか16%に過ぎないのです。これでは国民をだましたと同じです。約束どおり消費税は全て社会保障に回し、格差の少ない社会にすべきです。那珂市の介護保険料基準月額3年間平均は、今まで茨城県では5番目に高くなっています。介護保険料の引き上げには反対をいたします。

次に、国民健康保険特別会計予算に反対する立場から討論をいたします。

国保税が高過ぎるというのが市民の声です。平成26年2月28日に行った日本共産党の県委員会が国民健康保険滞納世帯の状況調査を行いましたところ、那珂市は滞納世帯数1,338世帯、国保世帯に占める資格証世帯の割合は1.4%と高くなっています。県内44自治体の中では14番目です。資格証を発行していない自治体も、8自治体あります。資格証では、病院窓口で全額支払わなければなりません。よほどひどい病気でないと病院へは行けません。今は相談窓口もありますけれども、そのような利用も進めてほしいものです。命を落とす人もいるこの資格証明書、これは発行すべきではありません。那珂市も一般会計や基金から繰り入れています。もっと安くして、誰もが払えるような国保税にしていきたいということで、反対をいたします。

議案第40号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計について討論をいたします。

75歳以上の高齢者を家族からも引き離して納める後期高齢者医療は、高齢者にも負担にな

ります。しかもこれは、県1カ所に事業所が置かれておりますので、市民の目から遠く離れて、監視もできません。このような制度は直ちに廃止すべきです。

次、議案第41号 平成27年度那珂市水道事業会計についてです。

本年度の水道事業予算は、収入で営業利益11億5,533万8,000円、営業外収益も含めると、11億9,820万2,000円となっています。約12億円。支出は10億7,815万2,000円で、この中には消費税1,072万7,000円も含まれています。差し引き1億2,005万円が残ります。那珂市は近隣市町村と比較しても水道料が高い、安くしてほしいというのが市民の声です。水は、生活していく上でなくてはならないものです。その水にまで消費税をかけるのは、私は反対でございます。

消費税は来年も値上げが予定されています。那珂市水道事業ビジョン、パブリックコメントの意見内容及び対応について示されましたけれども、主な意見として、経費削減のため、浄水場の統廃合や高額な県中受水料金の値下げ要望推進などの意見に対しまして市のほうでは、人口は少子高齢化により減少傾向のため、水道料金収入も減少していくことが予想される。今後水道料金の適正な設定や効率的な事業経営を行うためにも、高額な県中受水料金の値下げ要望等に取り組んでまいりますと書いてあります。国の2015年度予算案では、霞ヶ浦導水の本格的な事業再開へ向け、11億3,900万円、前年度当初比7億1,700万円増が計上されています。霞ヶ浦導水事業費は、前年度までの水利水門調査や環境調査費に加え、本体施設の工事設計費が新たに計上されました。地下トンネルなどが想定されるということです。同事業は、民主党政権下の10年度から事業上凍結されていたものです。この事業は国民にとって必要ないものであり、水道料金の引き上げにつながるものです。市としても、同事業の凍結を求めて頑張っていたいただきたいと思います。

以上、3件について、討論を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で討論を終結いたします。

報告第1号 専決処分について（那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例）、議案第1号 那珂市行政手続条例の一部を改正する条例、議案第2号 那珂市総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例、議案第3号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、議案第7号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 那珂市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例、議案第11号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 那珂市保育所設置条例の一部を改正する条例、議案第13号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例について、以上14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び議案第1号から議案第13号までの以上14件は、委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

議案第14号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。議案第14号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。

起立多数と認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第15号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第16号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号 那珂市保育所保育所医設置条例を廃止する条例、議案第18号 那珂市保育所の保育に関する条例を廃止する条例、議案第19号 那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例、議案第20号 市長の給料月額の特例に関する条例、議案第21号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例、議案第22号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例、議案第23号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、議案第24号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例、議案第25号 那珂市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び勤務に専念する義務の特例に関する条例、議案第26号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例、議案第27号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第28号 平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第29号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第30号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）、議案第31号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、議案第32号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第33号 平成27年度那珂市一般会計予算について、以上19件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第33号までの以上19件は、委員長報告のとおり決すること

に決定をいたしました。

議案第34号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について採決をいたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。議案第34号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。

起立多数と認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第35号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計予算、議案第36号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第37号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算、議案第38号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第39号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算について、以上5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第39号までの以上5件は、委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

議案第40号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算について採決をいたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。議案第40号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。

起立多数と認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第41号 平成27年度那珂市水道事業会計予算について採決をいたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。議案第41号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。

起立多数と認めます。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第42号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第43号 指定管理者の指定について、議案第44号 市道路線の認定について、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第44号までの以上3件は、委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第2、議案第45号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 今定例会に追加で提出いたしました議案第45号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明を申し上げます。

提案理由。概要につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,176万6,000円を増額し、186億4,285万6,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、平成26年度地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型を活用した各事業における事業費を増額するものでございます。

なお、増額補正をする主な事業につきましては、総務費においてデマンド交通運行事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業を、衛生費において予防接種事業を、農林水産事業費において農地流動化促進事業を、商工費においてプレミアム付商品券発行事業をそれぞれ増額するものでございます。

歳入につきましては、歳出、補正予算との関連において国庫支出金、県支出金及び繰入金をそれぞれ増額するものでございます。

また、繰越明許費としまして、今回補正に係る事業は全て国の補正予算に伴い、平成27年度当初予算からの前倒しによる予算計上等の理由により、事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。  
続いて、討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員の発言を許します。

木村静枝議員。

○20番（木村静枝君） 議案第45号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第8号）の中に小中一貫教育推進事業458万4,000円の補正が組まれています。

政府は3月17日、小学校と中学校の教育課程を統合した小中一貫教育を行う義務教育学校の導入などを盛り込んだ学校教育法改正案を閣議決定しました。当初は、義務教育の9年間を自由に改編できるようにすることを検討していましたが、ほかの小中学校への転校に対応するため、前期6年後期3年の課程に区分することになりました。この枠組みの中でカリキュラムを独自に改編することができ、競争主義的なカリキュラム編成なども可能になります。国公立と私立のいずれの学校でも設置を認め、校舎の新築や増改築に必要な費用、教職員給与を国庫負担補助の対象としています。教育の機会均等を侵害し、競争主義に拍車をかける危険性を抱いています。小中学校の統廃合も進めやすくなります。また大学への飛び入学を推進するため、高校の教育課程を2年で修了すれば大学に編入できるとしています。一部のエリート養成を目指すもので、高校生の成長保障にも逆行するものです。施行期日は2016年4月1日となっています。小中一貫校についてのあるアンケートでは、小学校高学年に疲労感が強く、自己肯定感が低いという結果が出ています。そのほかいろいろな問題が小中一貫校に対してはありますので、これには反対をいたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 討論を終結いたします。

議案第45号を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。議案第45号は、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席をお願いします。

起立多数と認めます。

よって、議案第45号は原案可決することに決定をいたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案第46号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 追加議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託につきましてご説明を申し上げます。

提案理由。戸籍に係る電子情報処理組織の事務をつくばみらい市、小美玉市、茨城町及び五霞町から受託するものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第4、議案第47号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 追加議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号 人権擁護委員の推薦についてご説明をいたします。

提案理由につきましては、人権擁護委員のうち、園部昌俊委員及び秋山春男委員は平成27年6月30日をもって任期満了を迎えるため、水戸地方法務局長から人権擁護委員の候補者の推薦について依頼があったことから、園部昌俊委員及び秋山春男委員を再推薦しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（助川則夫君） 日程第5、同意第1号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

同意第1号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱についてご説明をいたします。

提案理由につきましては、那珂市政治倫理審査会委員の任期が平成27年3月31日をもって任期満了となることから、識見者3人及び公募者3人の計6人について委員に委嘱するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第6、発議第1号 那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者から説明を求めます。

議員定数等調査特別委員会、加藤直行委員長、登壇願います。

〔議員定数等調査特別委員会委員長 加藤直行君 登壇〕

○議員定数等調査特別委員会委員長（加藤直行君） 発議第1号 那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例について。

上記の発議を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出。那珂市議会議員定数等調査特別委員会委員長、加藤直行。

提案理由。全国市議会の動向や近隣の議員数削減の状況を考慮し、少数精鋭で市民のために一生懸命働く議会を目指し、議会活動に専念できる安定した生活を保障し、若年層や女性など多様な人が議会人として活躍できる環境を整えるため、議員定数の4人削減、報酬の5万円増、政務活動費の月額1万円減を提案するものでございます。

なお、この改正により、議会費の予算は1,000万円以上の削減となります。

那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例。

（那珂市議会議員の定数を定める条例の一部改正）

第1条、那珂市議会議員の定数を定める条例（平成14年那珂町条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「18人」に改める。

（那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

第2条、那珂市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年那珂町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条の第1項中「20,000円」を「10,000円」に改める。

次に、那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正。

第3条、那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年那珂町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めると。

議長46万4,000円、副議長41万3,000円、議員39万5,000円。

附則。

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定はこの条例の公布の日以後初めて行う一般選挙により那珂市議会の議員になった者の任期の初日から施行すると。

以上です。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告があります。

議席番号7番、古川洋一議員の発言を許します。

古川議員、登壇願います。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 発議第1号 那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例についてお伺いします。

その前に、先ほど配付されました発言通告書の発言内容に誤りがございますので、ご訂正をお願いしたいんですが、議員報酬を減額する理由というふうになっておりますが、私どもが提出したのは増額する理由でございますので、この点を訂正をまずお願いしたいと思います。

それでは、質問させていただきたいと思います。

発議第1号について、提案理由の中に、議員報酬を増額する理由として議員活動に専念できる安定した生活を保障しとございますけれども、何をもって専念というのか、専念するというのはどういうことなのか、そのことについて委員会ではどのような議論をされたのか、委員長にお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 加藤委員長。

○議員定数等調査特別委員会委員長（加藤直行君） まず、議員報酬の増額の件なんですが、

県北市議会、8つの市議会があるんですが、その中でも那珂市の議員報酬が一番低いということで、増額をします。増額するには、やはり財政上、議会費の予算以内で増額するという一方で、先ほど提案理由にも説明をいたしました、1,000万円を超える削減ということで、増額をいたしました。人口3万以下の市によっても那珂市より報酬が高いというような理由も一つでございます。

今、議員から専念ということですがということで、職業を兼業してはだめなのかという意味もあろうかと思いますが、このことは委員会では議論されておりません。一般的に、職業を持ちながら議員活動を行うということは一般的なことでありまして、職業を持って議員活動をするということに対しては、何ら差し支えないと。ただ、議員ご承知のとおりだと思っておりますが、自治法によっては兼職が禁止されているということは、もう既に議員の皆さんはおわかりかと思えます。議会活動に専念できる生活を保障すると、生活を保障する額というのはいろいろの角度からあろうかと思いますが、これから次の世代に、こういうことでは失礼かもしれませんが、所得の低い若い世代あるいは女性の方などさまざまな幅広い市民が議員を目指したいという志を立てたときに、生活のことを考えて断念するのではなく、少しでもこの志を後押しできることが議会活動に専念できるというふうに考えております。

報酬の増額は、議員活動に専念し、一生懸命市民のために働くための増額のものであり、今後は今まで以上に議員に対する市民の目が厳しくなり、議員個人、自覚と責任ある行動や積極的な議員活動が今後ますます求められると思えます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） お伺いしておりますその専念するとはどういうことかということの、ごめんなさい、今のご答弁の中にそれが含まれていたのかどうかちょっとよく理解できないんですが、いずれにしても、生活を保障するんだからほかの仕事には携わっちゃいけない、兼業してはいけないということではないということでもありますね。その確認と、委員会の中で、その専念するということに対しての議論は特にされていないということでしょうか。その点、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（助川則夫君） 加藤委員長。

○議員定数等調査特別委員会委員長（加藤直行君） 今までの仕事をやめなければならないというように心配されて質問しているかと思いますが、そのようなことは一切ございません。仕事をしてはいけないということはないと。ただ、自治法に載っている兼職等は、これはまた別な問題でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） すみません、委員会の中でその専念するということに関しての議論はされておりますかということ、もう一度確認いたします。

○議長（助川則夫君） 加藤委員長。

○議員定数等調査特別委員会委員長（加藤直行君） 委員会の中で兼業を、仕事をしてだめだとか、そういうことは一切議論にはなっておりません。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 3回やりましたので、以上で質疑を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、初めに、古川洋一議員の発言を許します。

古川議員。

○7番（古川洋一君） 発議第1号 那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例について、反対する立場から討論いたします。

私は、議員定数の削減については賛成したいんですけども、議員報酬の増額及び政務活動費の減額の2点に反対であり、3点一括での採決ということでもありますから、本議案に反対させていただきます。

反対理由ですが、私個人の考えだけではなく、市民の代弁者のつもりでお話をいたします。議員報酬の増額及び政務活動費の減額には、明確な理由と申しますか、市民が納得できる理由が見当たりません。まず議員報酬の増額については、議員活動に専念できる安定した生活を保障するためということではありますが、何をもちて専念すると言えるのかが不明確であります。市民の方々から本件について、「生活を保障し、議員活動に専念するとは何を意味しているのかわからない。議員活動を本業とし、ほかの仕事には携わらないということなのか。さらに、もしそうだとするならば、議員活動に専念できない方は次の選挙には立候補しないということになるが、でなければ、若年層や女性など多様な人が議会人として活躍できる環境にはならないんじゃないですか」とも言われました。公聴会においても、「報酬の議論の前に、市民に対して那珂市議会はこういう方向性を目指し何々をしますといった考え、決意を示すべきである」とおっしゃった方がおりましたが、それを示して初めて市民に対して、だから報酬を上げさせてほしいとの提案ができるものと考えます。議員定数を削減するから議員報酬を上げさせてほしい、ならして計算すればそれなりの経費削減になるからという理由は通りませんから、それを少数精鋭、議員活動に専念といった言葉で認めさせているように思えてなりません。

自治体の人口規模から他の自治体の議員報酬と比較してとのご説明もありましたが、ほかの自治体に合わせる必要性も私はないと思います。人口規模は財政規模で議員報酬が違うことに違和感を覚えておりました。要は、各自治体の議員が市民から何を求められ、何をするか、それが議員報酬という形で与えられる対価であると考えられるからであります。専念することの定義と具体的な議会改革、議員改革の方策を示してから、改めて議員報酬の議論をすべきと考えます。

次に、政務活動費の減額についてですが、結論から申しますと、使わない方は返せばよい、それだけです。使わない方に合わせるのではなく、たとえ少数であっても、適正に使っている議員に合わせるべきだと思います。市民の方からは、「経費削減を訴えたいのだけれど、議員活動として使わないことのほうが問題では」とおっしゃる方もおります。また、「使途が決められていて報告が必要な政務活動費、これを減額して、その分を報告の要らない議員報酬にのせたいのでは」ともおっしゃっております。議員報酬と同様、他の自治体の政務活動費と比較する必要もまたないと思いますし、使わないから減額してもよいということは、仕事をしないと言っているようなものだとも思いますし、その一方で、報酬は引き上げて議員活動に専念するという理由には、矛盾を感じます。この後の発議第3号によるご提案も含めて、議会運営委員会において政務活動費の適正な使い方を議論し、昨日の全員協議会で手引をお配りいたしましたので、政務活動費の額についても改めて議論すべきと考えます。

以上のことから、本議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 続いて、笹島 猛議員の発言を許します。

笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 発議第1号 那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

全国の地方議会の議員定数は、ここ10年減少の一途にあります。2003年、地方議会の議員定数は5万9,701人だったが、2013年には3万4,220人にまで減少しました。主な要因は、平成の大合併により市町村の数自体が減ったため、合併が落ちついた後も減少は続いております。2008年から2013年の5年間で、特に市町村議会では定数が約13%減っております。県内市町村の議員定数の状況を見ますと、2から4名の減員をしているところが多いです。那珂市も将来を見据えて、議員定数18人が妥当な選択と思われれます。

地方議員には、議員報酬のほかに交通費という名目で議会や委員会に出席した日に支給される費用弁償がありましたが、那珂市では2014年3月にこの手当を廃止しました。また、兵庫県議による政務活動費の不正使用疑惑など何かと話題の多い政務活動費ですが、2012年の地方自治法改正によって政務調査費から名称が改められ、議員の調査研究と定められた用途も、議員の調査研究、その他の活動に変わりました。政務活動費は、議員活動に資するために設けられているが、そもそも何が議員活動に資するかは定義がはっきりしていません。その資質が政務活動なのかどうか、正しい使い方がされているかどうかは、最終的には市民の常識で判断するしかないでしょう。本来は政務活動をサポートする目的で支出される政務活動費なのに、世間からは議員の第2の報酬ではないかと言われ始めているのも事実です。県内32市議会の中で、10市議会は政務活動費を交付しておりません。その次に多いのが月額1万円支給している6市議会です。よって本市も、この支給額、月額1万円にすることが妥当な選択と思われれます。

議員報酬については、よく議員はボランティアでいいのだと言う人もおります。しかし議員にも生活があり、家族もいます。議員報酬は、所得税などを控除して国民年金や国民健康保険を引き、そこから政治活動に係る経費を引くと、手元に残る額はびっくりするほど少なく、余り人には言いたくありません。今では議員年金も廃止され、議員報酬だけで生活を立てるのは難しい時代です。2008年から日当制を導入した矢祭町の例を出してくる人もおりますが、2001年に合併しない宣言をして町政改革に取り組んできた日当制も、その一環でした。だが、この町に追随して日当制を導入した自治体は、いまだに出てきておりません。

昔は、議員になろうというのは、自営業を営んでいるなどある程度資産を所有している一部の人に限られておりました。サラリーマンが休職して立候補できるように企業の意識を変えるなど工夫をしなければ、サラリーマンが退職してまで立候補するにはリスクが多過ぎます。最近では、60歳以上で定年退職した比較的時間的にも金銭的にも余裕がある人以外は、なかなか議員に立候補して選挙で戦って、議席をとって議員になろうという人は、少ないです。まして議員報酬が低ければ、若い世代、特に子育て世代が議員になろうという人は、なかなか出てきません。地方分権が進み、議員の果たす役割はふえてきております。責任の重さに見合った額に引き上げ、若い世代も議員に専念できる額にするべきです。議員は報酬に見合う仕事をして、自分の仕事を見てくれと胸を張れる議員を誕生させ育てていくことが大事なことであって、議員は我々の税金で食わせてあげるのだからという考えで報酬は少ないほうがよいという考えの方は少数と思われます。むしろ議会は、追認議会ではなく、行政と議会がしのぎを削る姿が議会への関心を高め、議員になってみようと思う人をふやし、議会が本来期待されている役割を果たしていくことが市民が一番望んでいることと思われます。

那珂市議会議員定数等調査特別委員会は去年8回開催し、議会基本条例に基づいて公聴会を開催いたしました。公聴会での主な意見として、「議員定数は18人にすべきで、議員報酬は増額すべきだ」が、大多数の意見でした。これらの市民の意見などを参考にしながら、委員会で意見を集約し、議会定数18人、報酬5万円増、政務活動費月額1万円という結論に達しました。このようなことから、公述人の方々の意見結果と長時間審議を尽くし、エネルギーを費やした特別委員会の意見集約の結果を尊重すべきです。これにより議会の運営費が圧縮され、年額約1,000万円以上の議会費を削減することによって、本市の財政を圧迫することなくトータル的に財政的な効果が出てくることを、多くの市民は期待しております。よって、議員の削減、議員報酬の増額、政務活動費の減額に賛成いたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 続いて、木村静枝議員の発言を許します。

木村議員。

○20番（木村静枝君） 私は、議員定数の削減に反対する立場から討論いたします。

議員を少数精鋭でやると言いますが、たくさんの議案に目を通し、そしてそれを審議するには、やはり少ない目よりは多くの目を見たほうがしっかりと審議が進められると

思います。また、定数が少なければ少ないほど、女性、若者、こういう立場の弱い人がなかなか議員になれません。どうしても力の強い男性のほうに集中してしまいます。あと、今投票率が大変下がっているというようなことで、国会などでもいろいろ話されておりますけれども、やはり小選挙区にした結果、もうあの人が当選だから自分たちは関係ないと、政治離れをしてしまっている。関心がない。やはり、身近に議員がいることによって自分たちの意見が伝えられる、また政治の内容が聞けるということで、政治にも関心が出て、投票率も上がるということなわけですけれども、少なくなればなるほど議員が遠くになって、高ねの花になって、そして市民から離れていく。やがて議会が消滅するのではないかというふうには思います。執行部が何百人いる中で、議員が本当に十何人で議案の精査ができるのか非常に心配です。そういう点で、定数削減については反対をいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は起立による採決を行います。発議第1号は原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） ご着席を願います。

起立多数と認めます。

よって、発議第1号は原案可決することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時35分といたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

---

### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第7、発議第2号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者から説明を求めます。

議会運営委員会、遠藤 実委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤 実君） 発議第2号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の発議を別紙のとおり提出する。平成27年3月20日提出。那珂市議会議会運営委員会委員長、遠藤 実。

提案理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が公布されたことに伴い、条例を改正するものです。

那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例。

那珂市議会委員会条例（昭和43年那珂町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

附則。

（施行期日）

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の那珂市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、改正前の那珂市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第8、発議第3号 那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者から説明を求めます。

議会運営委員会、遠藤 実委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤 実君） 発議第3号 那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の発議を別紙のとおり提出する。平成27年3月20日提出。那珂市議会議会運営委員会委員長、遠藤 実。

提案理由。政務活動費の支出経費について、支出経費区分の統合を行うことにより、わかりやすい支出経費区分とするものです。

那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年那珂町条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

お手元の記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

様式第1号を次のように改める。

お手元の記載のとおりでございます。

最後のページでございます。

附則。

（施行期日）

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2、この条例の施行の日前に現に交付されている政務活動費については、なお従前の例による。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

○議長（助川則夫君） 日程第9、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の継続調査申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務及び所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本会議に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成27年第1回那珂市議会定例会の閉会に当りまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成27年度各種会計予算をはじめ総数49件の議案につきまして、慎重なるご審議をいただきました。いずれも原案どおり議決をいただきまして、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

また、各常任委員会におきましては、3日間にわたり、来年度の当初予算や各種議案につきまして熱心にご審議をいただき、また貴重な意見も多数頂戴いたしました。常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、いよいよ本年度も残すところわずかとなってまいりました。この1年、市勢の進展に向け、職員ともども一丸となって精いっぱい取り組んできたところでございます。新年度を前に、本日ここに議決されました新年度予算につきましては、適切・迅速・明朗な事務事業の執行に努めるとともに、市民生活の安全・安心の確立のため、これまで以上に力を注いでいきたいと、改めて決意をしているところでございます。

議員の皆様におかれましては、ご健康に十分に留意されまして、今後ますますご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、引き続き市民の皆様の声を私ども執行部にお届

けいただき、ともに本市の輝かしい未来のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

18日間本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） これにて平成27年第1回那珂市議会定例会を閉会いたします。

なお、この後広報編集委員会を開催いたしますので、委員は直ちに第2委員会室にご参集を願います。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 助 川 則 夫

那珂市議会議員 木 村 静 枝

那珂市議会議員 海 野 進

那珂市議会議員 木 内 良 平